

# 近畿ブロック発注者協議会（第13回）幹事会

日時：平成28年 7月 1日（金）

14：00～16：00

場所：大阪合同庁舎第1号館  
第1別館2階大会議室

## 議 事 次 第

### I. 開 会

### II. 挨 拶

### III. 議 事

1. 近畿ブロック発注者協議会の運営について
2. 運用指針に基づく発注関係事務の適切な履行について
3. 発注者間の連携及び協力体制について
4. その他
5. 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者登録
6. 連絡事項

### IV. 閉 会

#### ~~~~~ 【 配 布 資 料 】 ~~~~~

- 議事次第
  - 幹事会出席者名簿、配席図
  - 資料-1 近畿ブロック発注者協議会の運営について
  - 資料-1-1 「近畿ブロック発注者協議会」設置要領（改正案）
  - 資料-2 運用指針に基づく発注関係事務の適切な履行について
  - 資料-3 発注者間の連携及び協力体制について
  - 資料-4 その他
  - 資料-5 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者登録
  - 資料-6 連絡事項
- ~~~~~



# 1. 近畿ブロック発注者協議会の運営について

---

- (1) 近畿ブロック発注者協議会スケジュール(案)
- (2) 平成28年度近畿ブロック発注者協議会実施体制(案)
- (3) 府県毎地域発注者協議会の設置及び開催状況



# (2) 平成28年度近畿ブロック発注者協議会実施体制 (案)

運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できる連携・支援体制を強化

## ■近畿ブロック発注者協議会の体制

近畿ブロック発注者協議会の設置要領を平成28年8月22日協議会開催時改正予定 ⇒ 市町村委員等の交替

各種取組みを重点的に検討、調整し、より効率的な展開を図れるよう設置要領に基づく「工事検査分科会」を新設(H28.4)

## ■近畿ブロック発注者協議会の構成図 平成28年度実施体制(案)

### ■近畿ブロック発注者協議会

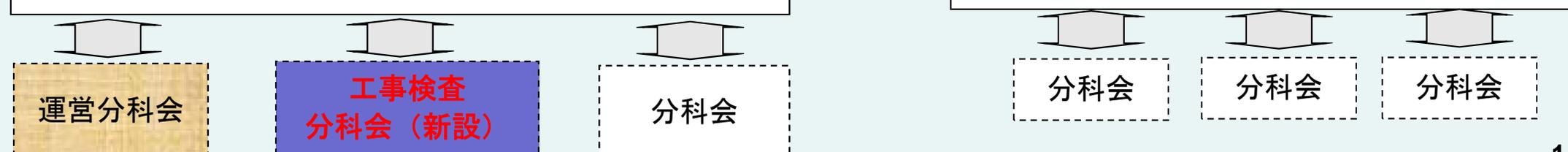
- 国の機関 14 機関  
国土交通省、農林水産省、財務省、経済産業省、環境省、防衛省、警察庁、林野庁、海上保安庁、高等裁判所
- 地方公共団体 25 機関  
7 府県、4 政令市、14 市町村 (委員等の交替)
- 特殊法人等 15 機関 (▲1 機関)

### ■近畿ブロック発注者協議会 幹事会

- 発注者協議会の54 機関

### ■府県毎地域発注者協議会

- 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 全市町村 (211 市町村)  
(引き続き首長に格上を検討)
- 近畿地方整備局
- 政令市 (オブザーバー)



平成28年2月22日現在

# (3) 府県毎地域発注者協議会の設置及び開催状況

| 府県名  | 施行日                        | 協議会の構成          |   |   |                                 | 首長参画への状況   | 備考(H27年度開催実績)   |   |
|------|----------------------------|-----------------|---|---|---------------------------------|--|---|---|
|      |                            | 会長              | 副会長   | 委員  | オブザーバー                          |  |   |   |
| 福井県  | H27.3.19                   | ・福井県 土木部長       | ・近畿地整 総括技術検査官<br>・福井県 土木部技幹                   | ・市町 技術管理担当課長<br>・市町 入札契約担当課長 等<br>・福井県 関係課長 等<br>・福井県 各土木事務所長<br>・近畿地整 営繕品質管理官<br>・近畿地整 関係事務所長 等              | -                               | ・福井県 土木部 土木管理課<br>・近畿地整 技術管理課<br>・福井河川国道事務所              | ・委員は課長級とし、首長に諮る案件が発生した場合に別途の懇談会等の場を設けることで対応予定。                | ・「入札契約分科会」「技術管理分科会」「検査分科会」を設置。<br>・H27. 9. 2開催  |
| 滋賀県  | H27.4.1                    | ・滋賀県 土木交通部長     | ・近畿地整 総括技術検査官<br>・滋賀県 土木交通部次長 (事務、技術)         | ・市 技術担当部長<br>・町 技術担当課長<br>・滋賀県 監理課長、室長 等<br>・滋賀県 各土木事務所長<br>・近畿地整 営繕品質管理官<br>・近畿地整 関係事務所長 等                   | -                               | ・滋賀県 監理課 技術管理室<br>・近畿地整 技術管理課<br>・滋賀国道事務所                | ・協議会の設立を最優先とし、設立した協議会での議論の中で首長参画を調整・検討したい。                    | ・H27. 6. 3開催  |
| 京都府  | H21.4.1<br>(改正)<br>H27.5.1 | ・京都府 副知事        | ・京都府 建設交通部長<br>・市長会会長<br>・町村会会長<br>・近畿地整 企画部長 | ・市町村長   | ・京都市 建設局担当局長                    | ・京都府 指導検査課<br>・近畿地整 技術管理課<br>・福知山河川国道事務所                 | ・前回(3/4)の協議会で首長を委員とする規約改正案を提案。<br>・市町村に意見照会し、H27.5.1から改正案を施行。 | ・市町村担当課長、京都府担当課、京都府土木事務所、近畿地整総括技術検査官、近畿地整事務所長等による幹事会を設置。<br>・H27. 9. 17幹事会<br>・H27. 12. 24幹事会                                     |
| 大阪府  | H27.4.1                    | ・大阪府 都市整備部長     | ・近畿地整 総括技術検査官                                 | ・市町村 技術担当課長 等<br>・大阪府 技術管理課 参事<br>・大阪府 農林水産部 課長<br>・近畿地整 営繕品質管理官<br>・近畿地整 関係事務所長 等                            | ・大阪市 建設局 担当課長<br>・堺市 建設局 土木監理課長 | ・大阪府 技術管理課<br>・近畿地整 技術管理課<br>・淀川河川事務所                    | ・協議会の設立を最優先とし、設立した協議会での議論の中で首長参画を調整・検討したい。                    | ・H27. 6. 25開催   |
| 兵庫県  | H27.4.1                    | ・兵庫県 県土整備部長     | ・近畿地整 総括技術検査官                                 | ・市町 担当課長 等<br>・兵庫県 技術企画課・契約管理課・営繕課 各課長<br>・兵庫県 農政環境部 総務課長<br>・兵庫県 土木事務所長 等<br>・近畿地整 営繕品質管理官<br>・近畿地整 関係事務所長 等 | ・神戸市 建設局 技術管理担当部長               | ・兵庫県 技術企画課<br>・近畿地整 技術管理課<br>・兵庫国道事務所                    | ・協議会は市町村課長級で設立。首長参加については今後、調整・検討。                             | ・H27. 8. 7開催<br>・H28. 2. 5説明会   |
| 奈良県  | H27.3.16                   | ・奈良県 県土マネジメント部長 | ・近畿地整 総括技術検査官<br>・奈良県 技術管理課長                  | ・市町村 技術管理主管課長 等<br>・奈良県 奈良土木事務所長<br>・奈良県 公共工事契約課長 建設業指導室長<br>・近畿地整 営繕品質管理官<br>・近畿地整 関係事務所長 等                  | -                               | ・奈良県 技術管理課<br>・近畿地整 技術管理課<br>・奈良国道事務所                    | ・協議会は市町村課長級で設立。首長参加については今後、調整・検討。                             | H27.3.16の協議会で、H27.4.1以降は県内の全市町村において「歩切り」を廃止することを確認。<br>・H27. 10. 30開催   |
| 和歌山県 | H27.5.12                   | ・和歌山県 県土整備部長    | ・和歌山県市長会会長<br>・和歌山県町村会会長<br>・近畿地整 総括技術検査官     | ・市町村長<br>・和歌山県 農林水産部長<br>・和歌山県 各振興局 建設部長<br>・近畿地整 営繕品質管理官<br>・近畿地整 関係事務所長 等                                   | -                               | ・和歌山県 技術調査課<br>・和歌山県 公共建築課<br>・近畿地整 技術管理課<br>・和歌山河川国道事務所 | ・市町村長を委員として設立   | 和歌山県県土整備部技術調査課長を幹事長、市町村担当課長、和歌山県各振興局担当課長、近畿地整技術管理課長、近畿地整事務所副所長等を委員とする幹事会を設置。<br>・H27. 5. 12開催<br>・H27. 7. 22幹事会<br>・H28. 1. 15幹事会 |

# (3) 府県毎地域発注者協議会の設置及び開催状況

## 取り組み状況、予定について(1/2)

平成28年 6月現在

|     | H27年度府県ブロックの実施状況  | H28年度府県ブロックの取り組み予定  | 課題   |
|-----|---|---|--|
| 福井県 | 福井県地域発注者協議会(H27.9.2)<br>・公共工事の品質確保の促進に関する取組み等についての情報交換および情報共有<br><br>福井県地域発注者協議会 検査分科会(H27.11.11)<br>・基準等の標準化共有化説明会   | 福井県地域発注者協議会の開催(開催時期未定)                                      | 平準化に向けた取り組み<br>市町の総合評価   |
| 滋賀県 | 滋賀県地域発注者協議会(第1回)開催(H27.6.3)<br>・発注者間の連携・支援について<br>・発注関係事務の適切な実施について<br><br>滋賀県公共工事契約業務連絡協議会の開催(H27.7.10)<br>・一般競争入札の導入・拡大<br>・総合評価方式の積極的な導入・拡充<br><br>基準等の標準化共有化説明会の開催(H27.12.18) | 地域発注者協議会および公共工事契約業務連絡協議会の開催(H28.6.29)                       | 品質確保の促進に向けた取組<br><br>総合評価方式の未導入の市町があるため、引き続き入札契約制度の改善を図っていく。   |
| 京都府 | 2回開催(京都府公共工事契約業務連絡協議会と合同開催)(H27.9.17及びH27.12.24)  | 2回開催予定(京都府公共工事契約業務連絡協議会と合同開催)(開催時期は未定)                      | ・地域の実情に応じた入札契約制度の改正が求められているが、地元建設業界の実態把握が十分でない(地域別・年齢別・性別の就業者数、休日の状況、給与の状況等)<br>・人的、財政的に厳しい市町村が入札制度改革を効率的に進められるよう、取り組むべき最低ラインを示す必要がある。 |
| 大阪府 | 大阪府地域発注者協議会(第1回)開催(H27.6.26)<br>・改正品確法と「発注関係事務の運用に関する指針」について<br>・H27年度の発注者協議会における活動予定について<br>各市町村におけるニーズ調査のためにアンケートを実施(H27.8)<br>・ニーズの多い分野をH28重点課題として抽出                           | 開催時期未定<br><br>前年度に抽出した課題について関係自治体間の連携を図るため、研修の実施や分科会の設置を検討中 | ・平準化に向けた債務負担行為の活用<br>・受注者と発注者の情報共有<br>・予定価格の事後公表 等   |

# (3) 府県毎地域発注者協議会の設置及び開催状況

## 取り組み状況、予定について(2/2)

平成28年 6月現在

|      | H27年度府県ブロックの実施状況   | H28年度府県ブロックの取り組み予定   | 課題  |
|------|--|--|---|
| 兵庫県  | 兵庫県地域発注者協議会(H27.8.7)<br>・発注者間の連携及び協力体制について<br>・兵庫県の取組み紹介<br><br>兵庫県地域発注者協議会 工事成績評定の共有化・標準化等に関する説明会(H28.2.5)<br>・工事成績評定の共有化・標準化<br>・工事成績評定に関する意見交換  | 第3回兵庫県地域発注者協議会の開催(開催時期は未定)                                     | 未定  |
| 奈良県  | 平成27年10月30日に第2回奈良県地域発注者協議会を開催。<br><b>【協議会の要旨】</b><br>・近畿ブロック地域発注者協議会の取組について情報提供<br>・以下について確認<br>①予定価格の適正な設定について<br>②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底について<br>③中間前払い制度の全市町村での活用について<br>④発注者間の連携体制の構築について<br>・総合評価落札方式による事業実施の推進<br>・工事成績評定制度の導入推進  | 10月頃に第3回奈良県地域発注者協議会を開催する予定                                     | 市町村では技術系職員が不足しており、さらなる奈良県の技術支援(指導)が必要。<br>→総合評価落札方式に対する支援<br>→工事成績評定制度の導入に対する支援   |
| 和歌山県 | ・平成27年5月12日に県内市町村長等を委員として第1回の和歌山県地域発注者協議会を開催し、今年度は「歩切り撤廃」と「低入札対策の導入」について取り組むことを決定。<br>・平成27年7月22日に幹事会を開催し、各発注機関の課題や取り組み状況について確認を行った。<br>・平成28年1月15日に第2回の幹事会を開催し、和歌山県の公共工事の発注調整(平準化に向けた取り組み)について、市町村等に周知及び協力依頼を行った。また、歩切り及び低入札対策の導入状況についても共有し、低入札対策の導入及び制度運用の徹底をお願いした。<br>・平成27年度の取り組みの結果、県内全市町村で「歩切りの撤廃」及び「低入札対策の導入」がなされ、今年度の目標が達成された。 | 平成28年4月26日に和歌山県地域発注者協議会幹事会を開催<br>平成28年5月12日に第2回和歌山県地域発注者協議会を開催 | ○低入札対策制度の運用徹底<br>・最低制限価格、調査基準価格の算定方法における中央公契連モデルの活用検討等<br>○工事監督検査基準の標準化・共有化の促進<br>・工事成績評定要領の策定等<br>○施工時期等の平準化に向けた取り組み<br>・数値目標の設定(上半期発注率の目標設定等) |

## 「近畿ブロック発注者協議会」設置要領(改正案)

(名称)

第1条 本会は、近畿ブロック発注者協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、近畿地方における国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、発注者の責務を果たすため、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換や情報共有などを行い、連携強化や支援及び発注者間相互の連絡調整を図り、もって近畿ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

(事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整等を行う。

- 一 公共工事の品質確保の促進に関する施策に対する目標設定や実施状況
- 二 発注者間相互の連携及び協力
- 三 発注者への支援
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事項

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、国土交通省近畿地方整備局長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、農林水産省近畿農政局整備部長及び代表府県部長をもってあてる。
- 5 副会長は、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長または会長が指名する者が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置くものとし、幹事会の会議は、幹事長が招集する。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、国土交通省近畿地方整備局企画部長をもってあてる。
- 4 幹事会に、副幹事長を置き、幹事長が指名する。
- 5 副幹事長は、幹事長に事故がある時は、その職務を代理する。

(分科会)

第7条 幹事会の効率的な運営を図るため、必要に応じて分科会を設置することができる。

(地域発注者協議会)

第8条 近畿ブロックの全ての市町村における公共工事の品質確保を促進するため、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の各府県に地域発注者協議会を設置する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、近畿地方整備局(企画部技術管理課)が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成20年11月13日から施行する。

この要領は、平成27年 3月24日から施行する。

この要領は、平成27年 8月24日から施行する。

この要領は、平成28年 8月22日から施行する。

## 第4条関係(委員)

|       |        |                         |
|-------|--------|-------------------------|
| 会 長   | 国土交通省  | 近畿地方整備局長                |
| 副 会 長 | 農林水産省  | 近畿農政局 農村振興部長            |
| 副 会 長 |        | 代表府県部長                  |
| 委 員   | 警察庁    | 近畿管区警察局 総務監察部長          |
|       | 財務省    | 近畿財務局 管財部長              |
|       | 財務省    | 大阪国税局 総務部次長             |
|       | 農林水産省  | 林野庁 近畿中国森林管理局 総務企画部長    |
|       | 経済産業省  | 近畿経済産業局 総務企画部長          |
|       | 国土交通省  | 近畿地方整備局 総務部長            |
|       | 国土交通省  | 近畿地方整備局 企画部長            |
|       | 国土交通省  | 近畿地方整備局 営繕部長            |
|       | 国土交通省  | 近畿地方整備局 港湾空港部長          |
|       | 国土交通省  | 近畿運輸局 総務部長              |
|       | 国土交通省  | 大阪航空局 空港部長              |
|       | 国土交通省  | 海上保安庁 第五管区海上保安本部 経理補給部長 |
|       | 国土交通省  | 海上保安庁 第八管区海上保安本部 総務部長   |
|       | 環境省    | 近畿地方環境事務所長              |
|       | 防衛省    | 近畿中部防衛局 調達部長            |
|       |        | 大阪高等裁判所 会計課長            |
|       | 福井県    | 土木部長                    |
|       | 滋賀県    | 土木交通部長                  |
|       | 滋賀県    | 農政水産部長                  |
|       | 京都府    | 建設交通部長                  |
|       | 京都府    | 農林水産部 技監                |
|       | 大阪府    | 都市整備部長                  |
|       | 大阪府    | 環境農林水産部長                |
|       | 兵庫県    | 県土整備部長                  |
|       | 兵庫県    | 農政環境部長                  |
|       | 奈良県    | 県土マネジメント部長              |
|       | 奈良県    | 農林部長                    |
|       | 和歌山県   | 県土整備部長                  |
|       | 和歌山県   | 農林水産部長                  |
|       | 京都市    | 建設局長                    |
|       | 大阪市    | 建設局長                    |
|       | 堺市     | 建設局長                    |
|       | 神戸市    | 建設局長                    |
|       | 福井市長   |                         |
|       | 池田町長   |                         |
|       | 近江八幡市長 |                         |
|       | 豊郷町長   |                         |
|       | 南丹市長   |                         |
|       | 井手町長   |                         |

八尾市長

千早赤阪村長

小野市長

多可町長

宇陀市長

十津川村長

海南市長

上富田町長

(独)水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部長

西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部長

本州四国連絡高速道路(株) 保全部長

阪神高速道路(株) 技術部長

新関西国際空港(株) 技術・安全部長

(独)国立文化財機構 京都国立博物館 副館長

(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 副館長

(独)国立美術館 京都国立近代美術館 館長

(独)国立美術館 京都国立国際美術館 館長

(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所 研究支援推進部長

(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部 大阪支社 総務部長

(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄清算事業 西日本支社 支社長

(独)都市再生機構 西日本支社 副支社長

~~(独)日本原子力研究開発機構 原子力科学研究部門 関西光科学研究所  
副所長兼管理部長~~

(国研)日本原子力研究開発機構 敦賀事業本部 業務管理部長

日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 事務所長

## 第6条関係(幹事)

|      |         |           |                       |
|------|---------|-----------|-----------------------|
| 幹事長  | 国土交通省   | 近畿地方整備局   | 企画部長                  |
| 副幹事長 | 農林水産省   | 近畿農政局     | 農村振興部 設計課長            |
| 副幹事長 |         | 代表府県課(室)長 |                       |
| 幹事   | 警察庁     | 近畿管区警察局   | 総務監察部 会計課長            |
|      | 財務省     | 近畿財務局     | 管財総括第三課長              |
|      | 財務省     | 大阪国税局     | 営繕監理官                 |
|      | 農林水産省   | 林野庁       | 近畿中国森林管理局 総務企画部 經理課長  |
|      | 経済産業省   | 近畿経済産業局   | 総務企画部 会計課長            |
|      | 国土交通省   | 近畿地方整備局   | 総務部 契約管理官             |
|      | 国土交通省   | 近畿地方整備局   | 企画部 技術調整管理官           |
|      | 国土交通省   | 近畿地方整備局   | 企画部 技術開発調整官           |
|      | 国土交通省   | 近畿地方整備局   | 企画部 総括技術検査官           |
|      | 国土交通省   | 近畿地方整備局   | 営繕部 営繕品質管理官           |
|      | 国土交通省   | 近畿地方整備局   | 港湾空港部 事業計画官           |
|      | 国土交通省   | 近畿地方整備局   | 総務部 契約課長              |
|      | 国土交通省   | 近畿地方整備局   | 企画部 技術管理課長            |
|      | 国土交通省   | 近畿地方整備局   | 営繕部 技術・評価課長           |
|      | 国土交通省   | 近畿地方整備局   | 港湾空港部 品質確保室長          |
|      | 国土交通省   | 近畿運輸局     | 総務部 会計課長              |
|      | 国土交通省   | 大阪航空局     | 空港部 技術管理課長            |
|      | 国土交通省   | 海上保安庁     | 第五管区海上保安本部 經理補給部 經理課長 |
|      | 国土交通省   | 海上保安庁     | 第八管区海上保安本部 総務部 經理課長   |
|      | 環境省     | 近畿地方環境事務所 | 自然環境整備課長              |
|      | 防衛省     | 近畿中部防衛局   | 調達部 調達計画課長            |
|      | 大阪高等裁判所 |           | 会計課長補佐                |
|      | 福井県     | 土木部       | 土木管理課長                |
|      | 滋賀県     | 土木交通部     | 技術管理室長                |
|      | 滋賀県     | 農政水産部     | 農政課長                  |
|      | 京都府     | 建設交通部     | 理事(指導検査課長)            |
|      | 京都府     | 農林水産部     | 農村振興課長                |
|      | 大阪府     | 都市整備部     | 事業管理室 技術管理課長          |
|      | 大阪府     | 環境農林水産部   | 検査指導課長                |
|      | 大阪府     | 総務部契約局    | 建設工事課長                |
|      | 兵庫県     | 県土整備部     | 県土企画局 技術企画課長          |
|      | 兵庫県     | 農政環境部     | 農政企画局 総務課長            |
|      | 奈良県     | 県土マネジメント部 | 技術管理課長                |
|      | 奈良県     | 農林部       | 農村振興課長                |
|      | 和歌山県    | 県土整備部     | 技術調査課長                |
|      | 和歌山県    | 県土整備部     | 公共建築課長                |
|      | 和歌山県    | 農林水産部     | 農業農村整備課長              |
|      | 京都市     | 建設局       | 監理検査課長                |
|      | 大阪市     | 建設局       | 工事監理担当課長              |

堺市 建設局 土木部 参事(区局連携・監理・調整担当)  
神戸市 建設局 担当部長(技術管理担当)  
福井市 財政部長  
池田町 産業振興課長  
近江八幡市 総務部長  
豊郷町 企画振興課長  
南丹市 監理課長  
井手町 理事(建設課長)  
八尾市 契約検査課長  
千早赤阪村 総務課長  
小野市 財政課長  
多可町 総務課長  
宇陀市 総務部長  
十津川村 建設課長  
海南市 管財情報課長  
上富田町 産業建設課長  
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部施設管理課長  
西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部 技術課長  
本州四国連絡高速道路(株) 保全部 技術管理課長  
阪神高速道路(株) 技術部 技術管理課長  
新関西国際空港(株) 技術・安全部部長  
(独)国立文化財機構 京都国立博物館 総務課長  
(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 総務課長  
(独)国立美術館 京都国立近代美術館 総務課長  
(独)国立美術館 国立国際美術館 総務課長  
(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所 研究支援推進部 総務課長  
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
鉄道建設本部 大阪支社 総務部 契約課長  
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
国鉄清算事業 西日本支社 総務課長  
(独)都市再生機構 西日本支社 技術監理部 工務・検査チームリーダー  
~~(独)日本原子力研究開発機構 原子力科学研究部門 関西光科学研究所  
管理部 経理課長~~  
(国研)日本原子力研究開発機構 敦賀事業本部 業務管理部 調達課長  
日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 施工管理課長

## 「近畿ブロック発注者協議会」運営規則

「近畿ブロック発注者協議会」設置要領について、下記のとおり運営規則を定める。

### 記

#### 第3条関係

##### 【活動内容】

協議会は公共工事の品質確保に向けた次の各号にあげる事項について討議を行う。

- ①総合評価の導入・拡大
- ②品質確保に関する取組みの情報共有・促進等
- ③地域貢献に関する評価の普及促進
- ④受注者間における適正な関係の構築

#### 第4条、第7条関係

##### 【副会長、副幹事長】

地方公共団体の代表で就任していただく協議会副会長及び副幹事長については、以下の順番制とする。

|        |      |
|--------|------|
| 平成20年度 | 大阪府  |
| 平成21年度 | 京都府  |
| 平成22年度 | 滋賀県  |
| 平成23年度 | 福井県  |
| 平成24年度 | 奈良県  |
| 平成25年度 | 和歌山県 |
| 平成26年度 | 兵庫県  |
| 平成27年度 | 大阪府  |
| 平成28年度 | 京都府  |
| 平成29年度 | 滋賀県  |
| 平成30年度 | 福井県  |
| 平成31年度 | 奈良県  |
| 平成32年度 | 和歌山県 |
| 平成33年度 | 兵庫県  |

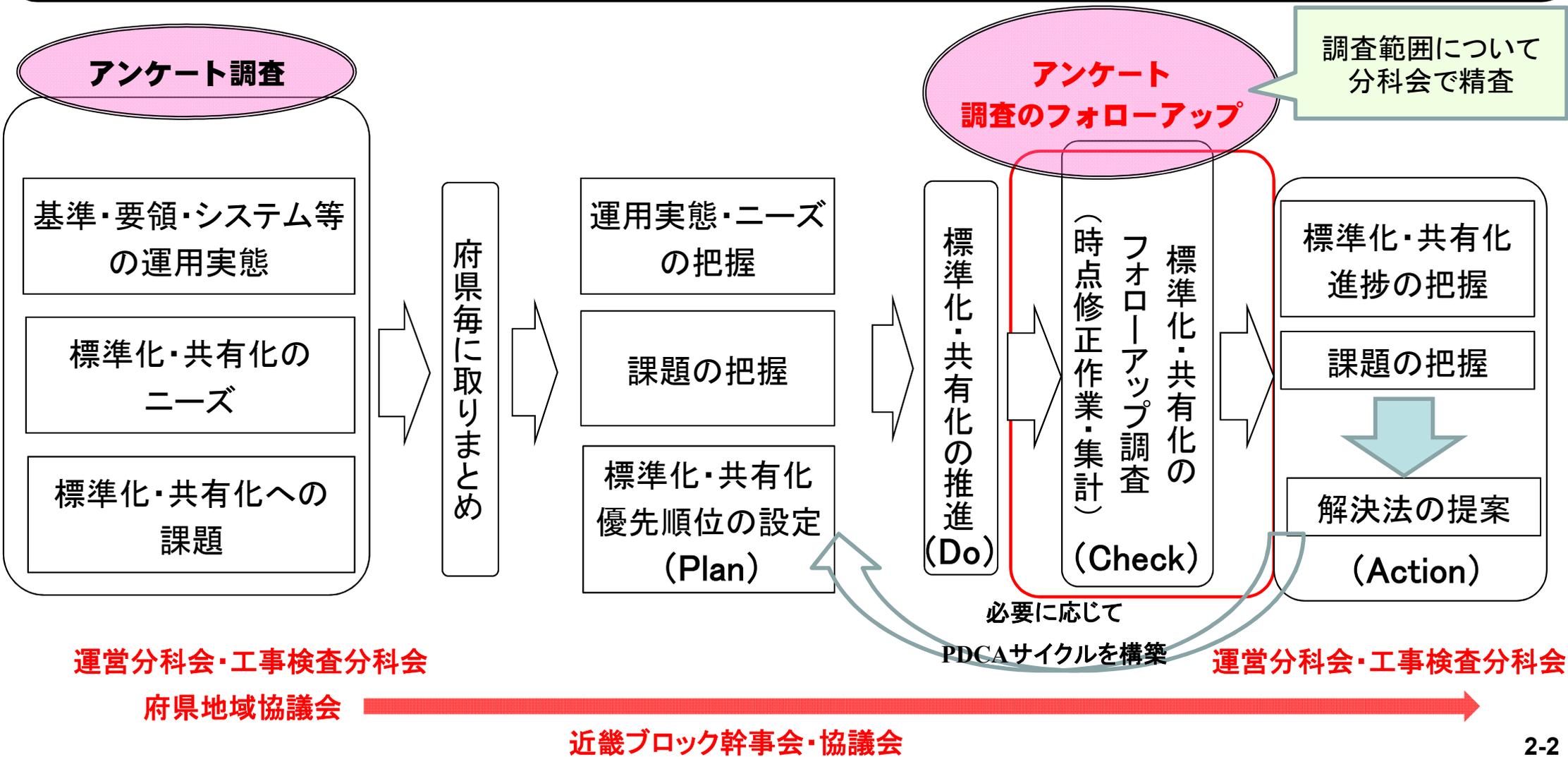
## 2. 運用指針に基づく発注関係事務の適切な履行について

- (1) 基準・要領・システム等の標準化・共有化
- (2) 工事監督検査基準の標準化・共有化
- (3) 歩切りの根絶
- (4) 低入札価格調査制度または最低制限価格制度の活用
- (5) i-Constructionの推進
- (6) 発注や施工時期等の平準化
- (7) 総合評価落札方式の普及
- (8) 平成28年度近畿ブロック発注協の取組内容の指標化(案)

# (1) 基準・要領・システム等の標準化・共有化

## 自治体における基準等の標準化・共有化にむけたフォローアップフロー

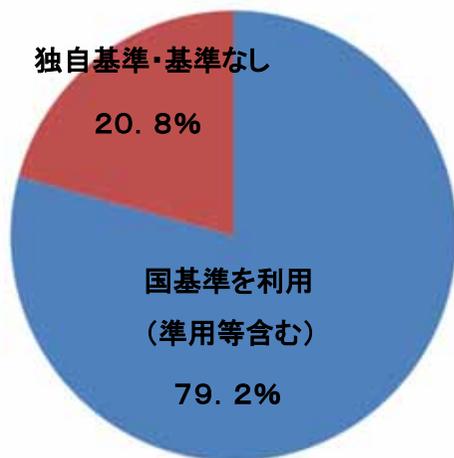
- 基準・要領・システム等の標準化・共有化に向け、全府県市町村を対象にアンケート調査を実施、とりまとめ
- 標準化・共有化の優先順位を定める目標を設定するとともに下半期にフォローアップ調査を実施
- 標準化・共有化の進捗や課題を把握し解決法を提案する



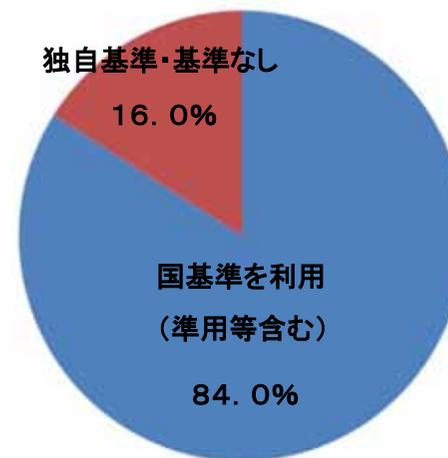
# (1) 基準・要領・システム等の標準化・共有化

■ 府県政令市に比べて市町村の基準・要領の標準化率は低いですが、「独自基準」や「基準無し」が概ね減少しており基準・要領の標準化が進んでいる。(28年1月調査)

## 府県政令市

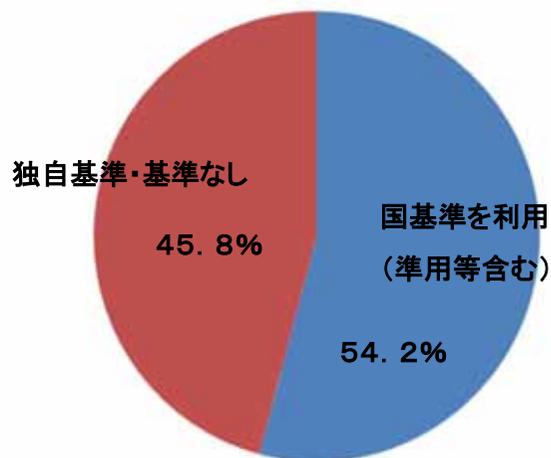


27年度

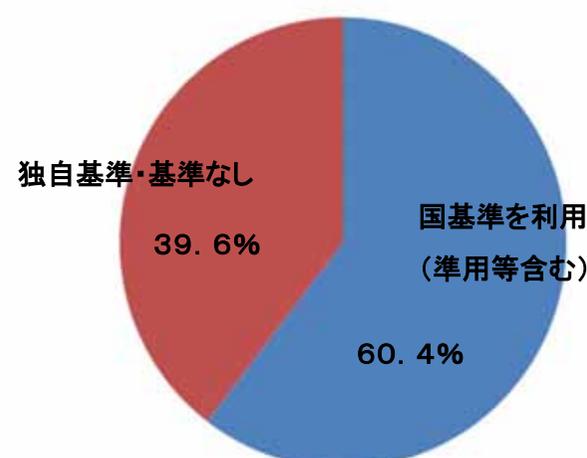


28年度

## 市町村



27年度



28年度

# (1) 基準・要領・システム等の標準化・共有化

## 国基準を利用していない理由

調査時期：平成28年1月 近畿ブロック発注者協議会調査

| 基準類(国土交通省)                                  | 使用状況                  |        |                                     |      |                    |      |                                |      |                             |      |      |      |                                   |      |                  |      |        |      |
|---|-----------------------|--------|-------------------------------------|------|--------------------|------|--------------------------------|------|-----------------------------|------|------|------|-----------------------------------|------|------------------|------|--------|------|
|   | ④国基準を利用せずに独自の基準を持っている | ⑤基準がない | 左記で④または⑤を選択した場合は利用しない理由を記載          |      |                    |      |                                |      |                             |      |      |      | 左記で④または⑤と選択した場合は標準化・共有化についての意向を記載 |      |                  |      |        |      |
|   |                       |        | 国基準等に該当する業務がない・該当する業務が少なく基準等の必要性がない |      | 国基準等が実態にそぐわず利用できない |      | 国基準等を使いたいに対応できる職員が不足しており利用できない |      | 国基準等を利用しない理由は特に何も無いが利用していない |      | その他  |      | Ⅰ. 標準化共有化したい・していくべき               |      | Ⅱ. 標準化共有化する必要はない |      | Ⅲ. その他 |      |
|   |                       |        | 自治体数                                | 率(%) | 自治体数               | 率(%) | 自治体数                           | 率(%) | 自治体数                        | 率(%) | 自治体数 | 率(%) | 自治体数                              | 率(%) | 自治体数             | 率(%) | 自治体数   | 率(%) |
| 建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン | 16                    | 149    | 62                                  | 38%  | 28                 | 17%  | 30                             | 18%  | 31                          | 19%  | 14   | 8%   | 104                               | 63%  | 38               | 23%  | 23     | 14%  |
| 設計業務等標準積算基準書                                | 0                     | 7      | 0                                   | 0%   | 2                  | 28%  | 3                              | 43%  | 2                           | 29%  | 0    | 0%   | 6                                 | 86%  | 1                | 14%  | 0      | 0%   |
| 官庁施設の設計業務等積算基準                              | 3                     | 50     | 16                                  | 30%  | 11                 | 21%  | 10                             | 19%  | 13                          | 24%  | 3    | 6%   | 38                                | 72%  | 9                | 17%  | 6      | 11%  |
| 条件明示ガイドライン(案)(土木設計)                         | 3                     | 151    | 20                                  | 13%  | 18                 | 12%  | 35                             | 23%  | 72                          | 47%  | 9    | 6%   | 119                               | 77%  | 20               | 13%  | 15     | 10%  |
| 公共土木設計業務等標準委託契約約款                           | 24                    | 23     | 3                                   | 6%   | 12                 | 26%  | 10                             | 21%  | 18                          | 38%  | 4    | 9%   | 40                                | 85%  | 7                | 15%  | 0      | 0%   |
| 委託業務等成績評定要領                                 | 22                    | 142    | 22                                  | 14%  | 30                 | 18%  | 43                             | 26%  | 53                          | 32%  | 16   | 10%  | 114                               | 69%  | 26               | 16%  | 24     | 15%  |
| 公共工事標準請負契約約款                                | 2                     | 7      | 2                                   | 22%  | 1                  | 11%  | 1                              | 11%  | 3                           | 34%  | 2    | 22%  | 7                                 | 78%  | 2                | 22%  | 0      | 0%   |
| 条件明示について                                    | 1                     | 95     | 14                                  | 15%  | 13                 | 13%  | 24                             | 25%  | 40                          | 42%  | 5    | 5%   | 77                                | 80%  | 10               | 11%  | 9      | 9%   |
| 土木工事標準積算基準書                                 | 0                     | 3      | 1                                   | 34%  | 0                  | 0%   | 1                              | 33%  | 1                           | 33%  | 0    | 0%   | 3                                 | 100% | 0                | 0%   | 0      | 0%   |
| 土木工事標準積算基準書(参考資料)(国土交通省 近畿地方整備局)            | 0                     | 10     | 0                                   | 0%   | 2                  | 20%  | 1                              | 10%  | 4                           | 40%  | 3    | 30%  | 8                                 | 80%  | 2                | 20%  | 0      | 0%   |
| 土木工事標準積算基準書(積算資料)(国土交通省 近畿地方整備局)            | 0                     | 11     | 0                                   | 0%   | 2                  | 18%  | 1                              | 9%   | 4                           | 37%  | 4    | 36%  | 9                                 | 82%  | 2                | 18%  | 0      | 0%   |
| 積算基準の制定について(公共建築工事積算基準)                     | 2                     | 34     | 5                                   | 14%  | 4                  | 11%  | 10                             | 28%  | 15                          | 42%  | 2    | 5%   | 27                                | 75%  | 8                | 22%  | 1      | 3%   |
| 国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン              | 21                    | 115    | 35                                  | 26%  | 28                 | 20%  | 30                             | 22%  | 24                          | 18%  | 19   | 14%  | 84                                | 62%  | 34               | 25%  | 18     | 13%  |
| 予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて                    | 9                     | 81     | 19                                  | 21%  | 9                  | 10%  | 15                             | 17%  | 28                          | 31%  | 19   | 21%  | 44                                | 49%  | 32               | 36%  | 14     | 15%  |
| 工事請負契約に係る低入札価格調査基準<br>中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル  | 9                     | 75     | 22                                  | 26%  | 5                  | 6%   | 27                             | 32%  | 15                          | 18%  | 15   | 18%  | 51                                | 61%  | 21               | 25%  | 12     | 14%  |

# (1) 基準・要領・システム等の標準化・共有化

## 国基準を利用していない理由

調査時期：平成28年1月 近畿ブロック発注者協議会調査

| 基準類(国土交通省)                | 使用状況                  |        |                                     |      |                    |      |                                |      |                             |      |      |      |                                   |      |                   |      |          |      |
|---------------------------|-----------------------|--------|-------------------------------------|------|--------------------|------|--------------------------------|------|-----------------------------|------|------|------|-----------------------------------|------|-------------------|------|----------|------|
|                           | ④国基準を利用せずに独自の基準を持っている | ⑤基準がない | 左記で④または⑤を選択した場合は利用しない理由を記載          |      |                    |      |                                |      |                             |      |      |      | 左記で④または⑤と選択した場合は標準化・共有化についての意向を記載 |      |                   |      |          |      |
|                           |                       |        | 国基準等に該当する業務がない・該当する業務が少なく基準等の必要性がない |      | 国基準等が実態にそぐわず利用できない |      | 国基準等を使いたいに対応できる職員が不足しており利用できない |      | 国基準等を利用しない理由は特に何もないが利用していない |      | その他  |      | I. 標準化共有化したい・していきべき               |      | II. 標準化共有化する必要はない |      | III. その他 |      |
|                           |                       |        | 自治体数                                | 率(%) | 自治体数               | 率(%) | 自治体数                           | 率(%) | 自治体数                        | 率(%) | 自治体数 | 率(%) | 自治体数                              | 率(%) | 自治体数              | 率(%) | 自治体数     | 率(%) |
| 土木工事共通仕様書                 | 2                     | 5      | 0                                   | 0%   | 1                  | 14%  | 3                              | 43%  | 3                           | 43%  | 0    | 0%   | 7                                 | 100% | 0                 | 0%   | 0        | 0%   |
| 土木工事施工管理基準及び規格値           | 1                     | 4      | 0                                   | 0%   | 0                  | 0%   | 2                              | 40%  | 3                           | 60%  | 0    | 0%   | 5                                 | 100% | 0                 | 0%   | 0        | 0%   |
| 写真管理基準(案)                 | 2                     | 14     | 0                                   | 0%   | 1                  | 6%   | 6                              | 38%  | 9                           | 56%  | 0    | 0%   | 14                                | 87%  | 0                 | 0%   | 2        | 13%  |
| 工場現場等における施工体制の点検要領        | 9                     | 48     | 5                                   | 9%   | 5                  | 9%   | 15                             | 26%  | 28                          | 49%  | 4    | 7%   | 46                                | 81%  | 6                 | 10%  | 5        | 9%   |
| 工事監督基準関係                  | 9                     | 57     | 5                                   | 8%   | 10                 | 15%  | 17                             | 26%  | 30                          | 45%  | 4    | 6%   | 54                                | 82%  | 5                 | 7%   | 7        | 11%  |
| 土木工事監督技術基準(案)にかかる重点監督について | 5                     | 104    | 25                                  | 23%  | 11                 | 10%  | 25                             | 23%  | 40                          | 37%  | 8    | 7%   | 76                                | 70%  | 17                | 16%  | 16       | 15%  |
| 工事検査基準関係                  | 17                    | 86     | 11                                  | 11%  | 12                 | 12%  | 27                             | 26%  | 47                          | 45%  | 6    | 6%   | 78                                | 76%  | 15                | 14%  | 10       | 10%  |
| 工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版) | 18                    | 111    | 13                                  | 10%  | 20                 | 16%  | 27                             | 21%  | 62                          | 48%  | 7    | 5%   | 91                                | 71%  | 25                | 19%  | 13       | 10%  |
| 工事施工調整会議(三者会議)ガイドライン(案)   | 7                     | 167    | 35                                  | 20%  | 22                 | 13%  | 39                             | 22%  | 69                          | 40%  | 9    | 5%   | 115                               | 67%  | 37                | 21%  | 22       | 13%  |
| 工事監督におけるワンデーレスポンスの実施について  | 5                     | 172    | 22                                  | 12%  | 21                 | 12%  | 47                             | 27%  | 75                          | 42%  | 12   | 7%   | 119                               | 67%  | 40                | 23%  | 18       | 10%  |
| 工事成績評定                    | 54                    | 44     | 8                                   | 8%   | 24                 | 24%  | 29                             | 30%  | 27                          | 28%  | 10   | 10%  | 68                                | 69%  | 11                | 11%  | 19       | 19%  |
| 小規模(市町村)工事成績評定要領(案)       | 28                    | 127    | 20                                  | 13%  | 31                 | 20%  | 44                             | 28%  | 46                          | 30%  | 14   | 9%   | 106                               | 68%  | 21                | 14%  | 28       | 18%  |
| 公共建築工事成績評定要領作成指針          | 30                    | 108    | 20                                  | 15%  | 24                 | 17%  | 46                             | 33%  | 38                          | 28%  | 10   | 7%   | 100                               | 72%  | 17                | 12%  | 21       | 15%  |
| 建築設計等委託業務成績評定要領作成指針       | 25                    | 150    | 23                                  | 13%  | 27                 | 15%  | 56                             | 32%  | 54                          | 31%  | 15   | 9%   | 124                               | 71%  | 27                | 15%  | 24       | 14%  |

# (1) 基準・要領・システム等の標準化・共有化

【管内市町村検査担当者、発注協担当者を対象に説明会を開催(標準化・共有化)】

■説明会内容(基準類の標準化共有化 ← 直轄基準や取組についての説明)

- ・条件明示(入契制度の説明)
- ・低入札、公契連モデル
- ・施工体制点検要領

## ○工事監督基準

## ○工事検査基準

- ・設計変更ガイドライン等(条件明示を含む)
- ・建築工事積算基準

※ **工事監督、検査基準の標準化・共有化について**  
 集中的に実施することを分科会(府県政令市)  
 で提案。(1府県2~6市町村でH27年度試行)



技術副所長より説明

◆近畿管内31自治体において同一  
 工事成績評価基準で試行を実施

### 試行自治体

|       |     |     |      |     |      |
|-------|-----|-----|------|-----|------|
| 福井県   | 福井市 |     |      |     |      |
| 近江八幡市 | 甲賀市 | 米原市 |      |     |      |
| 京都府   | 京都市 | 亀岡市 | 京丹後市 | 宇治市 |      |
| 大阪府   | 大阪市 | 堺市  | 東大阪市 | 八尾市 | 富田林市 |
| 兵庫県   | 神戸市 | 姫路市 | 加古川市 | 宝塚市 |      |
| 大和郡山市 | 天理市 | 五條市 | 宇陀市  | 斑鳩町 | 三宅町  |
| 和歌山県  | 橋本市 | 岩出市 | 日高川町 |     |      |

## (2) 工事監督検査基準等の標準化・共有化

### ◆国土交通省「重点施策2015」

社会資本整備の生産性を高める生産管理システムを強化し「施工・仕様」「工事関係書類」「成績評定」の三大標準化を目指す。

### ◆品確法運用指針

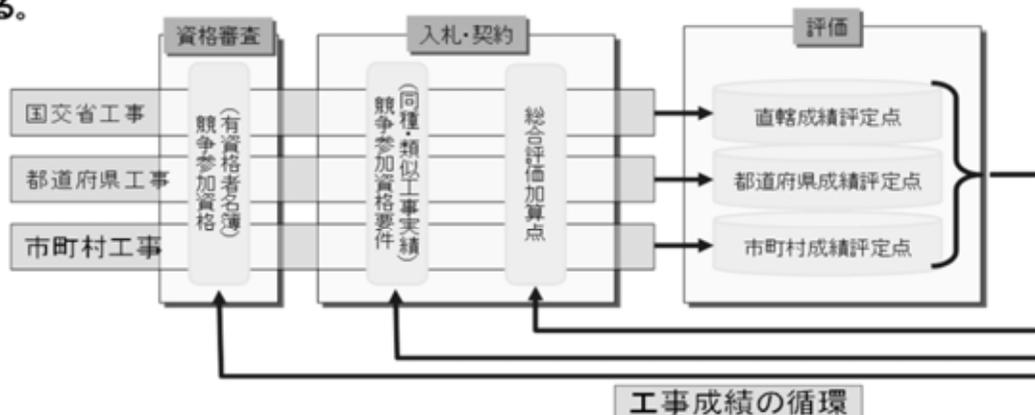
工事成績評定については、評定結果の発注者間の相互利用を促進するため、各発注者間の連携により評定項目、評定方法の標準化を進める。

(背景)

- ・建設業の技術者の約3割が100時間以上の所定外労働を強いられている
  - ・死傷事故が製造業の約2倍に上り、労働環境の改善が必要
- ⇒人口減少社会に対応するため生産性向上が不可欠であり、諸基準を標準化することで効率化と高付加価値化を目指す

### 工事成績共有化の目的

- 一つの工事の成績評定点が、当該発注者に限らず複数の発注者において共通利用されることにより、工事成績の重要性が増加する。このため、企業の工事品質に対する向上努力(成績評定点向上のインセンティブ)が期待され、公共工事の品質確保に向けた好循環が構築される。



- 直轄及び都道府県の工事成績評定を市町村が活用可能な環境を整備することにより、市町村での総合評価方式拡大の動機となる。又、直轄工事の工事成績評定を都道府県が活用することにより総合評価方式の充実が可能。
- 他機関実績を有効に活用することにより、より適切な評価が可能となり、入札における技術競争がさらに充実する。

基準の標準化は発注者、受注者の双方にメリット

工事成績評定について、評定結果の発注者間の相互利用を促進  
(府県政令市発注工事実績を直轄工事の総合評価で活用などを実施済み)

→ 成績評定項目、評定方法の標準化を図る

## 【近畿ブロック発注者協議会 工事検査分科会を新設】

平成28年度より

・工事成績評定要領の更なる標準化を推進する。

|                  | 府県政令市<br>検査担当者会議 | 発注者協議会<br>運営分科会 |
|------------------|------------------|-----------------|
| 工事検査事務に係る情報共有    | ○                | ○               |
| 申し合わせ等の改訂作業      | ○                |                 |
| 標準化、共有化(府県政令市)   | ○                |                 |
| 標準化、共有化(市町村)     |                  | ○               |
| 小規模工事成績評定要領(案)検討 | ○                |                 |
| 市町村支援            |                  | ○               |
| 検査技術の向上          | ○                | ○               |
| 出前講座             | ○                |                 |
| 研修会              |                  | ○               |
| 直轄工事の検査臨場        | ○                |                 |



| 発注者協議会<br>工事検査分科会 |   |
|-------------------|---|
|                   | ○ |
|                   | ○ |
|                   | ○ |
|                   | ○ |
|                   | ○ |
|                   | ○ |
|                   | ○ |
|                   | ○ |
|                   | ○ |
|                   | ○ |

### 標準化作業メニュー(案)

- ・考査項目別運用表の標準化
- ・考査項目別運用表の評価ばらつきをなくす方を講じる
- ・発注機関毎の平均評定点が大きく乖離しないことを目指す
- ・結果として標準化が不可能な自治体については、その理由・要因等について整理をする  
(地域特性等)

## H27年度 出前講座の開催実績 ・18団体で約1,200名の参加

## H28年度 出前講座の開催予定

| 番号 | 講演等依頼先   | 講演実施日      | 参加人数 | 講座名                             |
|----|----------|------------|------|---------------------------------|
| 1  | 貝塚市      | 平成28年5月30日 | 20   | 入札・契約制度について                     |
| 2  | 奈良県      | 平成28年6月24日 | 50   | 建設行政を取り巻く最近の話題、適正な検査と工事成績評定について |
| 3  | 福井県建設業協会 | 平成28年7月14日 | 80   | 入札・契約制度について                     |
| 4  | 福井県建設業協会 | 平成28年9月9日  | 80   | 建設行政の最近の話題、適正な検査と工事成績評定について     |
| 5  | 和歌山県     | 平成28年7月13日 | 80   | 建設行政の最近の話題、適正な検査と工事成績評定について     |

### 「出前講座」について

近畿地方整備局では、国民のみなさまとの対話を重視した“コミュニケーション型国土行政”の推進のため、近畿地方整備局の事業や施策について、さらに知っていただくとともに、みなさまからのご意見・ご要望を聞かせていただくための場として、「出前講座」を開設しています。

国土交通行政に関する疑問や興味のある点について、職員の持つ知見や国土交通行政に関する最新情報を交え、わかりやすくお話をさせていただきます。

### 利用方法

講座開催日の1ヶ月前までに、希望する講座(近畿地方整備局HP)を選び、所定の申込書でメール若しくはFAXで申込

### 申込先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

TEL：06-6942-1141 FAX：06-6942-7463 mail：otayori@kkr.mlit.go.jp

## H27年度 自治体職員の整備局発注工事検査への臨場立会実績

| 番号 | 年月日       | 工事              | 担当事務所 | 臨場立会者  |
|----|-----------|-----------------|-------|--------|
| 1  | H27.9.29  | トンネル工事          | 奈良    | 奈良県職員  |
| 2  | H27.11.26 | 橋上部工事           | 福井    | 福井県職員  |
| 3  | H27.12.21 | 橋上下部工事          | 和歌山   | 和歌山県職員 |
| 4  | H27.12.22 | 橋上下部工事          | 和歌山   | 和歌山県職員 |
| 5  | H28.2.24  | トンネル放流設備流入部建設工事 | 琵琶湖   | 滋賀県職員  |
| 6  | H28.2.25  | 山腹工事            | 六甲    | 京都市職員  |

## H28年度 自治体職員の整備局発注工事検査への臨場立会

毎月初旬に臨場可能な検査予定を検査箇所にある府県にメールで情報提供

### 平成28年6月工事検査一覧表

平成28年6月1日作成

| 対象   | 事務所 | 出張所      | 検査日                | 検査実施場所                              | 工事名                 | 種別         | 検査官氏名 | 前回までの検査官  | 業者名        | 検査立会予定者<br>(役職、氏名) | 備考 |
|------|-----|----------|--------------------|-------------------------------------|---------------------|------------|-------|---|------------|--------------------|----|
| 和歌山県 | 和歌山 | 六十谷監督官詰所 | 2016/6/30<br>9:15~ | 六十谷監督官詰所<br>和歌山県和歌山市六十谷<br>226-76   | 紀北西道路安上岩出(東側)トンネル工事 | 完成         | 畠山検査官 | H28.2.5(第2回既済・中間)森本検査官<br>H27.8.20(完済)森本検査官<br>H26.12.24(第1回既済・中間)西嶋工品官 | 西松建設(株)    |                    |    |
| 和歌山県 | 和歌山 | 六十谷監督官詰所 | 2016/6/22<br>9:00~ | 六十谷監督官詰所<br>和歌山県和歌山市六十谷<br>226-76   | 紀北西道路上野地区他改良工事      | 完成         | 小崎検査官 | H27.10.20(第1回既済・中間)森本検査官<br>H27.3.12(第1回中間)藤井検査官                        | (株)熊谷組     |                    |    |
| 兵庫県  | 豊岡  | 和田山監督官詰所 | 2016/6/29<br>9:45~ | 現場事務所<br>(豊岡市日高町国分寺400-14 大林組現場事務所) | 八鹿日高道路久斗トンネル工事      | 既済(中間技術含む) | 小崎検査官 | H27.9.17(第1回既済・中間)藤井検査官   | (株)大林組大阪本店 |                    |    |

### 注意点等)

- ①各工事とも、検査立会予定者は2名まででお願いします。
- ②検査会場への交通手段は、検査立会予定者でお願いします。
- ③現場へ行く場合、長靴等の準備もお願いします。

## 工事監督検査基準等の標準化共有化説明（講習）会

～工事品質の確保・向上を目指して～

近畿ブロック発注者協議会で取り組んでいる基準・要領・システムの標準化・共有化のうち、工事監督検査基準等について説明会（講習会）等を実施し延べ約600名の発注者の担当者が参加。



### 参加者から寄せられた意見など

- ◆事務で色々と苦勞しており講習会等でもっと勉強したい
- ◆評価を行う運用について教えて欲しい
- ◆新しい技術についての情報が欲しい
- ◆小規模工事の評価基準づくりを推進して欲しい

|        | 実施日    | 参加人数 |
|--------|--------|------|
| 福井県    | 11月11日 | 26   |
| 滋賀県    | 12月18日 | 41   |
| 京都府    | 12月24日 | 53   |
| 大阪府    | 12月17日 | 114  |
| 奈良県    | 12月16日 | 79   |
| 和歌山県   | 1月15日  | 50   |
| 整備局講習会 | 1月21日  | 92   |
| 大阪府講習会 | 1月26日  | 57   |
| 兵庫県    | 2月5日   | 85   |
| 合計     |        | 597  |

◆近畿管内31自治体による  
同一工事成績評価基準の  
試行

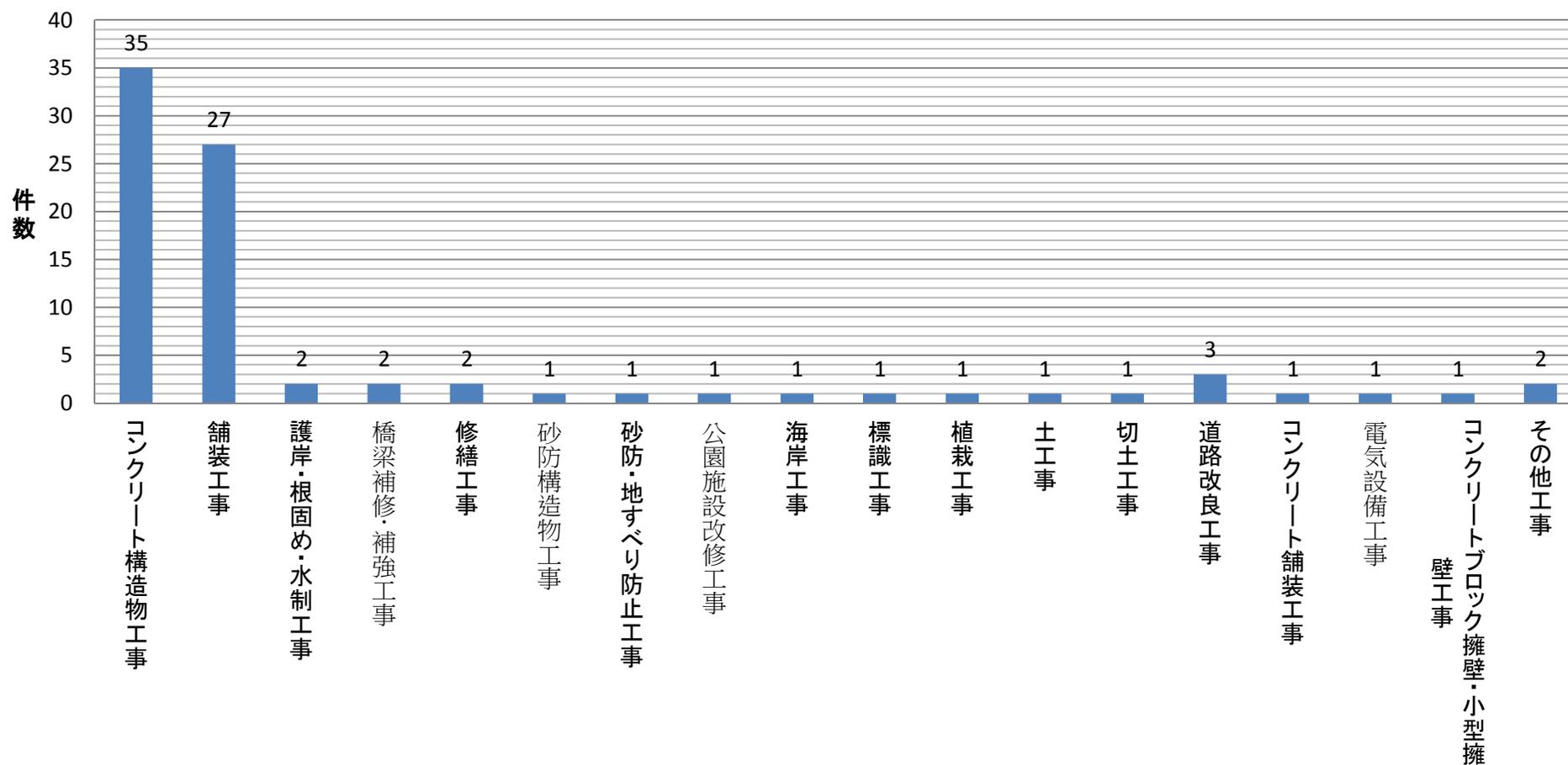
発注者間の連携  
により実現

工事監督検査基準の標準化、共有化を目指すうえで諸課題を整理把握するため、近畿管内の31自治体において同一工事成績評価基準で試行。

## 自治体における工事評定試行の結果

### ○工種別件数

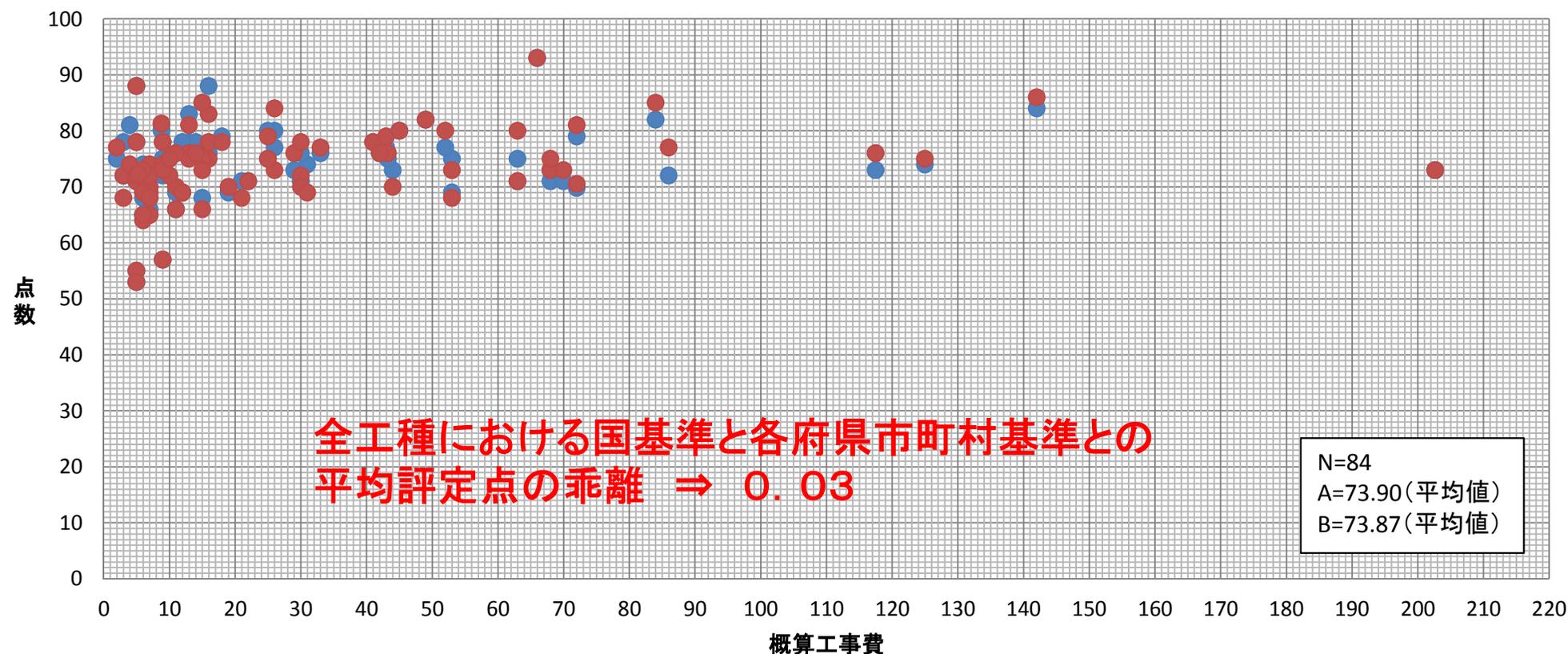
工種別件数



## 自治体における工事評定試行の結果

### ○全体評価点

全 体

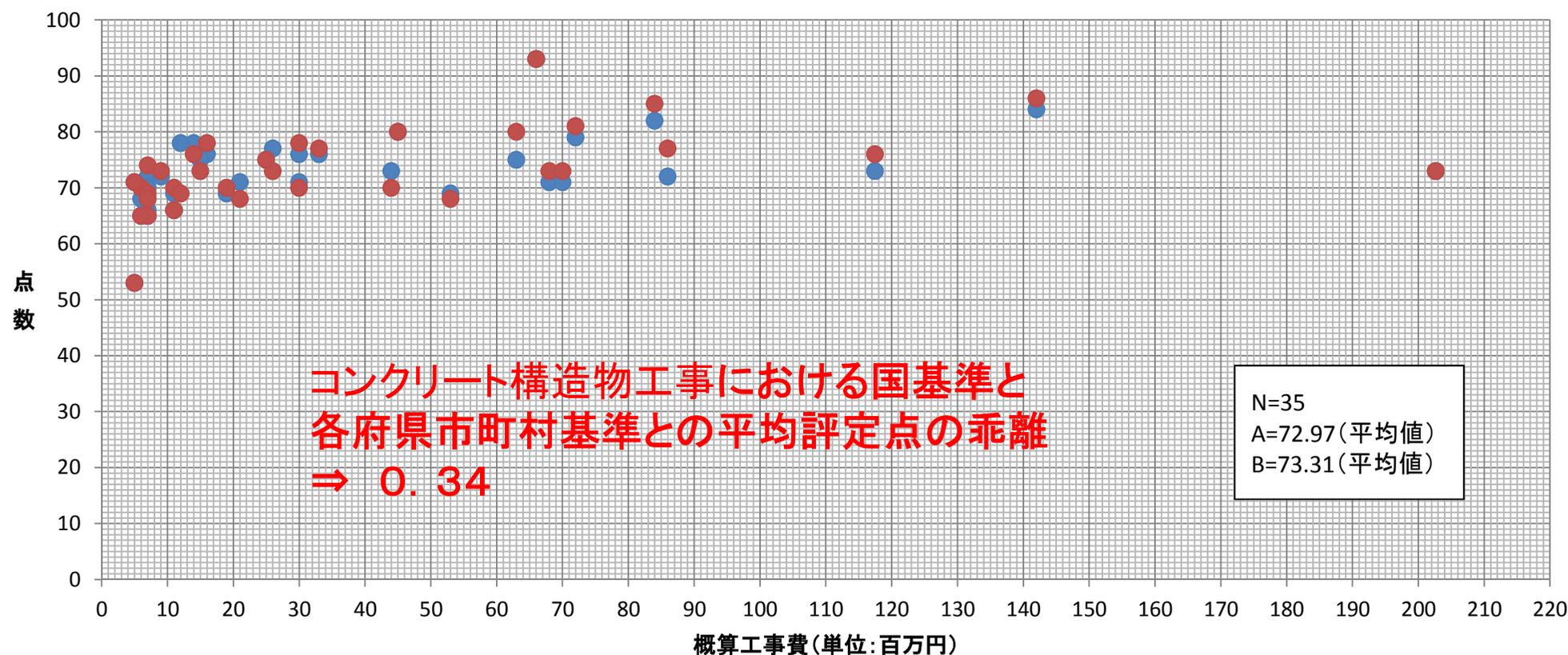


●A 試行基準で評価した点数(整数止・四捨五入)

●B 既存基準で評価した点数(整数止・四捨五入)

## 自治体における工事評定試行の結果 ○コンクリート構造物工事評価点

### コンクリート構造物工事



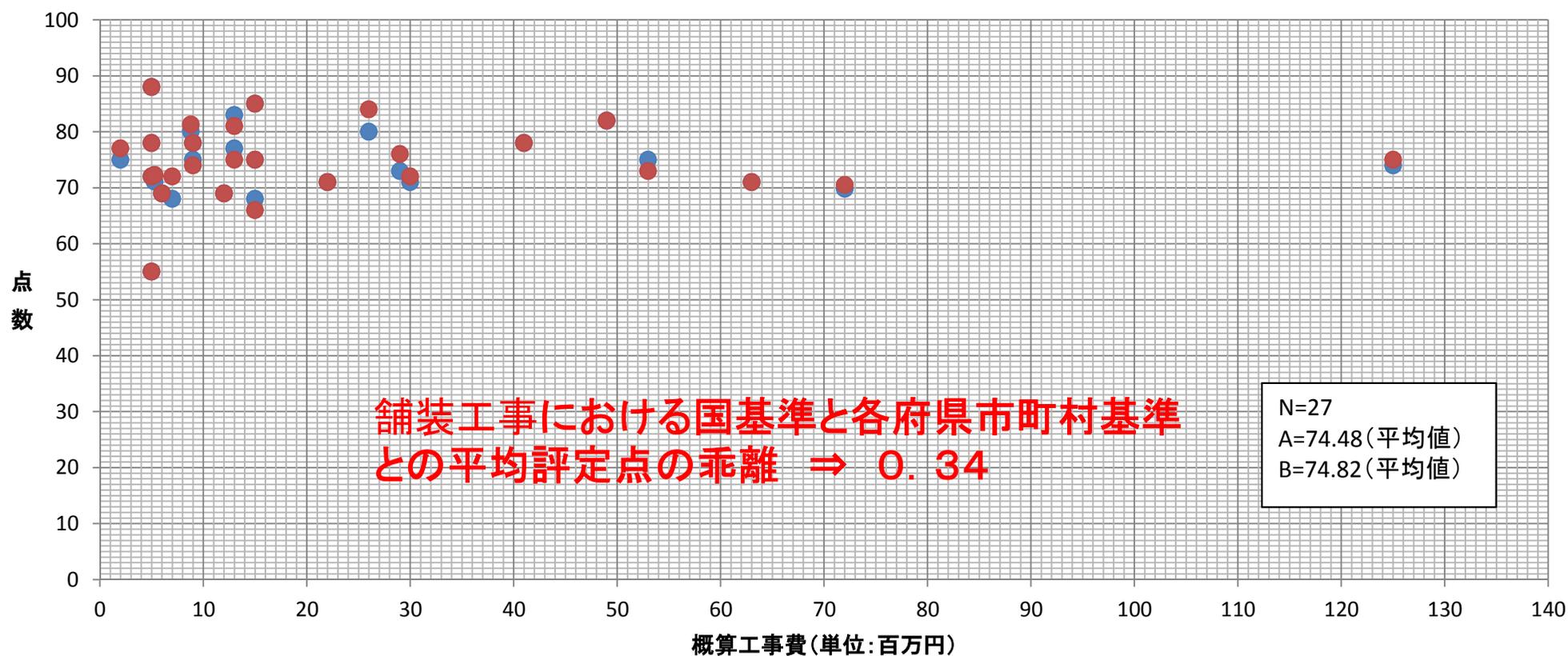
● A 試行基準で評価した点数(整数止・四捨五入)

● B 既存基準で評価した点数(整数止・四捨五入)

## 自治体における工事評定試行の結果

### ○舗装工事評価点

#### 舗装工事



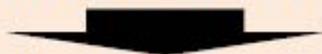
●A 試行基準で評価した点数(整数止・四捨五入)

●B 既存基準で評価した点数(整数止・四捨五入)

# (3) 歩切りの根絶

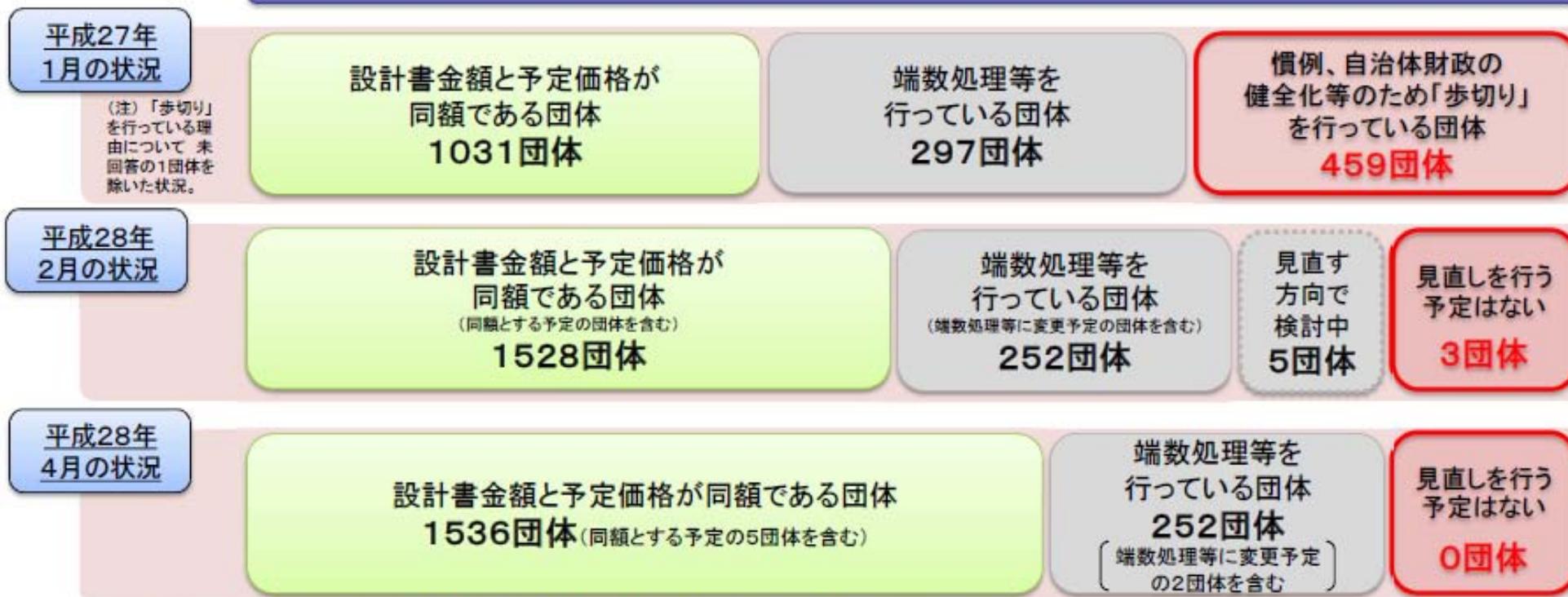
## 「歩切り」の根絶に向けた全国の動き

- 平成26年6月の品確法等の改正により、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは、品確法に違反することが明確化。
- 総務省とも連携し、昨年1月以降、4度にわたり、地方公共団体に対して、その実態や歩切りを行う理由等に関する調査を行い、歩切りを行っている地方公共団体に対して、あらゆる機会を通じて早期の見直しを要請。



慣例や自治体財政の健全化等のため歩切りを行っていた全ての地方公共団体(459団体)が、  
**歩切りを廃止<sup>(※)</sup>することを決定**

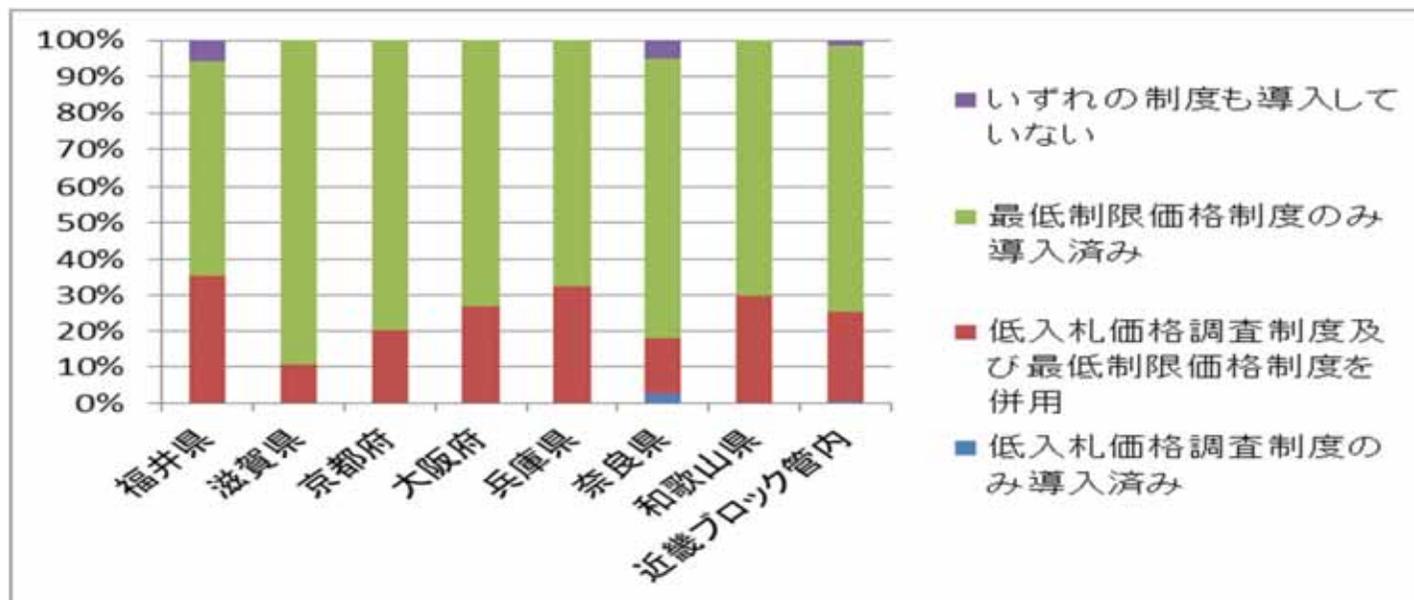
全1788団体 (47都道府県、20指定都市、1721市区町村)



(注)平成28年2月及び4月の状況における設計書金額と予定価格が同額である団体数及び端数処理等を行っている団体数は推計。  
(※)「廃止」には端数処理等に変更することも含める。

# (4) 低入札価格調査制度または最低制限価格制度の活用

## 低入札調査・最低制限価格制度の導入状況



|                       |                        | 福井県 | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 奈良県 | 和歌山県 | 近畿ブロック管内 |
|-----------------------|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|----------|
| 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入 | 低入札価格調査制度のみ導入済み        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 0    | 1        |
|                       | 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用 | 6   | 2   | 5   | 11  | 13  | 6   | 9    | 52       |
|                       | 最低制限価格制度のみ導入済み         | 10  | 17  | 20  | 30  | 27  | 30  | 21   | 155      |
|                       | いずれの制度も導入していない         | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 2   | 0    | 3        |
|                       | 市町村数                   | 17  | 19  | 25  | 41  | 40  | 39  | 30   | 211      |

- 第1ステップ  
いずれかの制度の100%導入を目指す
- 第2ステップ  
基準価格を公契連最新モデルに更新活用する

28年3月末状況(和歌山県は28年4月末)

|          |     |
|----------|-----|
| 制度導入検討予定 | 3団体 |
|----------|-----|

# (4) 低入札価格調査制度または最低制限価格制度の活用

## 低入札調査基準価格の見直し(ダンピング対策)

### 低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施  
履行可能性が認められない場合には、失格

### 低入札価格調査基準の見直しについて

○H28年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の現場管理費等の算入率を0.8から0.9へ引き上げ。

【改定内容】品質確保の観点から全ての従事者の費用を計上

(現場代理人+監理(主任)技術者 → 全ての従事者)

H20.4~H21.3

【範囲】  
予定価格の  
2/3~8.5/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.60
- ・一般管理費等 × 0.30

上記の合計額 × 1.05

H21.4~H23.3

【範囲】  
予定価格の  
7.0/10~9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.70
- ・一般管理費等 × 0.30

上記の合計額 × 1.05

H23.4~

【範囲】  
予定価格の  
7.0/10~9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.80
- ・一般管理費等 × 0.30

上記の合計額 × 1.05

H25.5.16~

【範囲】  
予定価格の  
7.0/10~9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.80
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 1.08

今回(H28.4.1~)

【範囲】  
予定価格の  
7.0/10~9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 1.08

・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

# (5) i-Constructionの推進

建設現場における一人一人の生産性を向上させ、企業の経営環境を改善し、建設現場に携わる人の賃金水準の向上を図るとともに安全性の確保を推進

## 現場の生産性に関する現状

- 労働力過剰を背景とした**生産性の低迷**
- **生産性向上が遅れている**土工等の建設現場
- 依然として多い**建設現場の労働災害**
- 予想される高齡化による**労働力不足**



## 目指すべきものについて

- 一人一人の**生産性を向上**させ、企業の経営環境を改善
- 建設現場に携わる人の賃金水準の向上を図るなど、**魅力ある建設現場**へ
- 建設現場での**死亡事故ゼロ**に
- 「きつい、危険、きたない」から**給与、休暇、希望**を目指して

## 取り組みについて

### □ ICT技術の全面的な活用

- ① UAV等を用いた3次元測量
- ② 3次元データによる設計・施工計画
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 検査の省力化

UAV等を用いた3次元測量



### □ 規格の標準化

- ① 現場打ちの効率化
- ② プレキャストの進化

規格の標準化

|           | 目的          | 工法等の例                                     |
|-----------|-------------|---|
| 現場打ちの効率化  | 工場製作による効率化  | 鉄筋、型枠のプレハブ化<br>残存型枠(ハーフキャスト)              |
|           | 現場作業の効率化    | 鉄筋の配筋<br>機械式定着工法<br>コンクリート打設<br>高流動コンクリート |
|           | 目的          | 工法等の例                                     |
| プレキャストの進化 | 工場製作における効率化 | サイズの規格化                                   |
|           | 現場作業の効率化    | 部材を細分化する工法<br>部材を効率的に結合する工法               |

### □ 施工時期の平準化

- ① 工事着手時期の柔軟な運用等
- ② 地方自治体への普及・展開

### (近畿地整独自 PLUS 1)

### □ 受発注者間のコミュニケーションによる施工の円滑化

## 近畿地整の体制の強化

i-Constructionを推進するための体制を強化

- ◇ i-Construction推進本部 【本部長:局長、部長級会議】
- ◇ i-Construction推進本部幹事会 【幹事長:企画部長、官級会議】  
(平成28年2月15日設立)

◇ 近畿ブロック i-Construction推進連絡調整会議 (平成28年3月22日設立)

- 企業経営者を対象とした現場見学会開催 (平成28年3月25日開催)

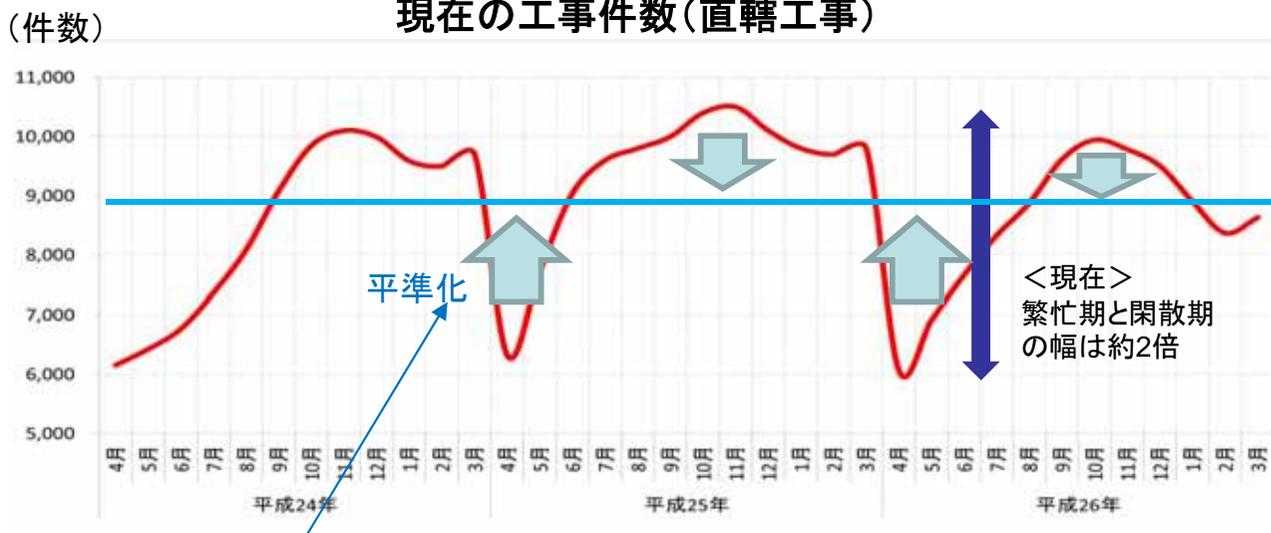
# (6)発注や施工時期等の平準化(課題と取組方針)

## 課題

予算が単年度制度のため、年度末に工期末が集中し繁忙期となる一方、年度明けは閑散期となり、技能者の遊休（約50～60万人※）が発生。

※ おしなべて技能者が作業不能日数(土日・祝日、雨天等)以外を働く(約17日/各月)として、工事費当たりの人工(人・日)の標準的なものから推計

現在の工事件数(直轄工事)



## 平準化による効果

### <労働者の処遇改善>

- ・年間を通じて収入が安定
- ・繁忙期が平準化されるので、休暇が取得しやすくなる

### <企業の経営環境改善>

- ・ピークに合わせた機械保有が不要になり、維持コストが軽減

## 取組方針

- ◆ 計画的な事業のマネジメントのもと、平準化を考慮した発注計画を作成

### <前提条件>

- 降雨や休日等を考慮し、工事に必要な工期を適切に設定
- 建設資材や労働者を確保できるよう、受注者が着手時期を選定できる余裕期間を設定

上記を踏まえ

- 計画的な事業執行の観点から、今まで単年度で実施していた工事の一部を、年度をまたいで2カ年で実施。
- 年度末にかかる工事を変更する場合は必要に応じて繰越制度を活用

- ◆ 地方自治体への普及・展開

- **発注者協議会等において、地方自治体の取組を支援**

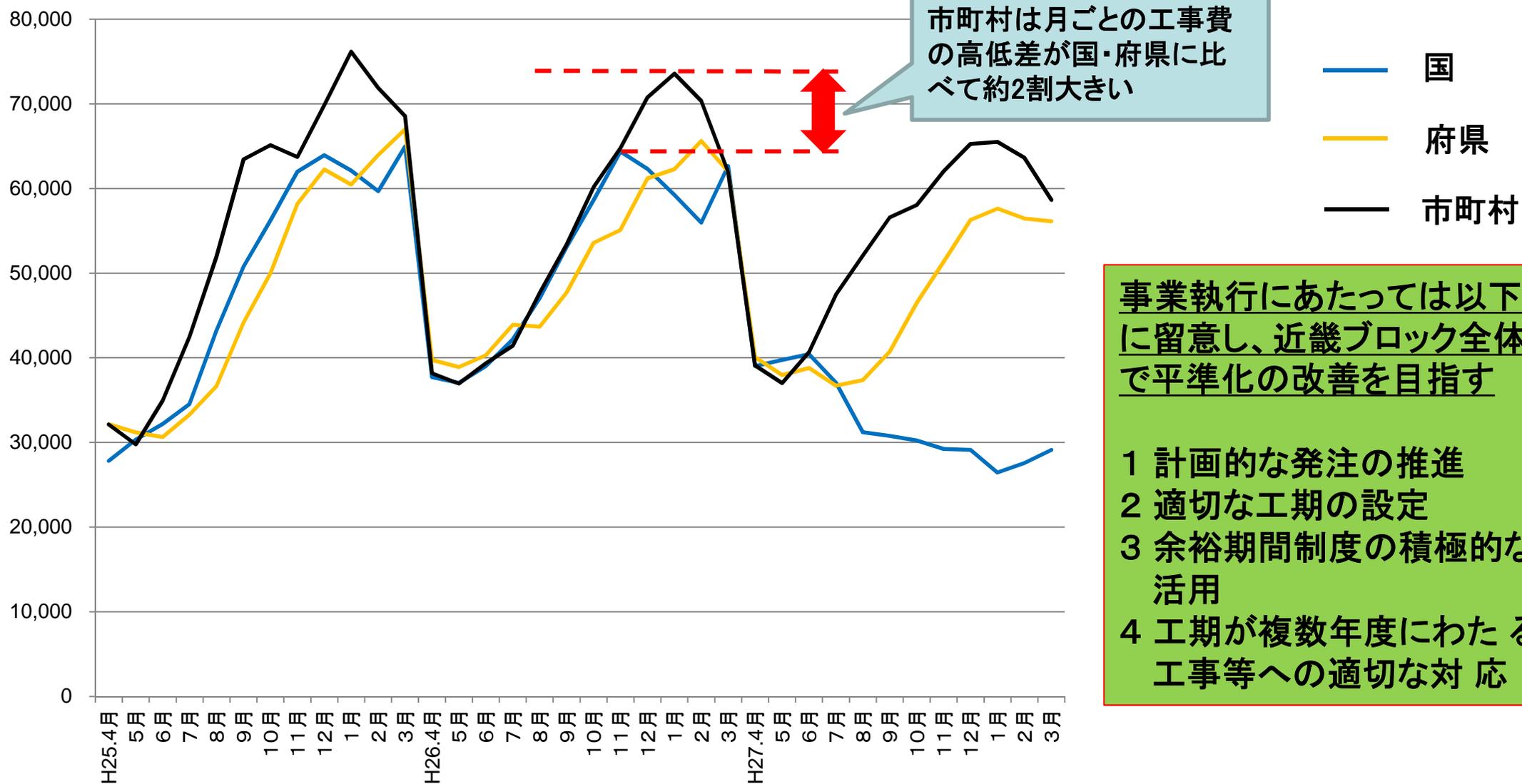
# (6) 発注や施工時期等の平準化

## ■平準化の改善

H25年4月～H28年3月 月ごとの工事費（近畿地整管内2府5県）

月ごとの工事費（単位：百万円）

【建設総合統計調査：公共機関からの受注出来高ベース】



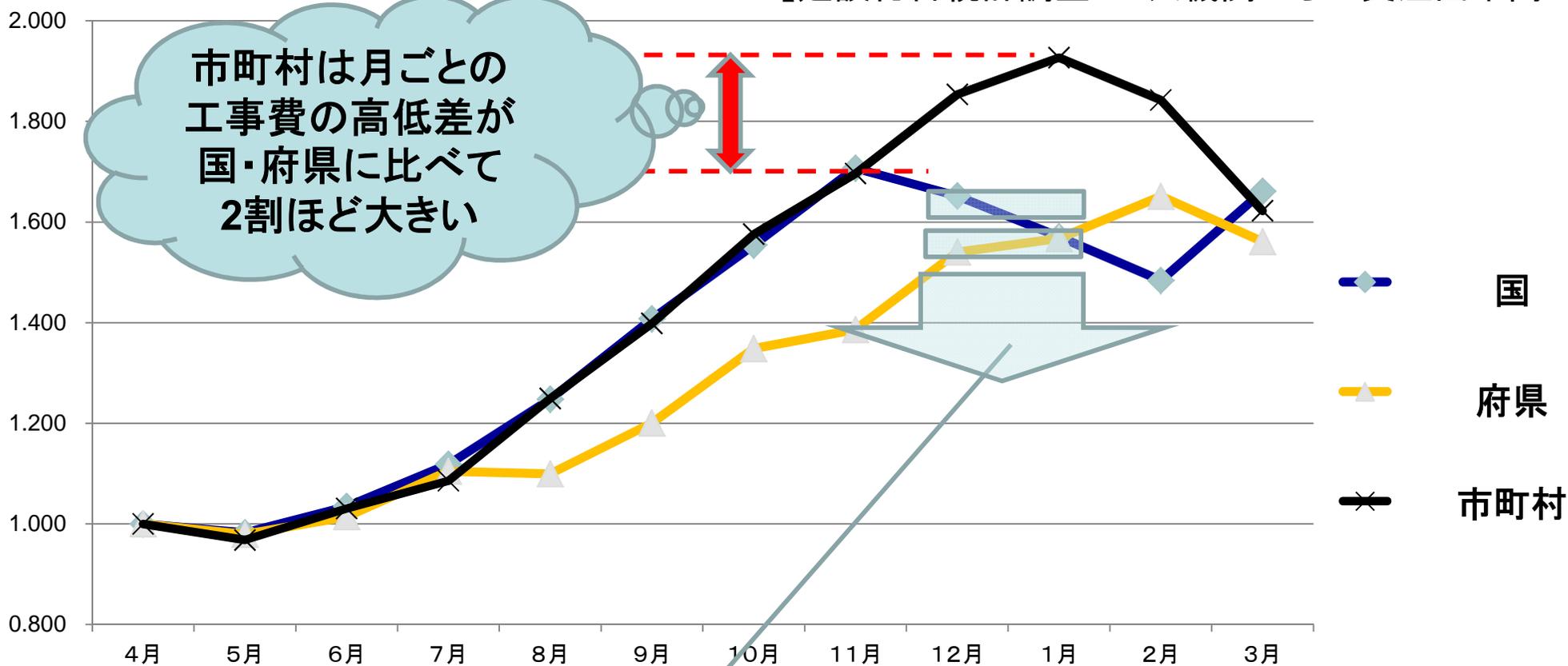
- 事業執行にあたっては以下に留意し、近畿ブロック全体で平準化の改善を目指す
- 1 計画的な発注の推進
  - 2 適切な工期の設定
  - 3 余裕期間制度の積極的な活用
  - 4 工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応

# (6) 発注や施工時期等の平準化

## ■平準化の改善

H26年4月を1とした場合の月ごとの工事費の比（近畿地整管内2府5県）

【建設総合統計調査：公共機関からの受注出来高ベース】



市町村は月ごとの工事費の高低差が国・府県に比べて2割ほど大きい

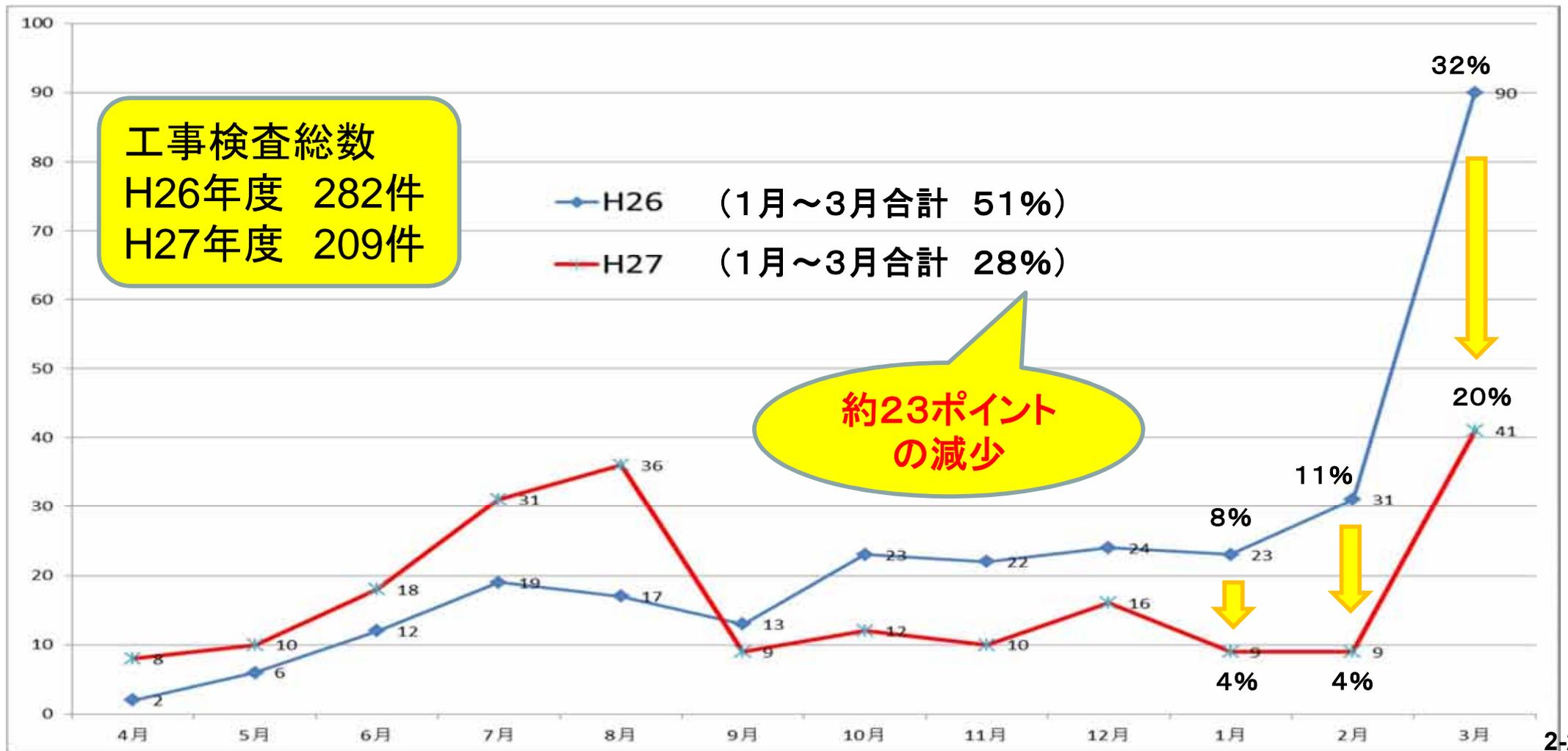
平成26年

**全ての発注者が平準化の改善を目指す**

# (6) 発注や施工時期等の平準化

## 施工時期の平準化による発注者事務の軽減効果

- ◆ 施工時期の平準化により年度末の完成検査実施数(率)が減少し発注者事務の平準化並びに軽減効果が期待される
- ◆ H27年度は第2四半期までの工期の工事が多く、第4四半期(1~3月)の検査実施率はH26年度に比べて約23ポイントの減少(51% ⇒ 28%)【本官工事】



# (6) 発注や施工時期等の平準化

## 平準化促進のための取組事例(府県・政令市)

平成28年6月調査

| 府県名  | 平準化数値目標<br>(府県・政令市)               | 平準化促進のための取組事例   | (参考)<br>上半期執行目標率                             |
|------|-----------------------------------|---|--|
| 福井県  | 特になし                              | ・ゼロ県債・債務負担行為を利用し平準化に取り組む。<br>・契約準備行為を前年度中に進め、新年度早期に工事発注を行う。   |  |
| 滋賀県  | 過去の実績から、単<br>独事業費の概ね10%<br>以内で設定。 | ・ゼロ県債について引き続き積極的に活用する。  | 上半期における発注率は80%<br>を目指して、可能な限り前倒し<br>執行に努めること |
| 京都府  | 目標値未設定                            | ・交付金事業に債務負担行為を活用  | 繰越予算の全額と平成28年度<br>予算の80%を発注                  |
| 大阪府  | -                                 | ・単独事業の大半を占める維持補修等の小規模工事について、平準化の観点から早期発注に取り組んでいる。<br>・また、平成28年度においては、総務大臣通達も踏まえ、やむを得ない理由のある案件を除き、すべての案件を対象に可能な限り上半期中の契約を目標としている。  | -  |
| 兵庫県  | -                                 | ・平成27年度補正予算において、過去最大の40億円のゼロ県債を確保するなど、早期発注に努めている。<br>・また、河川内工事等施工時期の制約がある工事について、債務負担行為の積極的活用により、年度を跨ぐ適切な工期設定を行うこととしている。   | 80%  |
| 奈良県  | 検討中                               | ・早期契約制度、フレックス工期契約制度を平成27年度から実施。   | 80%  |
| 和歌山県 | 3月が工期末の工事<br>件数を4割程度縮減            | ① 債務負担行為の更なる積極活用(一般的工事への拡大)<br>・トンネルや橋梁など長い工期を要する工事だけでなく、護岸工事や舗装工事、修繕工事など一般的な工事の一部でも、平準化を踏まえ当初予算において債務負担行為を設定し、2箇年度に渡る工期で発注<br>② 随時の繰越議案上程による工事発注<br>・現状2月議会で上程しているものを、繰越事由が発生した段階で上程<br>・年度末の制約なく設定する工期で発注することで、ピークが分散するとともに4～5月の工事閑散期にも施工可能となる。<br>③ 早期発注の徹底(前年度からの発注準備等) | -  |
| 京都市  | 未定                                | ・早期発注<br>・債務負担行為の活用   | 上半期80%発注                                     |
| 大阪市  | 定めておりません                          | ・債務負担並びにゼロ市債の活用   | -  |
| 堺市   | 無し                                | ・単価契約工事について債務負担行為を活用。   | -  |
| 神戸市  | 特に無し                              | ・全庁向けの通知文による発注部局への周知  | -  |

## 市町村の平準化取組に対する促進・支援方法(府県)

平成28年6月調査

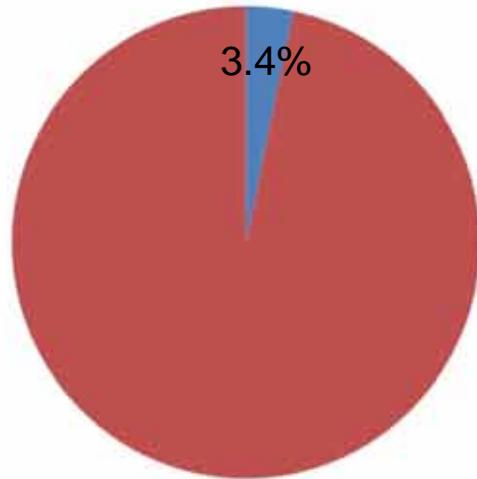
| 府県名  | 市町村の平準化取組に対する促進・支援方法  |
|------|---|
| 福井県  | ・地域発注者協議会を通じた意見交換<br>・債務負担行為等の説明  |
| 滋賀県  | ・滋賀県地域発注者協議会にて、近畿地方整備局、他府県、市町村の取り組み状況等を共有し、市町村の支援を行っている。                                      |
| 京都府  | ・市町村において、平準化により、どのようなメリットがあるのかを示すことも重要と考える。   |
| 大阪府  | ・大阪府地域発注者協議会を通じた情報提供<br>・同協議会で設置する分科会のテーマの一つとして、「平準化」を提案中                                     |
| 兵庫県  | ・「兵庫県地域発注者協議会」(H27.4設置)を活用した発注者間の情報共有に努めている。今後、平準化に関する市町の意識啓発が必要。                             |
| 奈良県  | ・奈良県地域発注者協議会において、近畿ブロック発注者協議会資料等により、平準化の必要性や取組事例等を説明し、平準化に向けた取組を依頼する予定。                       |
| 和歌山県 | ・和歌山県地域発注者協議会の平成28年度の取り組みとして、施工時期等の平準化に向けて、各自治体の実状を踏まえて、それぞれ数値目標を設定して取り組むことを合意(上半期発注率の目標設定等)。 |

# (6) 発注や施工時期等の平準化

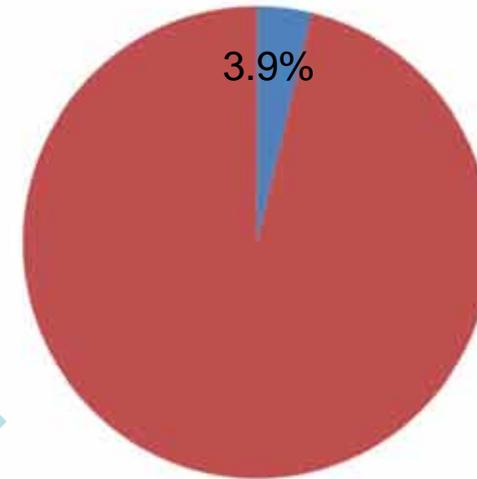
平準化促進のための取組事例(府県・政令市)

平成28年6月調査

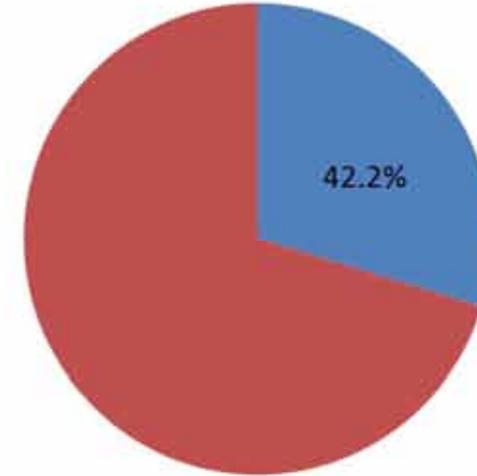
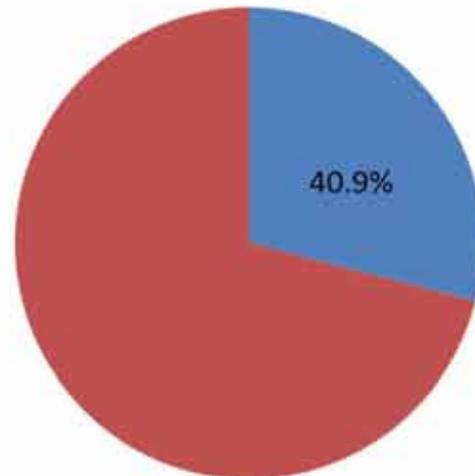
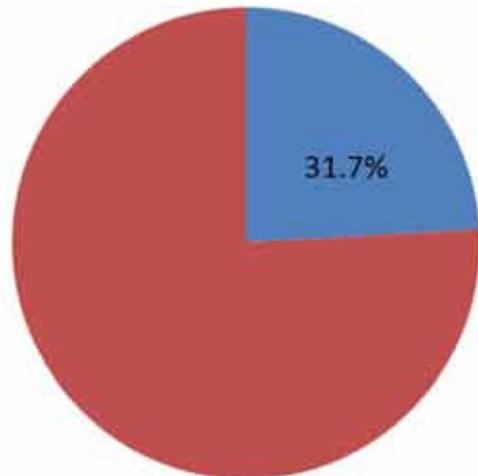
ゼロ債活用状況



0.5ポイント増



債務負担活用状況



10.5ポイント増

# (7)総合評価落札方式の普及(適正な入札契約方式の選定)

## 総合評価方式の実施状況(府県・政令市)【発注金額ベース】

＜工事発注金額に占める総合評価導入率＞

- ◆府県において、平成27年度末実績は55%弱で協議会目標値(50%以上)を上回っている。
- ◆平成28年度は府県では54%、政令市を含めると41%となる見込み。

| 府県名   | 27年度                |                |         | 28年度(予定)            |                |         |
|-------|---------------------|----------------|---------|---------------------|----------------|---------|
|       | 総合評価方式<br>に係る金額(万円) | 工事発注金額<br>(万円) | 総合評価実施率 | 総合評価方式<br>に係る金額(万円) | 工事発注金額<br>(万円) | 総合評価実施率 |
|       | A                   | B              | A/B     | A                   | B              | A/B     |
| 福井県   | 3,217,737           | 4,440,964      | 72.5%   | 3,200,000           | 4,500,000      | 71.1%   |
| 滋賀県   | 1,550,000           | 2,973,747      | 52.1%   | 2,000,000           | 3,000,000      | 66.7%   |
| 京都府   | 1,130,000           | 4,500,000      | 25.1%   | 800,000             | 4,000,000      | 20.0%   |
| 大阪府   | 3,825,267           | 8,197,562      | 46.7%   | 5,373,510           | 12,753,602     | 42.1%   |
| 兵庫県   | 2,454,102           | 5,661,521      | 43.3%   | 2,374,000           | 5,624,000      | 42.2%   |
| 奈良県   | 2,958,784           | 3,846,327      | 76.9%   | 3,496,700           | 4,175,300      | 83.7%   |
| 和歌山県  | 3,801,211           | 5,017,907      | 75.8%   | 4,333,381           | 5,720,415      | 75.8%   |
| 府県小計  | 18,937,101          | 34,638,028     | 54.7%   | 21,577,591          | 39,773,317     | 54.3%   |
| 京都市   | 903,157             | 3,610,675      | 25.0%   | 3,802,270           | 6,769,118      | 56.2%   |
| 大阪市   | 133,380             | 10,552,000     | 1.3%    | 378,500             | 10,550,000     | 3.6%    |
| 堺市    | 870,044             | 3,607,623      | 24.1%   | 794,550             | 3,125,197      | 25.4%   |
| 神戸市   | 669,831             | 5,121,063      | 13.1%   | 815,300             | 6,093,370      | 13.4%   |
| 政令市小計 | 2,576,412           | 22,891,361     | 11.3%   | 5,790,620           | 26,537,685     | 21.8%   |
| 近畿合計  | 21,513,513          | 57,529,389     | 37.4%   | 27,368,211          | 66,311,002     | 41.3%   |

H28. 6月現在(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

※工事発注件数とは、「予定価格250万円以上」のものとする

# (7)総合評価落札方式の普及(適正な入札契約方式の選定)

## 総合評価方式の実施状況(府県・政令市)【発注件数ベース】

<工事発注件数に占める総合評価導入率>

◆府県において、平成27年度末実績は19%である。協議会目標値(20%以上)を達成した府県は、3県となっている。

◆平成28年度の実施予定は府県では17%、政令市を含めると14%となる見込み。

| 府県名   | 27年度           |        |         | 28年度(予定)       |        |         |
|-------|----------------|--------|---------|----------------|--------|---------|
|       | 総合評価方式<br>実施件数 | 工事発注件数 | 総合評価実施率 | 総合評価方式<br>実施件数 | 工事発注件数 | 総合評価実施率 |
|       | A              | B      | A/B     | A              | B      | A/B     |
| 福井県   | 521            | 1,422  | 36.6%   | 500            | 1,800  | 27.8%   |
| 滋賀県   | 150            | 1,300  | 11.5%   | 150            | 2,300  | 6.5%    |
| 京都府   | 199            | 1,237  | 16.1%   | 170            | 1,000  | 17.0%   |
| 大阪府   | 72             | 1,073  | 6.7%    | 79             | 1,193  | 6.6%    |
| 兵庫県   | 155            | 1,389  | 11.2%   | 150            | 1,380  | 10.9%   |
| 奈良県   | 274            | 1,286  | 21.3%   | 310            | 1,300  | 23.8%   |
| 和歌山県  | 409            | 1,636  | 25.0%   | 466            | 1,865  | 25.0%   |
| 府県小計  | 1,780          | 9,343  | 19.1%   | 1,825          | 10,838 | 16.8%   |
| 京都市   | 17             | 661    | 2.6%    | 23             | 612    | 3.8%    |
| 大阪市   | 1              | 1,388  | 0.1%    | 3              | 1,400  | 0.2%    |
| 堺市    | 34             | 512    | 6.6%    | 44             | 483    | 9.1%    |
| 神戸市   | 32             | 732    | 4.4%    | 37             | 805    | 4.6%    |
| 政令市小計 | 84             | 3,293  | 2.6%    | 107            | 3,300  | 3.2%    |
| 近畿合計  | 1,864          | 12,636 | 14.8%   | 1,932          | 14,138 | 13.7%   |

H28. 6月現在(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

※工事発注件数とは、「予定価格250万円以上」のものとする

# (7)総合評価落札方式の普及(適正な入札契約方式の選定)

## 総合評価方式の導入市町村数

◆過年度実施を含む累計導入率(協議会目標値80%以上)は、平成27年度末で76%となっており、平成28年度に新たに総合評価方式を行う予定としている自治体は2増加している。

◆引き続き、各府県ブロック発注者協議会を活用し、未実施の自治体への助言を行うなど、導入を促す必要がある。

※導入市町村数:総合評価方式を導入した実績のある市町村の数

| 府県名  | 27年度末まで |                  |                 | 28年度末まで(予定) |                  |                 |
|------|---------|------------------|-----------------|-------------|------------------|-----------------|
|      | 府県内市町村数 | うち総合評価<br>導入市町村数 | 市町村<br>総合評価導入割合 | 府県内市町村数     | うち総合評価<br>導入市町村数 | 市町村<br>総合評価導入割合 |
|      | A       | B                | B/A             | A           | B                | A/B             |
| 福井県  | 17      | 14               | 82.4%           | 17          | 14               | 82.4%           |
| 滋賀県  | 19      | 18               | 94.7%           | 19          | 18               | 94.7%           |
| 京都府  | 25      | 11               | 44.0%           | 25          | 11               | 44.0%           |
| 大阪府  | 41      | 18               | 43.9%           | 41          | 19               | 46.3%           |
| 兵庫県  | 40      | 31               | 77.5%           | 40          | 31               | 77.5%           |
| 奈良県  | 39      | 38               | 97.4%           | 39          | 39               | 100.0%          |
| 和歌山県 | 30      | 30               | 100.0%          | 30          | 30               | 100.0%          |
| 近畿合計 | 211     | 160              | 75.8%           | 211         | 162              | 76.8%           |

# (7)総合評価落札方式の普及(適正な入札契約方式の選定)

## 総合評価方式の実施状況(市町村)【単年度】

- ◆平成27年度近畿地方の市町村(7府県計:211市町村)における総合評価の実施率は16%(34市町村)(協議会目標値50%)
- ◆平成27年6月での実施見込みは23%で平成27年度実績を7.1ポイント増加する見込みであるが、協議会目標値の50%を下回っている。
- ◆府県ブロック発注者協議会を活用し、未実施の自治体の促進のみならず、過年度実績があるが現在実施していない自治体についても継続した実施に向けての取り組みの強化が必要である。

| 府県名  | 27年度    |              |             | 28年度(予定) |              |             |
|------|---------|--------------|-------------|----------|--------------|-------------|
|      | 府県内市町村数 | うち総合評価導入市町村数 | 市町村総合評価導入割合 | 府県内市町村数  | うち総合評価導入市町村数 | 市町村総合評価導入割合 |
|      | A       | B            | B/A         | A        | B            | A/B         |
| 福井県  | 17      | 4            | 23.5%       | 17       | 4            | 23.5%       |
| 滋賀県  | 19      | 4            | 21.1%       | 19       | 7            | 36.8%       |
| 京都府  | 25      | 0            | 0.0%        | 25       | 0            | 0.0%        |
| 大阪府  | 41      | 3            | 7.3%        | 41       | 8            | 19.5%       |
| 兵庫県  | 40      | 6            | 15.0%       | 40       | 6            | 15.0%       |
| 奈良県  | 39      | 15           | 38.5%       | 39       | 22           | 56.4%       |
| 和歌山県 | 30      | 2            | 6.7%        | 30       | 2            | 6.7%        |
| 近畿合計 | 211     | 34           | 16.1%       | 211      | 49           | 23.2%       |

## 1. 【歩切り廃止】

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。⇒ 歩切り全面廃止決定(H28.4)

## 2. 【ダンピング対策】

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。

⇒ 低入札、最低制限価格制度の設定は全ての自治体で構築を目指す

## 3. 【入札契約方式の選択】

各発注者は、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用する。

⇒ 各機関における入札契約方式について、実情に応じ、適応を検討(分科会等で調整)

### 【参考値】

- ・ 府県政令市: 工事発注金額に占める総合評価導入率 50%
- ・ 府県政令市: 工事発注件数に占める総合評価導入率 20%
- ・ 市町村: 過年度実施を含む総合評価実施自治体数が全自治体数に占める割合 80%
- ・ 市町村: 当該年度における総合評価実施自治体数が全自治体数に占める割合 50%

## 4. 【発注・施工時期等の平準化】

債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行の徹底など予算執行上の工夫や、余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化を図る。

⇒ 前年度の平均稼働件数と当該年度4～6月期の平均稼働件数の比率などの平準化の指標について検討し、分科会等で調整

## 5. 【適切な設計変更】

ガイドラインの策定・活用状況及び設計変更の実施工事率等を把握し、適切な設計変更の実施に向け、指標を作成する。(分科会等で調整)

## 3. 発注者間の連携及び協力体制について

---

- (1) 近畿地方整備局及び各府県の相談窓口の活用
- (2) 近畿地方整備局における自治体総合評価委員会への派遣
- (3) 近畿地方整備局における自治体向け研修

# (1) 近畿地方整備局及び各府県の相談窓口の活用

## 市町村への相談窓口を設置

- ◆地方公共団体(市町村)における入札契約、発注業務、監督・検査・成績評定、職員の育成等、市町村が支援を必要とする事項に対する「**公共工事品質確保の相談窓口**」を、**近畿地方整備局及び各府県に設置(平成26年12月設置)**
- ◆近畿地方整備局では、**各市町村毎に担当事務所及び相談窓口担当者**を定め、各市町村に周知
- ◆開設時から運用指針に係る77の問い合わせがあった。(近畿:6/30現在)

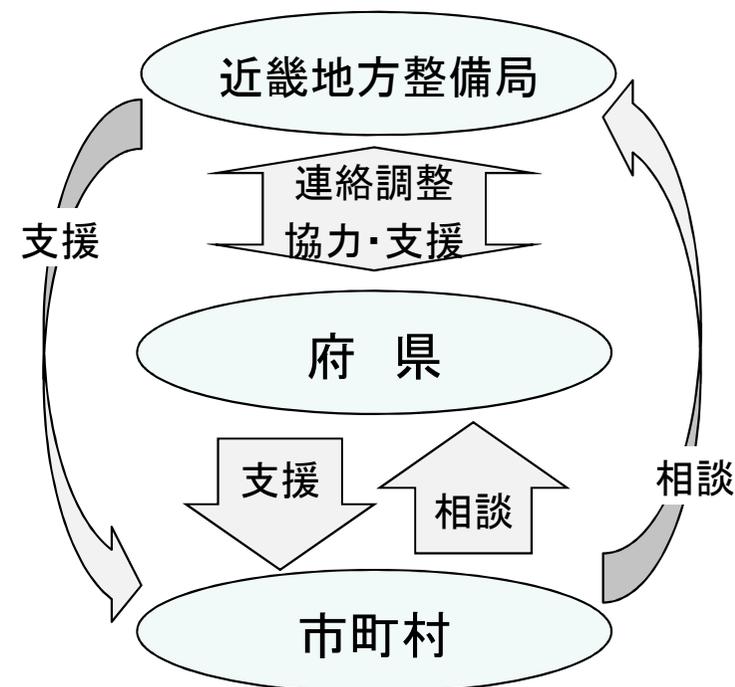
## 相談窓口一覧

近畿地方整備局HP

<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/hinkaku/soudanmadoguti.pdf>

| 機関名                  | 部署名                           | 連絡先          |              |  |
|----------------------|-------------------------------|--------------|--------------|--|
|                      |                               | 電話番号         | FAX番号        | メールアドレス  |
| 国土交通省<br>近畿地方<br>整備局 | 企画部技術管理課<br>(土木関係)            | 06-6942-1141 | 06-6942-7825 | <a href="mailto:hinkaku@kk.mlit.go.jp">hinkaku@kk.mlit.go.jp</a>                               |
|                      | 市町村には、担当事務所の相談窓口連絡先を周知しております。 |              |              |  |
|                      | 営繕部計画課<br>(建築関係)              | 06-6942-1141 | 06-6943-8452 | —  |
| 福井県                  | 土木部<br>土木管理課                  | 0776-20-0471 | 0776-22-8164 | <a href="mailto:kanrika@pref.fukui.lg.jp">kanrika@pref.fukui.lg.jp</a>                         |
| 滋賀県                  | 土木交通部<br>監理課技術管理室             | 077-528-4118 | 077-524-0943 | <a href="mailto:dbkikaku@pref.shiga.lg.jp">dbkikaku@pref.shiga.lg.jp</a>                       |
| 京都府                  | 建設交通部<br>指導検査課                | 075-414-5219 | 075-414-5243 | <a href="mailto:shido@pref.kyoto.lg.jp">shido@pref.kyoto.lg.jp</a>                             |
| 大阪府                  | 都市整備部<br>事業管理室                | 06-6944-6038 | 06-6944-6772 | <a href="mailto:toseijikan-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp">toseijikan-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp</a> |
| 兵庫県                  | 県土整備部県土企画局<br>技術企画課           | 078-362-9287 | 078-362-4433 | <a href="mailto:Kendo_gijyutsu@pref.hyogo.lg.jp">Kendo_gijyutsu@pref.hyogo.lg.jp</a>           |
| 奈良県                  | 県土マネジメント部<br>技術管理課            | 0742-27-7608 | 0742-24-2310 | <a href="mailto:gijyutsu@office.pref.nara.lg.jp">gijyutsu@office.pref.nara.lg.jp</a>           |
| 和歌山県                 | 県土整備部県土整備政策局<br>技術調査課         | 073-441-3082 | 073-428-1810 | <a href="mailto:e0811001@pref.wakayama.lg.jp">e0811001@pref.wakayama.lg.jp</a>                 |

## 相談/協力等の流れ



# (1) 近畿地方整備局及び各府県の相談窓口の活用

## 市町村支援担当事務所

| 府県   | 担当事務所    |              | 地方公共団体  |
|------|----------|--------------|---|
|      |          | 近畿地方整備局      | 06-6942-1141  |
| 福井県  | 福井河川国道   | 0776-35-2661 | 福井市、敦賀市、越前市、小浜市、鯖江市、あわら市、永平寺町、南越前町、越前町、美浜町、若狭町、高浜町、おおい町                                   |
|      | 九頭竜川ダム   | 0779-66-5300 | 大野市、勝山市   |
|      | 足羽川ダム工事  | 0776-27-0642 | 坂井市、池田町   |
| 滋賀県  | 滋賀国道     | 077-523-1741 | 大津市、彦根市、長浜市、東近江市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市、米原市、高島市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町                      |
|      | 琵琶湖河川    | 077-546-0844 | 近江八幡市、草津市   |
| 京都府  | 淀川河川     | 072-843-2861 | 宇治市、京田辺市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、和束町、精華町                                      |
|      | 京都国道     | 075-351-3300 | 亀岡市、南丹市、宇治田原町、笠置町、南山城村  |
|      | 福知山河川国道  | 0773-22-5104 | 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、京丹波町、与謝野町、伊根町   |
| 大阪府  | 大阪国道     | 06-6932-1421 | 岸和田市、泉大津市、高槻市、泉佐野市、東大阪市、泉南市、阪南市、忠岡町、田尻町   |
|      | 浪速国道     | 072-833-0261 | 吹田市、貝塚市、枚方市、寝屋川市、大東市、和泉市、門真市、四條畷市、交野市、熊取町、岬町  |
|      | 淀川河川     | 072-843-2861 | 守口市、茨木市、摂津市、島本町   |
|      | 大和川河川    | 072-971-1381 | 八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南市、千早赤阪村                                  |
|      | 猪名川河川    | 072-751-1111 | 豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町   |
| 兵庫県  | 兵庫国道     | 078-334-1600 | 明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、西脇市、宝塚市、三木市、小野市、三田市、篠山市、丹波市、淡路市、南あわじ市、多可町                                 |
|      | 姫路河川国道   | 079-282-8211 | 姫路市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、高砂市、加西市、加東市、宍粟市、稲美町、播磨町、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町                     |
|      | 豊岡河川国道   | 0796-22-3126 | 豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町  |
|      | 猪名川河川    | 072-751-1111 | 尼崎市、伊丹市、川西市、猪名川町  |
| 奈良県  | 奈良国道     | 0742-33-1391 | 奈良市、大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、宇陀市、葛城市、三宅町、田原本町、広陵町、大淀町、吉野町、下市町、山添村、黒滝村、下北山村、上北山村、東吉野村 |
|      | 大和川河川    | 072-971-1381 | 大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、上牧町、王寺町、河合町   |
|      | 木津川上流河川  | 0595-63-1611 | 曾爾村、御杖村   |
|      | 紀伊山地砂防   | 0747-25-3111 | 天川村、野迫川村、十津川村   |
|      | 紀の川ダム    | 0747-25-3013 | 川上村   |
|      | 国営飛鳥歴史公園 | 0744-54-2662 | 高取町、明日香村  |
| 和歌山県 | 和歌山河川国道  | 073-424-2471 | 和歌山市、海南市、橋本市、有田市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町                        |
|      | 紀南河川国道   | 0739-22-4564 | 御坊市、田辺市、新宮市、美浜町、日高川町、みなべ町、印南町、白浜町、上富田町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村                        |

※担当は副所長(技術)又は工事品質管理官等

## (2)近畿地方整備局における自治体総合評価委員会への派遣

- ・ 地方公共団体が開催する総合評価委員会に近畿地方整備局職員が委員として出席
- ・ 技術提案項目内容、技術提案評価等を実施
- ・ 近畿地整管内の16自治体の委員会にのべ25事務所の職員を派遣予定(意見聴取含む)

地方公共団体の総合評価委員会への近畿地整職員の派遣状況 (27年度・28年度予定)

H28.6現在

|      | 府 県                            | 政令市                            | 市町村                                  |
|------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|
| 福井県  | 福井県(福井河川国道)                    |                                | 福井市(福井河川国道)                          |
| 滋賀県  | 滋賀県(営繕部、琵琶湖河川、滋賀国道)            |                                |                                      |
| 京都府  | 京都府(京都国道)                      |                                | 宇治市(淀川河川)<br>舞鶴市(福知山河川国道)            |
| 大阪府  |                                | 大阪市<水道>(大阪国道)<br>堺市(営繕部、大和川河川) | 高槻市(営繕部)、泉南市(営繕部)<br>池田市(営繕部)        |
| 兵庫県  |                                | 神戸市(兵庫国道)                      | 芦屋市(兵庫国道)、姫路市(姫路河川国道)<br>赤穂市(姫路河川国道) |
| 奈良県  | 奈良県(大和川河川、奈良国道、京都営繕、<br>施工企画課) |                                | 柏原市(大和川河川)                           |
| 和歌山県 | 和歌山県(和歌山河川国道、紀南河川国道)           |                                |                                      |
| 計    | 5府県(11事務所)                     | 3政令市(4事務所)                     | 8市(10事務所)                            |

# (3)近畿地方整備局における自治体向け研修

- ・「建設生産システム」研修をはじめ、近畿地方整備局主催の研修に地方自治体の受講生を受入れ
- ・平成27年度は11の研修で172名を受入れ。

## 機関別・研修コース別受講人数表(平成27年度)

H27年度実績

|                  | 府県政令市 | 市町村（政令市を除く） | 合計  | 受け入れ枠 |
|------------------|-------|-------------|-----|-------|
| 河川管理             | 4     | 1           | 5   | 5     |
| 環境技術             | 2     | 1           | 3   | 10    |
| 道路管理             | 2     | 5           | 7   | 5     |
| 建設生産システム（監督員級）   | 8     | 2           | 10  | 5     |
| 建設生産システム（事務所係長級） | 1     | 0           | 1   | 5     |
| 広域・都市計画          | 3     | 1           | 4   | 5     |
| 橋梁技術（初級Ⅰ）Ⅰ期      | 15    | 24          | 39  | 35    |
| 橋梁技術（初級Ⅰ）Ⅱ期      | 12    | 28          | 40  | 35    |
| 橋梁技術（初級Ⅰ）Ⅲ期      | 14    | 26          | 40  | 35    |
| 橋梁技術（初級Ⅱ）        | 5     | 7           | 12  | 25    |
| トンネル             | 10    | 1           | 11  | 10    |
| 合計               | 42    | 130         | 172 | 175   |

# (3)近畿地方整備局における自治体向け研修

- ・ 28年度においても「建設生産システム」研修をはじめ、近畿地方整備局主催の研修に地方自治体の受講生を受入れ予定

## 平成28年度 研修実施予定(自治体受講生受入れ)

| 研 修 名                    | 実施場所   |
|--------------------------|--|
| 橋 梁 技 術 ( 初 級 I )        | I 期 : 7月19日~7月22日<br>II 期 : 9月27日~9月30日<br>III 期 : 10月25日~10月28日 |
| ト ン ネ ル                  | 10月3日~10月5日  |
| 道 路 管 理                  | 6月13日~6月16日  |
| 河 川 管 理                  | 5月16日~5月20日  |
| 建設生産システム ( 監 督 員 級 )     | 8月29日~9月2日   |
| 建設生産システム ( 事 務 所 係 長 級 ) | 7月4日~7月6日  |
| ダ ム ・ 砂 防                | 10月17日~10月21日  |
| 橋 梁 技 術 ( 初 級 II )       | 10月11日~10月14日  |
| 堤 防 技 術                  | 12月5日~12月7日  |
| 洪 水 解 析 ・ 予 測 技 術        | 11月7日~11月9日  |
| 建設生産システム ( 主 任 監 督 員 級 ) | 12月5日~12月9日  |
| 新 技 術 ・ 情 報 化 施 工        | 12月12日~12月16日  |
| 電 気 通 信 技 術 ( 上 級 )      | 9月5日~9月9日  |
| 港 湾 事 務 ・ 技 術 者          | 9月5日~9月7日  |

## 4. その他

---

- ・各府県地域発注者協議会等の取り組み
- ・近畿地整の取り組み等

# 京都府地域発注者協議会の取り組み

## 平成27年度 京都府発注協幹事会を開催 ～発注関係事務についての情報共有と連携強化を確認～

- 平成27年12月24日(木)京都府自治会館において京都府公共工事発注者協議会幹事会を開催。
- 事務局より
- ①品確法運用指針に関する取組
- ②基準・要領・システム等の標準化・共有化
- ③『営繕積算方式』活用マニュアル
- ④適切な監督・検査
- について説明、それぞれの内容について活発な意見交換が行われた。

### <出席者>

- 近畿地方整備局  
企画部、京都営繕事務所、京都国道事務所、福知山河川国道事務所、淀川河川事務所
  - 京都府 建設交通部、山城北・南丹・中丹東・丹後各土木事務所
  - 市町村 14市8町1村
  - オブザーバー(京都市)
- 計52名が出席

### 主な意見

- ◆地元業界から、低入札調査基準価格等の対象工事、採用モデルの係数が厳しく負担となっているとの意見が挙がっているため、基準価格等の見直しを願う。
- ◆設計変更、工事の一時中止について、具体事例等の情報共有により、自治体の担当職員が安心して業務に取り組める仕組みがほしい。
- ◆評定基準や評点の利用について
- ・評点は格付け・総合評価に反映、優良表彰、指名回数が増又は指名の除外など、受注機会への反映への利用がある一方、地域の建設業者が少ない自治体では、評点の利用が難しい実情が見られた。
- ・検査・評定に対しては、検査員によるばらつきがほとんどの市町村で共通の課題。また、若手職員へのノウハウの継承、技術職員のスキルアップ、件数や技術職員が少なく検査の体制の確保が難しい、受注者側の検査体制の確保などが課題として認識されている。
- ・評定要領の標準化、評定結果の相互乗入については、受注機会の拡大に期待が寄せられると同時に、工事規模による評点の差、共有システムの構築、メリットが生まれるかどうか等について、不安が残る意見があった。

【10月30日(金)】

## 「第2回 奈良県地域発注者協議会の開催について」

### 1. 協議会の目的

奈良県内における近畿地方整備局、県、市町村の公共工事の各発注者において、「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえた発注関係事務の適切なかつ効率的な運用の実施を図り、もって奈良県内における公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的として開催しました。

※「公共工事の品質確保の促進に関する法律（昭66.6.4改正）(品確法)」第22条に基づき、平成27年1月30日策定

### 2. 開催日時

平成27年10月30日(金)10:00～11:30

### 3. 開催場所

奈良商工会議所 大ホール

### 4. 参加者(67名)(内委員51名)

《県(県土マネジメント部)》

県土マネジメント部長、奈良土木事務所長、

公共工事契約課長、技術管理課長、建設業指導室長 他

《近畿地方整備局》

企画部総括技術検査官、営繕部営繕品質管理官、奈良国道事務所他

関係5事務所所長 他

《市町村》

県内39市町村担当課長 他

### 5. 協議会の主な概要

- ①近畿ブロック発注者協議会の取り組み状況について
- ②奈良県地域発注者協議会の取り組み状況について

・「品確法」の改正により、平成27年1月30日に策定された「発注関係事務の運用に関する指針」に示されている以下の点について、各発注者間において確認しました。

- ①予定価格の適正な設定について
- ②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底について
- ③中間前払い制度の全市町村での活用について
- ④発注者間の連携体制の構築について
  - ・総合評価落札方式による事業実施の推進
  - ・工事成績評定制度の導入推進



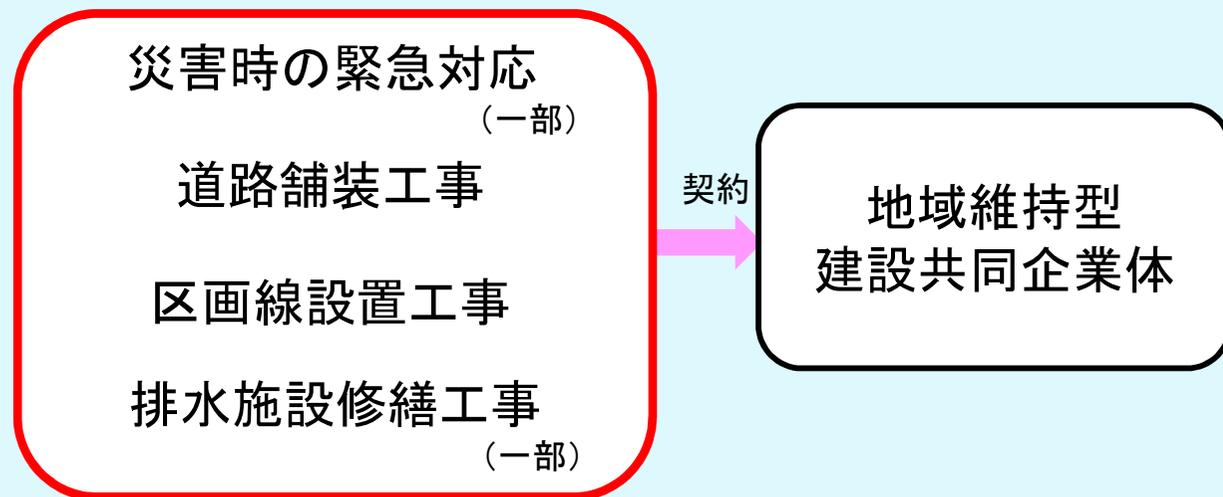
# 【京都市】市内事業者との協働による公共土木施設維持管理の推進

○これまで、工事ごとに事業者と契約していた、災害時の緊急対応、道路舗装、排水施設修繕等の工事について、地域の実情に精通している地元建設業者で構成された建設共同企業体（土木工事業者と舗装工事業者の地域維持型建設共同企業体）と包括的な1つの単価契約を締結。

## 平成26年度まで



## 平成27年度から



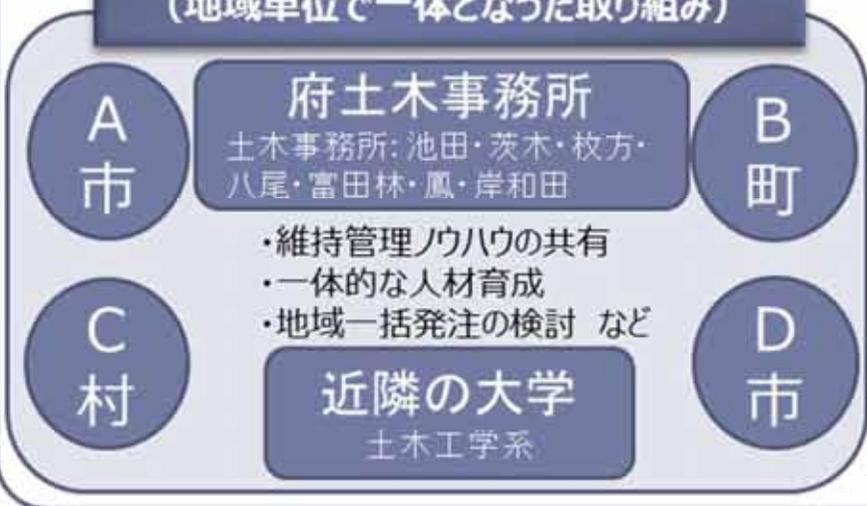
単価契約

### 【取組の効果】

1. 包括契約により、年間を通じた施工量を確保・平準化  
→維持補修や災害対応を担う市内業者の育成・確保
2. 一部工種の単価契約化により、契約事務が迅速化

# 大阪府の取り組み

## 地域維持管理プラットフォーム (地域単位で一体となった取り組み)



## PFの主な活動

- 1)府と市町村との連携
  - ①維持管理ノウハウや情報の共有
  - ②維持管理業務の地域一括発注の検討
- 2)行政と大学との連携
  - ①府・市町村に対する技術的助言
  - ②府・市町村のフィールドやデータを活用した維持管理の共同研究
- 3)府、市町村、大学の連携
  - ①研修などによる一体的な人材育成

**連携先**

- ・土木の近隣にある大学で設定

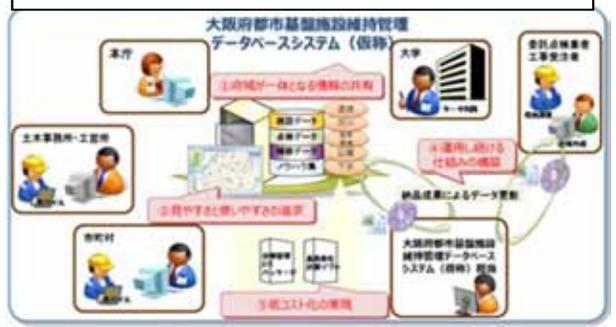
池土⇔阪大 茨土⇔関大  
枚土⇔工大、摂大、産大  
八土⇔近大 富土⇔近大  
鳳土⇔市大 岸土⇔市大

※隣接大学で技術相談できない場合は包括協定で対応

橋梁研修・街路樹研修



維持管理データベース(仮)のイメージ図



テクニカルアドバイス(高度な技術相談)



新技術の研究



大学と行政の座談会



地域維持管理連携プラットフォームを今後も継続していくことで、維持管理の課題に対し気軽に相談したり、一緒に研究開発をおこなったり、共同でシステムを保有したりとメリットがたくさんあります。人材不足や予算不足、技術力不足といった、同じ課題を抱える自治体が連携をはかり、地域全体の安全安心に取り組んでいくことが可能となります。また学生に現場で維持管理について学んでもらうことにより、土木の人材を増やすことにも貢献します。

# 和歌山県地域発注者協議会の取り組み

## ○平成28年5月12日(木)に第2回の協議会を開催

### 【委員構成】

(会 長) 和歌山県 県土整備部長 森戸 義貴  
(副会長) 和歌山県 市長会会長 神出 政巳(海南市長)  
和歌山県 町村会会長 小出 隆道(上富田町長)  
国土交通省 近畿地方整備局 企画部総括技術検査官

(委 員) 県内市町村長  
国土交通省 近畿地方整備局 営繕部営繕品質管理官  
近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長  
近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長  
近畿地方整備局 和歌山港湾事務所長  
農林水産省 近畿農政局 和歌山平野農地防災事業所長  
林野庁 近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署長  
和歌山県 農林水産部長、各振興局建設部長  
西日本高速道路株式会社関西支社 和歌山工事事務所長

### 【協議会開催状況】



### 【主な内容】

- ・平成27年度の取り組み結果報告  
取り組み目標としていた「歩切り撤廃」、「低入札対策の導入」について、県内全市町村で達成
- ・国土交通省近畿地方整備局の取り組み事例の紹介  
近畿ブロック発注者協議会の取り組み等の説明
- ・平成28年度の取り組みについて  
今年度は、各自治体の実状を踏まえ、以下について取り組むことを合意

#### ①低入札対策制度の運用徹底

最低制限価格、調査基準価格の算定方法における中央公契連モデル(最新モデル)の活用検討

#### ②工事監督検査基準の標準化・共有化の推進

工事成績評定要領の策定

#### ③施工時期等の平準化に向けた取り組み

数値目標の設定(上半期発注率の目標設定 等)

## 公共工事の発注調整について

### ○ 現状

- ・年度当初は主に入札事務～準備期間となり、工事閑散期となっている
- ・公共工事の工期末が年度末に集中し、この時期の繁忙が著しい

### ○ 課題

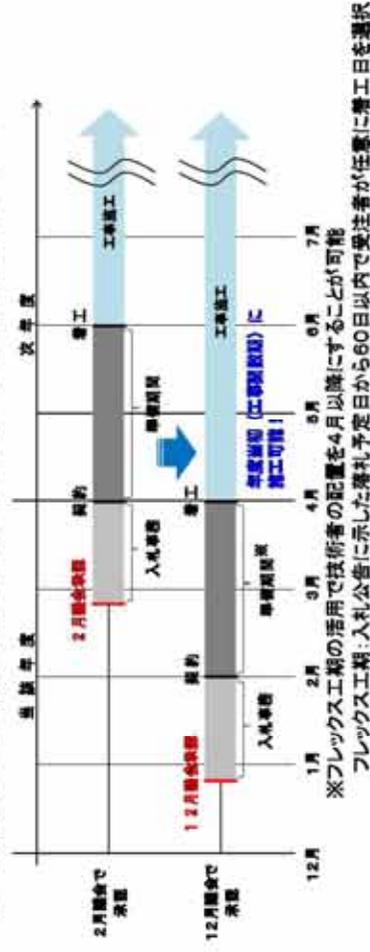
- ・年度末の工事で人手が不足（一方で、年度当初は労働者が遊休化）

↑ **公共工事の発注調整が必要!**

### ○ 施策

- ① **債務負担行為の更なる積極活用（一般的工事への拡大）**
  - ・トンネルや橋梁など長い工期を要する工事だけでなく、護岸工事や舗装工事、修繕工事など一般的な工事の一部でも、平準化を踏まえ当初予算において債務負担行為を設定し、2箇年度に渡る工期で発注
- ② **随時の繰越議案上程による工事発注**
  - ・現状2月議会で上程しているものを、繰越事由が発生した段階で上程
  - ・年度末の制約なく設定する工期で発注することで、ピークが分散するとともに4～5月の工事閑散期にも施工可能となる。

（参考）例えば12月議会で繰越承認を求めることによる工事施工時期のイメージ



### ③ 早期発注の徹底（前年度からの発注準備等）

### ○ 効果

- 閑散期の工事量確保により**平準化**することで、以下の効果が期待
  - ・建設業の企業経営の健全化（人材・機材の実働日数の向上）
  - ・労働者の処遇改善（所得及び雇用の安定化）

### ○ 目標

**3月が工期末の工事件数を4割程度縮減**



|     |              |
|-----|--------------|
| 担当課 | 技術調査課        |
| 担当者 | 笠野、滝見        |
| 電話  | 073-441-3082 |

# 滋賀県の取り組み

## ■ 滋賀県地域発注者協議会の開催

目的: 公共工事の品質確保に向けた取り組み等について、情報交換や情報共有を行い、連携強化や支援及び発注者間相互の連絡調整を行う。

平成27年6月3日(水)滋賀県地域発注者協議会を開催(於: 滋賀県庁)

＜国土交通省より4名、県より17名、市町より21名の計42名出席＞

- ① 発注者間の連携・支援について
- ② 基準・要領・システム等の標準化・共有化
- ③ 総合評価落札方式の普及拡大
- ④ 発注や施工時期等の平準化

平成28年6月29日  
滋賀県地域発注者協議会 開催

等について共有を図った。今後、発注者の課題解決に向けた取り組みを行うこととなった。

## ■ 担い手の育成・確保

### 滋賀けんせつみらいフェスタ2015の開催

官民協働の滋賀県建設産業魅力アップ実行委員会を立ち上げ、第1回となる滋賀県けんせつみらいフェスタ2015を開催。約1200人が参加した。

平成27年11月8日(日)

於: 大津港業務用地

＜塗装体験＞



＜重機体験＞

平成28年10月22、23日  
フェスタ2016開催予定

### 若手・女性技術者表彰制度



### 担い手を育成するためのモデル工事を実施

- ◆ 週休2日チャレンジ型モデル工事
- ◆ 地域の担い手育成型モデル工事

## 1 地域一括発注

- ・市町の人不足・技術不足を補うため、市町が実施する橋梁の点検・診断を(公財)兵庫県まちづくり技術センターが受託することで、地域一括発注を実施。
- ・センターが橋梁点検車を調達し、点検業者に貸し出すことで点検費用のコスト削減を行っている。また、センター職員による点検結果の精査と診断により、市町間でバラツキのない精度の高い診断を実施。

### (1)実績

H27年度は9地域25市町において、3,740橋の一括発注を実施。

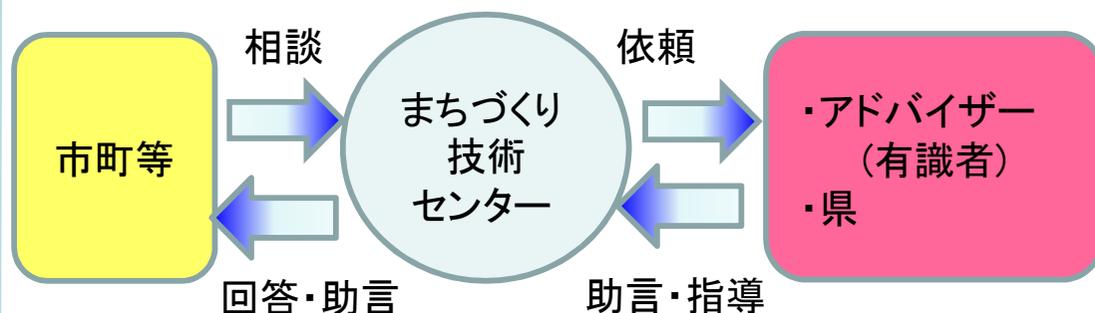
H28年度の地域一括発注(市町、橋梁数)

| 件数 | 市町            | 橋梁数     |
|----|---------------|---------|
| 1  | 宝塚市、川西市       | 約300橋   |
| 2  | 三田市、三木市       | 約300橋   |
| 3  | 加古川市、稲美町、播磨町  | 約400橋   |
| 4  | 加西市、小野市       | 約150橋   |
| 5  | 西脇市、加東市、多可町   | 約300橋   |
| 6  | 市川町、福崎町、神河町   | 約150橋   |
| 7  | 赤穂市、宍粟市、佐用町   | 約300橋   |
| 8  | たつの市、太子町      | 約300橋   |
| 9  | 豊岡市、香美町       | 約500橋   |
| 10 | 養父市、朝来市       | 約300橋   |
| 11 | 丹波市、篠山市       | 約500橋   |
| 12 | 洲本市、淡路市、南あわじ市 | 約800橋   |
| 合計 | 29市町          | 約4,300橋 |

## 2 ワンストップ相談窓口

- ・市町からの相談等については、これまで「県のどこに相談したら良いかわからない」「複数の担当部署を調べる必要がある」等の課題があった。
- ・このため、市町からの技術的な相談・問い合わせ等に対し、回答・助言を行うため、平成26年1月に『ワンストップ相談窓口』を設置。

### (1)ワンストップ相談窓口の体制



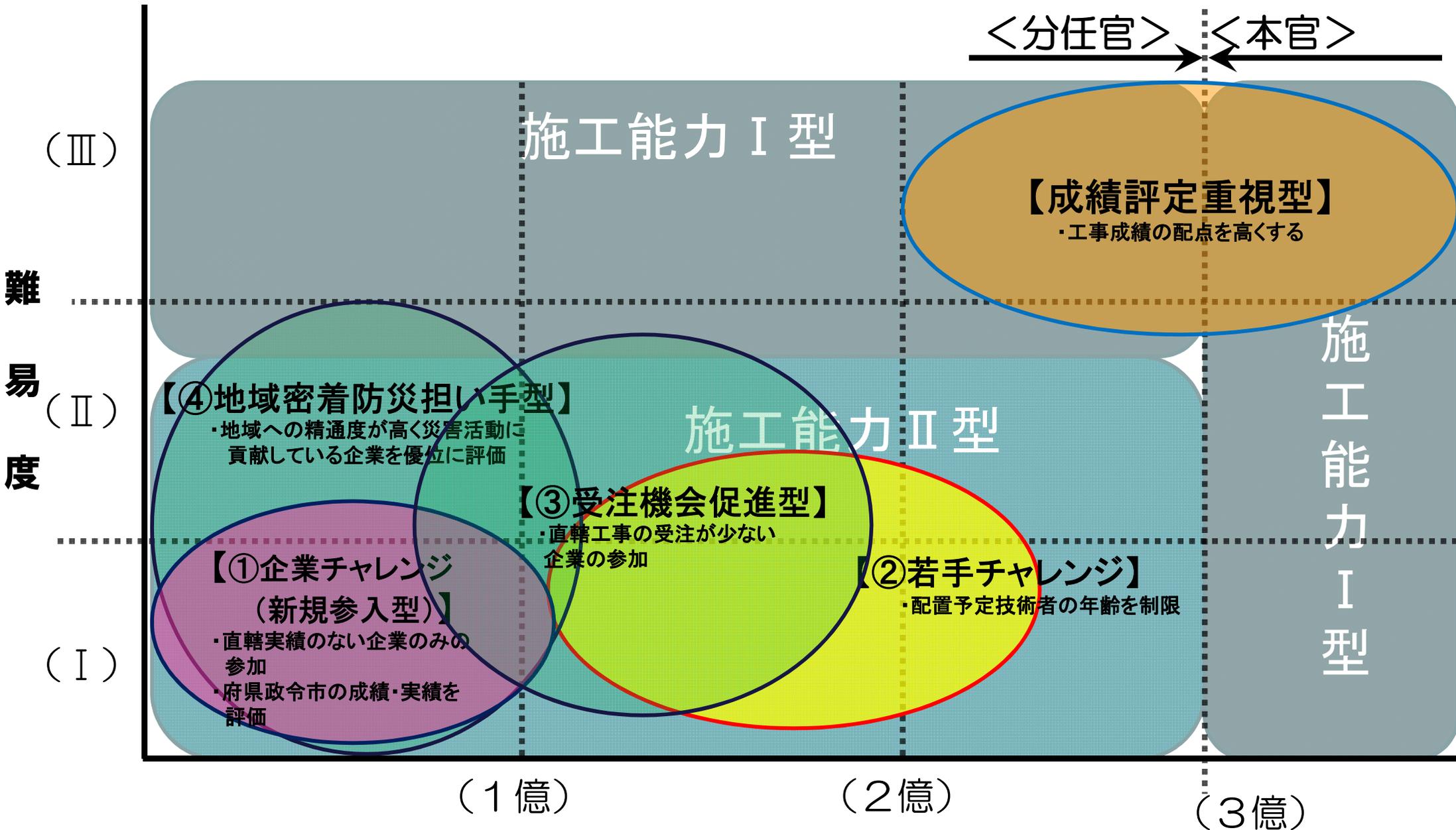
### (2)相談件数

これまでの相談件数

| 年度     | 件数  | 備考  |
|--------|-----|-----|
| 平成25年度 | 11  |     |
| 平成26年度 | 128 |     |
| 平成27年度 | 132 |     |
| 平成28年度 | 17  | 5月末 |
| 合計     | 278 |     |

# 近畿地整の取り組み等

---



## ■施工能力評価型 [企業の施工能力の配点見直し]

・実績、成績、表彰については、品質を確保するうえで、企業の施工能力を評価する項目であるが、近畿は他地整に比べ配点が低いこともあり、全国レベルにあわせて配点の重みを高くし、品質確保に重視した適切な能力評価とする。

### ○ 総合評価（企業の施工能力評価 配点20点）

| 分類      |            | 項目  | 配点 |   | 配点(案)  |   |
|---------|------------|---|----|---|--|---|
| 企業の施工能力 | 実績・成績・表彰   | 同種性の高い施工実績  | 2  | 7 | 同種性の高い施工実績   | 3 |
|         |            | 工事成績(近畿地整発注工事の過去4年間の工事成績平均点)                                    | 3  |   | 工事成績(近畿地整発注工事の過去4年間の工事成績平均点)   | 5 |
|         |            | 表彰<br>優良工事等施工者表彰<br>コンクリート構造物品質コンテストの表彰<br>下請企業表彰<br>工事成績優秀企業認定 | 2  |   | 表彰<br>優良工事等施工者表彰<br>コンクリート構造物品質コンテストの表彰<br>下請企業表彰<br><b>工事成績優秀企業認定</b> | 2 |
|         |            |   |    |   | 1  |   |
|         | イその他品質確保項目 | 有用な新技術の活用   | 1  | 7 | 有用な新技術の活用  | 1 |
|         |            | 情報化施工技術の活用  | 1  |   | 情報化施工技術の活用   |   |
|         |            | 現場従事技能者の配置  | 4  |   | 現場従事技能者の配置   | 3 |
|         |            | ISOシリーズ認証取得   | 1  |   | ISOシリーズ認証取得  |   |
|         | 地域貢献精度     | 地域内工事の実績  | 2  | 6 | 地域内工事の実績   | 2 |
|         |            | 災害協定の締結   | 1  |   | 災害協定の締結  |   |
|         |            | 建設業事業継続   | 1  |   | 建設業事業継続  | 1 |
|         |            | 災害活動に対する表彰  | 2  |   | 災害活動に対する表彰   | 2 |

※配点が20点になるように選択項目の項目を調整

## ■施工能力評価型 [ ①企業チャレンジ型（新規参入型の導入） ]

・府県・政令市の実績のみしか有していない優良な企業に直轄工事への入札参加を促し、地域の担い手を確保することを目的として、**直轄工事の実績のない者(※)のみを参加要件とし、府県・政令市の実績・成績を評価する取り組みを実施。**

### 競争参加資格

- ・同種工事の施工実績として、府県・政令市の発注工事の実績があること。  
ただし、直轄工事の受注実績がある者は参加できないこととする。

### 総合評価

|          |                               | 項目  | 配点 |    |
|----------|-------------------------------|---|----|----|
| 企業の施工能力  | 実績・成績・表彰                      | 同種性の高い施工実績  | 3  | 11 |
|          |                               | 工事成績(近畿地整発注工事の過去4年間の工事成績平均点)                      | 5  |    |
|          |                               | 表彰<br>優良工事等施工者表彰<br>コンクリート構造物品質コンテストの表彰<br>下請企業表彰 | 2  |    |
|          |                               | 工事成績優秀企業認定  | 1  |    |
|          |                               | 有用な新技術の活用   | 1  |    |
|          | インセンティブ<br>【選択項目】<br>品質確保・タイプ | 情報化施工技術の活用  |    | 4  |
|          |                               | 現場従事技能者の配置  | 3  |    |
|          |                               | ISOシリーズ認証取得                                       |    |    |
|          |                               | 地域内工事の実績  | 2  |    |
|          | 地域精進度・<br>地域貢献度               | 災害協定の締結   |    | 5  |
|          |                               | 建設事業継続  | 1  |    |
|          |                               | 災害活動に対する表彰  | 2  |    |
|          |                               | 配置予定技術者の能力  | 2  |    |
| 実績・成績・表彰 | 監理技術者等としての同種工事の経験の有無          | 4   | 18 |    |
|          | 同種性の高い施工実績                    | 4   |    |    |
|          | 同種工事の経験についての工事成績(近畿地整発注の同種工事) | 6   |    |    |
|          | 技術者表彰                         | 4   |    |    |
|          | 他                             | 2   |    |    |
| その       | 継続学習制度(CPD)                   | 2   | 2  | 20 |



|          |                           | 項目  | 配点 |    |
|----------|---------------------------|---|----|----|
| 企業の施工能力  | 実績・成績・表彰                  | 同種性の高い施工実績  |    | 20 |
|          |                           | 工事成績(府県・政令市の同種工事における工事成績)                         | 20 |    |
|          |                           | 表彰<br>優良工事等施工者表彰<br>コンクリート構造物品質コンテストの表彰<br>下請企業表彰 |    |    |
|          |                           | 工事成績優秀企業認定  |    |    |
|          |                           | 有用な新技術の活用   |    |    |
|          | インセンティブ・<br>タイプ           | 情報化施工技術の活用  |    | 20 |
|          |                           | 現場従事技能者の配置  |    |    |
|          |                           | ISOシリーズ認証取得                                       |    |    |
|          |                           | 地域内工事の実績  |    |    |
|          | 地域精進度・<br>地域貢献度           | 災害協定の締結   |    | 5  |
|          |                           | 建設事業継続  |    |    |
|          |                           | 災害活動に対する表彰  |    |    |
|          |                           | 配置予定技術者の能力  |    |    |
| 実績・成績・表彰 | 監理技術者等としての同種工事の経験の有無      |   | 20 |    |
|          | 同種性の高い施工実績                |   |    |    |
|          | 工事成績(府県・政令市の同種工事における工事成績) | 20  |    |    |
|          | 技術者表彰                     |   |    |    |
|          | 他                         |   |    |    |
| その       | 継続学習制度(CPD)               |   | 2  | 20 |

※配点が20点になるように選択項目のうち、上記の()の項目を調整

### 対象工事

- ・概ね1億円以下で、難易度の低い工事
- ・各府県1件程度で実施

※直轄工事の実績のない者とは、過去4年間に実績のない者をいう。

## ■施工能力評価型 [②若手チャレンジ型]

- ・経験型の年齢を40歳以下に引き下げる

### H26・H27試行(参加資格要件及び評価方法)

|     |        |  |
|-----|--------|--|
| 年齢型 | 参加資格要件 | ・配置予定技術者の年齢は <b>40歳以下</b> 。<br>・配置予定技術者の同種工事の施工経験は問わない。  |
|     | 評価方法   | ・技術提案(施工計画)と企業の施工能力の評価を実施。<br>・配置予定技術者の能力評価は行わない。  |
| PC  | 参加資格要件 | ・配置予定技術者の年齢は <b>40歳以下</b> 。<br>・配置予定技術者の同種工事の施工経験を求める。   |
|     | 評価方法   | ・企業の施工能力と技術者の能力評価を実施<br>・現場代理人や担当技術者としての従事経験も、監理技術者の評価と同等の評価を実施。(通常は、現場代理人は1/2評価、担当技術者は評価しない。) |
| 経験型 | 参加資格要件 | ・配置予定技術者の年齢は <b>50歳以下</b> 。<br>・配置予定技術者の同種工事の施工経験を求める。   |
|     | 評価方法   | ・企業の施工能力と技術者の能力評価を実施<br>・現場代理人や担当技術者としての従事経験も、監理技術者の評価と同等の評価を実施。                               |



### H28取組方針

|     |  |
|-----|--|
| 年齢型 | ・継続して実施する。<br><br>※各府県1件程度                               |
| PC  | ・継続して実施する。<br><br>※近畿地整1件程度                              |
| 経験型 | ・配置予定技術者の年齢は <b>40歳以下</b> とする。<br>・その他は変更なし。<br>※各府県1件程度 |

### H26・H27試行結果

#### 若手チャレンジ評価型(年齢型、PC)

| 番号 | 発注年度 | 事務所 | 府県   | 工種・ランク | 工事名                    | 配置予定技術者の平均年齢 | 備考 |
|----|------|-----|------|--------|------------------------|--------------|----|
| ①  | H26  | 滋賀  | 滋賀県  | As舗装A  | 国道161号湖西道路簡易駐車場舗装工事    | 36.3歳        |    |
| ②  | H26  | 浪速  | 大阪府  | 一般土木C  | 鍋谷峠道路父鬼改良工事            | 37.0歳        |    |
| ③  | H26  | 浪速  | 和歌山県 | 一般土木C  | 和歌山岬道路平井北改良工事          | 34.7歳        |    |
| ④  | H27  | 淀川  | 京都府  | 維持修繕   | 桂川久我地区整備工事             | 36.2歳        |    |
| ⑤  | H27  | 滋賀  | 滋賀県  | As舗装A  | 栗東水口道路六地藏地区他舗装工事       | 35.1歳        |    |
| ⑥  | H27  | 飛鳥  | 奈良県  | As舗装A  | キトラ古墳周辺地区舗装工事          | 35.4歳        |    |
| ⑦  | H27  | 奈良  | 奈良県  | As舗装A  | 国道24号他橿原維持出張所管内舗装修繕工事  | 34.7歳        |    |
| ⑧  | H27  | 豊岡  | 兵庫県  | PC     | 八鹿日高道路宿南1号橋(下り)上部工事外1件 | 36.5歳        |    |
| 平均 |      |     |      |        |                        | 35.5歳        |    |

#### 若手チャレンジ評価型(経験型)

| 番号 | 発注年度 | 事務所 | 府県   | 工種・ランク | 工事名            | 配置予定技術者の平均年齢 | 備考 |
|----|------|-----|------|--------|----------------|--------------|----|
| ①  | H27  | 大阪  | 大阪府  | 一般土木C  | 国道171号稲電線共同溝工事 | 39.0歳        |    |
| ②  | H27  | 豊岡  | 兵庫県  | 一般土木C  | 岩中地区築堤他整備工事    | 39.6歳        |    |
| ③  | H27  | 紀南  | 和歌山県 | 一般土木C  | 鮎田地区輪中堤整備工事    | 40.6歳        |    |
| 平均 |      |     |      |        |                | 39.8歳        |    |

## ■施工能力評価型 [①企業チャレンジ型（新規参入型の導入）]

・府県・政令市の実績のみしか有していない優良な企業に直轄工事への入札参加を促し、地域の担い手を確保することを目的として、**直轄工事の実績のない者(※)のみを参加要件とし、府県・政令市の実績・成績を評価する取り組みを実施。**

### 競争参加資格

- ・同種工事の施工実績として、府県・政令市の発注工事の実績があること。  
ただし、直轄工事の受注実績がある者は参加できないこととする。

### 総合評価

|                               |                               | 項目  | 配点 |    |
|-------------------------------|-------------------------------|---|----|----|
| 企業の施工能力                       | 実績・成績・表彰                      | 同種性の高い施工実績  | 3  | 11 |
|                               |                               | 工事成績(近畿地整発注工事の過去4年間の工事成績平均点)                      | 5  |    |
|                               |                               | 表彰<br>優良工事等施工者表彰<br>コンクリート構造物品質コンテストの表彰<br>下請企業表彰 | 2  |    |
|                               |                               | 工事成績優秀企業認定  | 1  |    |
|                               |                               | 有用な新技術の活用   | 1  |    |
|                               | インセンティブ<br>【選択項目】<br>品質確保・タイプ | 情報化施工技術の活用  |    | 4  |
|                               |                               | 現場従事技能者の配置  | 3  |    |
|                               |                               | ISOシリーズ認証取得                                       |    |    |
|                               |                               | 地域内工事の実績  | 2  |    |
|                               | 地域精進度・<br>【選択項目】<br>地域貢献度     | 災害協定の締結   |    | 5  |
|                               |                               | 建設事業継続  | 1  |    |
|                               |                               | 災害活動に対する表彰  | 2  |    |
|                               |                               | 配置予定技術者の能力  | 4  |    |
| 同種性の高い施工実績                    | 4                             |   |    |    |
| 同種工事の経験についての工事成績(近畿地整発注の同種工事) | 6                             |   |    |    |
| 技術者表彰                         | 4                             |   |    |    |
| その他                           | 継続学習制度(CPD)                   | 2   | 2  | 20 |



|                           |                           | 項目  | 配点 |    |
|---------------------------|---------------------------|---|----|----|
| 企業の施工能力                   | 実績・成績・表彰                  | 同種性の高い施工実績  |    | 20 |
|                           |                           | 工事成績(府県・政令市の同種工事における工事成績)                         | 20 |    |
|                           |                           | 表彰<br>優良工事等施工者表彰<br>コンクリート構造物品質コンテストの表彰<br>下請企業表彰 |    |    |
|                           |                           | 工事成績優秀企業認定  |    |    |
|                           |                           | 有用な新技術の活用   |    |    |
|                           | インセンティブ・<br>品質確保・<br>タイプ  | 情報化施工技術の活用  |    | 20 |
|                           |                           | 現場従事技能者の配置  |    |    |
|                           |                           | ISOシリーズ認証取得                                       |    |    |
|                           |                           | 地域内工事の実績  |    |    |
|                           | 地域精進度・<br>【選択項目】<br>地域貢献度 | 災害協定の締結   |    | 5  |
|                           |                           | 建設事業継続  |    |    |
|                           |                           | 災害活動に対する表彰  |    |    |
|                           |                           | 配置予定技術者の能力  | 4  |    |
| 同種性の高い施工実績                |                           |   |    |    |
| 工事成績(府県・政令市の同種工事における工事成績) | 20                        |   |    |    |
| 技術者表彰                     |                           |   |    |    |
| その他                       | 継続学習制度(CPD)               |   |    | 20 |

※配点が20点になるように選択項目のうち、上記の()の項目を調整

### 対象工事

- ・概ね1億円以下で、難易度の低い工事
- ・各府県1件程度で実施

※直轄工事の実績のない者とは、過去4年間に実績のない者をいう。

## ■ 施工能力評価型 [ ③ 受注機会促進型の試行 ]

・直轄工事の実績と一定水準の技術力を有しながらも、4年間の実績保有期間内に受注がなければ成績などの実績が消滅することから、地域業者の確保を目的として、受注機会の拡大を図るため、工事の手持ち状況を評価する。

### 評価の考え方

・企業の過年度の平均受注実績に対する当該年度工事の手持ち状況により減点する。

#### ■ 工事の手持ち状況(手持ち工事比率)

X: 当該年度受注額 / 過去5年間平均受注額

| X     | 配点   |
|-------|------|
| 0.2未満 | 0    |
| 0.4未満 | -0.5 |
| 0.6未満 | -1   |
| 0.8未満 | -1.5 |
| 0.8以上 | -2   |

※受注額とは当初契約時金額とする  
受注額はコリンズ等で確認

### 対象工事

- ・地域に根付いた健全な企業の育成のため、概ね2億円以下で、比較的難易度の低い工事とする
- ・各府県1件程度で実施

| 分類    | 評価項目                                       |                              |
|-------|--|------------------------------|
| 施工能力等 | 同種性の高い施工実績                                 |                              |
|       | 国土交通省近畿地方整備局での当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点 |                              |
|       | 表彰   |                              |
|       | 企業<br>の<br>施<br>工<br>能<br>力                | 有用な新技術の活用                    |
|       | 情報化施工技術の活用                                 |                              |
|       | 現場従事技能者の配置                                 |                              |
|       | ISO9000シリーズ認証取得                            |                              |
|       | 地域内工事の実績                                   |                              |
|       | 災害協定の締結の有無                                 |                              |
|       | 建設業事業継続計画(BCP)認定の有無                        |                              |
|       | 災害活動に対する表彰                                 |                              |
|       | 競売入札妨害や建設業法違反等による減点                        |                              |
|       | 工事の手持ち状況                                   |                              |
|       | 配<br>置<br>予<br>定<br>技<br>術<br>者            | 同種工事の経験における監理技術者等としての施工経験の有無 |
|       | 同種性の高い施工経験                                 |                              |
|       | 同種工事の経験についての工事成績評定                         |                              |
|       | 技術者表彰                                      |                              |
|       | 継続学習制度(CPD)                                |                              |
|       | 舗装施工管理技術者資格(※当該工事の工事種別がAs舗装の場合)            |                              |

## ■施工能力評価型 [④地域密着防災担い手型の試行]

・地域の安全・安心の観点から、守り手の確保を目的として、地域への精通度が高く災害活動に貢献している企業を優位に評価する取り組みを実施。

### 競争参加資格

・企業及び配置予定技術者について、同種工事の施工実績を有すること。(発注機関は問わない。)

### 総合評価

|                 |                               | 項目  | 配点 |    |    |
|-----------------|-------------------------------|---|----|----|----|
| 企業の施工能力         | 実績・成績・表彰                      | 同種性の高い施工実績  | 3  | 11 |    |
|                 |                               | 工事成績(近畿地整発注工事の過去4年間の工事成績平均点)                      | 5  |    |    |
|                 |                               | 表彰<br>優良工事等施工者表彰<br>コンクリート構造物品質コンテストの表彰<br>下請企業表彰 | 2  |    |    |
|                 |                               | 工事成績優秀企業認定  | 1  |    |    |
|                 | インセンティブ<br>【選択項目】<br>品質確保・タイプ | 有用な新技術の活用   | 1  | 4  | 20 |
|                 |                               | 情報化施工技術の活用  |    |    |    |
|                 |                               | 現場従事技能者の配置  | 3  |    |    |
|                 |                               | ISOシリーズ認証取得                                       |    |    |    |
|                 | 地域精進度・地域貢献度<br>【選択項目】         | 地域内工事の実績  | 2  | 5  | 20 |
|                 |                               | 災害協定の締結   |    |    |    |
|                 |                               | 建設業事業継続   | 1  |    |    |
|                 |                               | 災害活動に対する表彰  | 2  |    |    |
| 緊急時の施工体制(本店の位置) |                               | 8   |    |    |    |
| 配置予定技術者の能力      | 実績・成績・表彰                      | 監理技術者等としての同種工事の経験の有無                              | 4  | 18 | 20 |
|                 |                               | 同種性の高い施工実績  | 4  |    |    |
|                 |                               | 同種工事の経験についての工事成績(近畿地整発注の同種工事)                     | 6  |    |    |
|                 |                               | 技術者表彰   | 4  |    |    |
|                 | その他                           | 継続学習制度(CPD)                                       | 2  | 2  |    |
|                 |                               | 地域精進度・地域貢献度                                       |    |    |    |

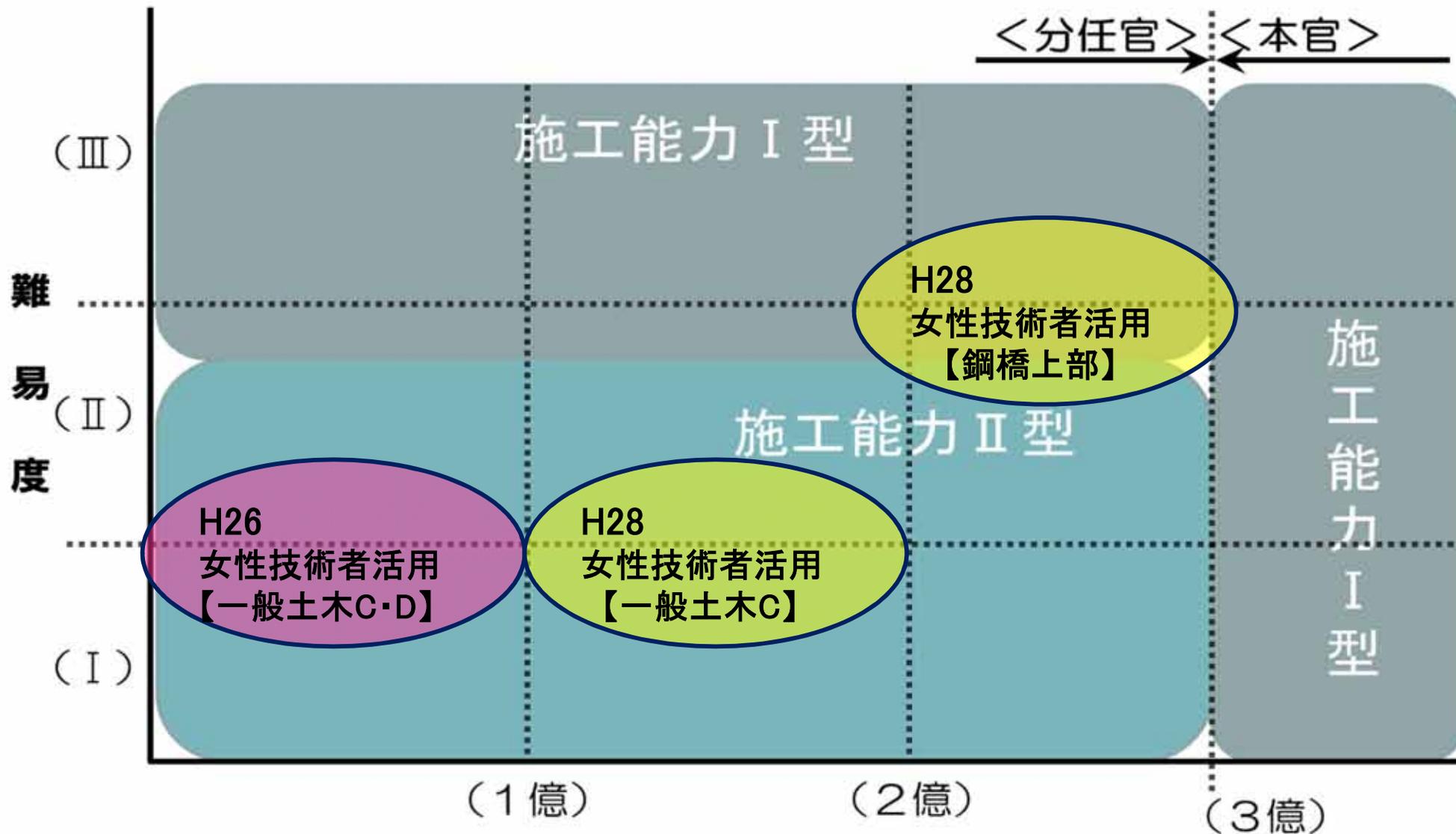
※配点が20点になるように選択項目のうち、上記の( )の項目を調整

### 対象工事

- ・概ね1億円以下で、難易度の低い工事
- ・各事務所1件程度で実施

■施工能力評価型 [⑤女性技術者活用の試行]

・女性技術者の登用を促すことを目的として、H26に一般土木で試行工事を実施。  
H28は、一般土木に加え、鋼橋上部でも試行工事の実施を予定。



## ■施工能力評価型 [⑥電通チャレンジ型]

### 受変電・発動発電設備工事での試行

- ・受変電・発動発電機の工事は、直轄での発注工事が少なく、地方公共団体発注の実績で参加をしている。(市発注の病院、火葬場、庁舎等の受変電・発々設備工事)
- ・地方公共団体発注工事は、成績評定点の加点の対象としていないため、総合評価の点数が低くなり、結果として参加者が少ない状態になっている。
- ・成績評定での加点は行わず、施工実績や地域内工事の実績で加点を行う。

競争参加資格

・企業及び配置予定技術者について、同種工事の施工実績を有すること。(発注機関は問わない。)

総合評価

|                      |                           | 項目  | 配点 |    |
|----------------------|---------------------------|---|----|----|
| 企業の施工能力              | 実績・成績・表彰                  | 同種性の高い施工実績  | 3  | 11 |
|                      |                           | 工事成績(近畿地整発注工事の過去4年間の工事成績平均点)                      | 5  |    |
|                      |                           | 表彰<br>優良工事等施工者表彰<br>コンクリート構造物品質コンテストの表彰<br>下請企業表彰 | 2  |    |
|                      |                           | 工事成績優秀企業認定  | 1  |    |
|                      |                           | 有用な新技術の活用   | 1  |    |
|                      | インセンティブ<br>【選択項目】<br>品質確保 | 情報化施工技術の活用  |    | 4  |
|                      |                           | 現場従事技能者の配置  | 3  |    |
|                      |                           | ISOシリーズ認証取得                                       |    |    |
|                      |                           | 地域内工事の実績  | 2  |    |
|                      | 地域貢献度<br>【選択項目】<br>地域貢献度  | 災害協定の締結   |    | 5  |
| 建設事業継続               |                           | 1   |    |    |
| 災害活動に対する表彰           |                           | 2   |    |    |
| 監理技術者等としての同種工事の経験の有無 |                           | 4   |    |    |
| 配置予定技術者の能力           | 実績・成績・表彰                  | 同種性の高い施工実績  | 4  | 18 |
|                      |                           | 同種工事の経験についての工事成績(近畿地整発注の同種工事)                     | 6  |    |
|                      |                           | 技術者表彰   | 4  |    |
|                      |                           | 継続学習制度(CPD)                                       | 2  |    |
|                      | 他                         | 2   | 2  |    |

➡

|                      |                           | 項目  | 配点 |    |
|----------------------|---------------------------|---|----|----|
| 企業の施工能力              | 実績・成績・表彰                  | 同種性の高い施工実績  | 12 | 12 |
|                      |                           | 工事成績(近畿地整発注工事の過去4年間の工事成績平均点)                      |    |    |
|                      |                           | 表彰<br>優良工事等施工者表彰<br>コンクリート構造物品質コンテストの表彰<br>下請企業表彰 |    |    |
|                      |                           | 工事成績優秀企業認定  |    |    |
|                      |                           | 有用な新技術の活用   |    |    |
|                      | インセンティブ<br>【選択項目】<br>品質確保 | 情報化施工技術の活用  |    | 20 |
|                      |                           | 現場従事技能者の配置  |    |    |
|                      |                           | ISOシリーズ認証取得                                       |    |    |
|                      |                           | 地域内工事の実績  | 8  |    |
|                      | 地域貢献度<br>【選択項目】<br>地域貢献度  | 災害協定の締結   |    | 8  |
| 建設事業継続               |                           |   |    |    |
| 災害活動に対する表彰           |                           |   |    |    |
| 監理技術者等としての同種工事の経験の有無 |                           | 10  |    |    |
| 配置予定技術者の能力           | 実績・成績・表彰                  | 同種性の高い施工実績  | 10 | 20 |
|                      |                           | 同種工事の経験についての工事成績(近畿地整発注の同種工事)                     |    |    |
|                      |                           | 技術者表彰   |    |    |
|                      |                           | 継続学習制度(CPD)                                       |    |    |
|                      | 他                         |   |    |    |

※配点が20点になるように選択項目のうち、上記の()の項目を調整

対象工事

・2件程度の工事を実施(全体件数の2割程度)

## ■施工能力評価型〔⑦機械チャレンジ型 1/2〕 機械設備工事での試行

・直轄での発注工事の経験がない技術者でも参加できるようにすることで、機械設備工事における競争参加者数を増やし競争性を高めること及び実務経験の少ない技術者に対して監理(主任)技術者としての経験を積ませることを目的に試行。

### 対象機械設備

機械設備工事の内、技術的難易度の低い難易度評価がⅡ以下の機械設備を対象とする。  
具体的な設備名は、下記のとおり。

- ①機械器具設置工事
  - ・道路排水設備、共同溝付帯設備
- ②鋼構造物工事
  - ・河川用小形ゲート設備(扉体面積10m<sup>2</sup>未満)

### 競争参加資格、評価方法

- ・配置予定技術者について、同種工事の経験は問わない。
- ・総合評価において、技術者の能力等は求めずに、企業の施工能力と施工計画のみで評価。

## ■施工能力評価型 [⑦機械チャレンジ型 2/2] 機械設備工事での試行

### 総合評価

#### 【施工能力評価型】(機械器具設置工事)

##### 【技術提案(施工計画)】

| 事項                  | 配点           | 加算点 |
|---------------------|--------------|-----|
| ①工事施工上の留意点(テーマ設定なし) | 6<br>(2×3項目) | 10  |
| ②留意点に対する検討事項及びその理由  |              |     |
| ③工程表の作成             | 4            |     |

##### 【技術提案(施工計画)】

| 事項                                 | 配点           | 加算点 |
|------------------------------------|--------------|-----|
| ①工事施工上の留意点(1項目は企業の支援体制について記載すること)※ | 6<br>(2×3項目) | 10  |
| ②留意点に対する検討事項及びその理由                 |              |     |
| ③工程表の作成                            | 4            |     |

##### 【施工能力等】

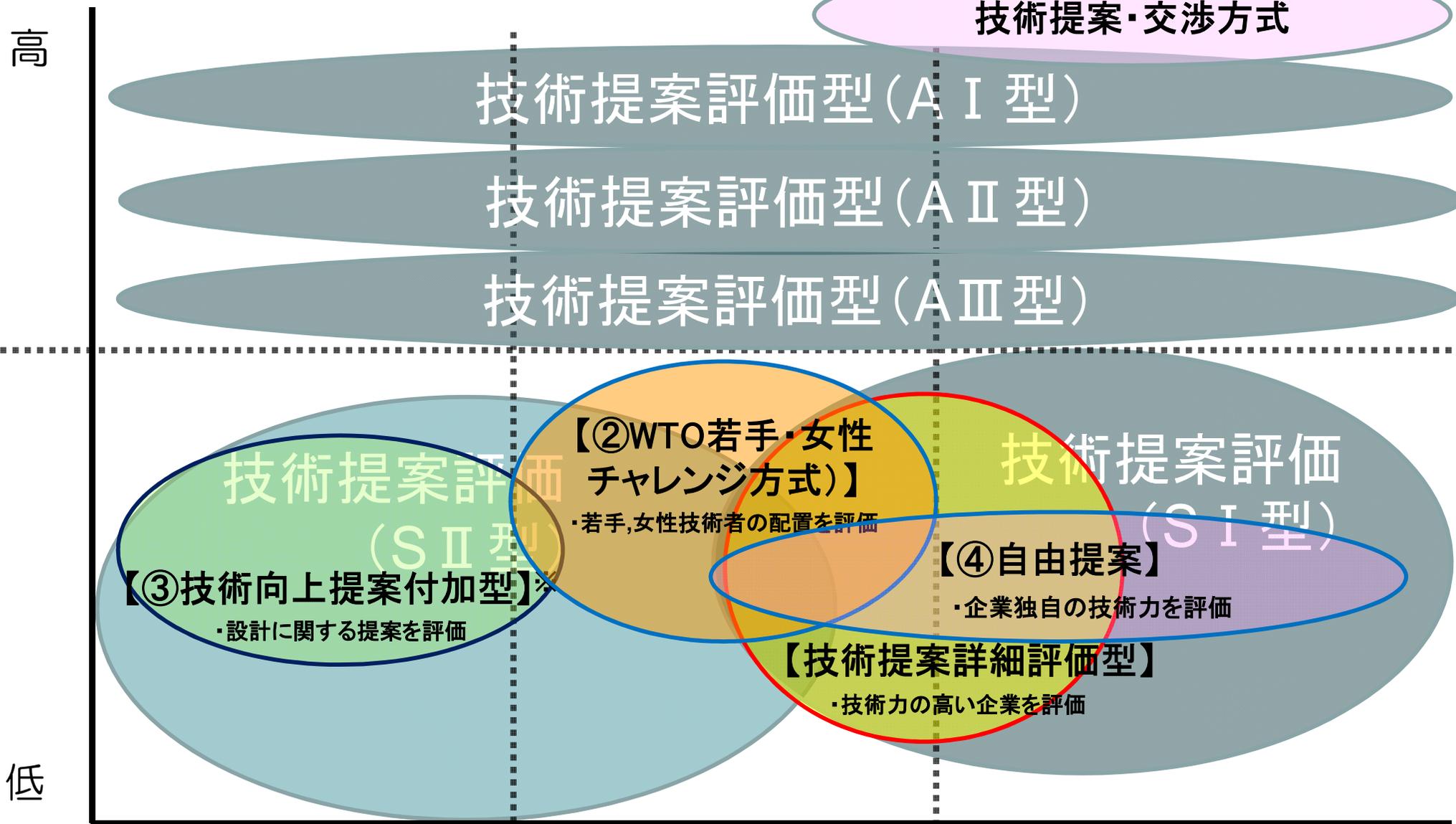
| 分類  | 評価項目    | 配点   | 加算点                          |      |   |      |
|---|---------|--|------------------------------|------|---|------|
| 施工能力等   | 企業の施工能力 | 同種性の高い施工実績                                 | 2                            | 最大20 |   |      |
|   |         | 国土交通省近畿地方整備局での当該工事と同じ工事種別の過去4年間の工事成績評定の平均点 | 3                            |      |   |      |
|   |         | 表彰   | 最大2                          |      |   |      |
|   |         | 有用な新技術の活用                                  | 最大1                          |      |   |      |
|   |         | 現場従事技能者の配置                                 | 最大4                          |      |   |      |
|   |         | ISO9000シリーズ認証取得                            | 1                            |      |   |      |
|   |         | 保守点検業務の実績                                  | 2                            |      |   |      |
|   |         | 地域内工事の実績                                   | 2                            |      |   |      |
|   |         | 災害協定の締結の有無                                 | 1                            |      |   |      |
|   |         | 建設業事業継続計画(BCP)認定の有無                        | 1                            |      |   |      |
|   |         | 災害活動に対する表彰                                 | 最大2                          |      |   |      |
|   |         | 競売入札妨害や建設業法違反等による減点                        | —                            |      |   |      |
|   |         | 配置予定技術者の能力                                 | 同種工事の経験における監理技術者等としての施工経験の有無 |      | 4 | 最大20 |
|   |         |  | 同種性の高い施工経験                   |      | 4 |      |
| 同種工事の経験についての工事成績評定                                | 6       |  |                              |      |   |      |
| 技術者表彰   | 4       |  |                              |      |   |      |
| 継続学習制度(CPD)                                       | 2       |  |                              |      |   |      |
| 【揚排水ポンプ設備工事、または工事内容にポンプ設備が含まれる場合】<br>ポンプ施設管理技術者資格 | (2)     |  |                              |      |   |      |

##### 【施工能力等】

| 評価項目   | 配点  | 加算点  |    |
|--------|-----|------|----|
| 評価対象   | 3※  | 最大20 |    |
| 評価対象   | 4※  |      |    |
| 評価対象外※ | —   |      |    |
| 評価対象   | 最大1 |      |    |
| 評価対象   | 最大4 |      |    |
| 評価対象   | 1   |      |    |
| 評価対象   | 2   |      |    |
| 評価対象   | 2   |      |    |
| 評価対象   | 1   |      |    |
| 評価対象   | 1   |      |    |
| 評価対象   | 最大2 |      |    |
| 評価対象   | —   |      |    |
| 評価対象外※ | —   |      | —※ |
| 評価対象外※ | —   |      |    |
| 評価対象外※ | —   |      |    |
| 評価対象外※ | —   |      |    |

※鋼構造物工事も同様

求める技術提案



(7.4億)

(30億)

※参加者が20者を超えると見込まれる工事については、段階選抜を適用

## ■技術提案評価型 [一提案一技術]

•提案内容に差が付きにくい傾向であり、受注するために、より技術力の評価を得るため過度な提案になっており、企業の負担が大きくなっている。それを解消するため、一提案一技術について、より厳格に評価を行う。

### 試行工事

大和御所道路水泥トンネル北工区工事

指定テーマ:「覆工コンクリートの品質の確保・向上のための施工方法の工夫とその効果」

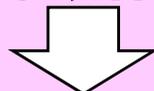
提案内容 : 覆工コンクリート天端部の締固め性能の向上



従来に比べ技術数を減らした業者は、19者のうち7者。

一提案一技術は1者のみ。

試行の結果、競争参加者の半数弱しか技術数を減らしていない状況



一提案一技術を更に厳格化するため、

**「2技術以上提案した場合は、加点しない。」の記載を追加。**

※単体で効果が発揮できるものは、単体技術で一技術。複数技術を組み合わせて初めて効果が発揮できるものは、合わせた技術を一技術とする。  
効果確認を行う技術についても一技術とする。

## ■技術提案評価型〔①段階選抜方式〕

これまでにPC工事3件、  
トンネル工事2件の、計5件の工事で実施。

### 一次審査(評価項目)

| 分類    | 評価項目       |                           | 配点 | 評価点 |    |
|-------|------------|---------------------------|----|-----|----|
| 施工能力等 | 企業の能力等     | 同種性の高い施工実績                | 9  | 15  | 30 |
|       |            | 同じ工事種別の工事成績評定平均点          | 6  |     |    |
|       | 配置予定技術者の能力 | 同種工事の経験における監理技術者等としての施工経験 | 4  | 15  |    |
|       |            | 同種性の高い施工経験                | 5  |     |    |
|       |            | 同種工事の経験についての工事成績評定点       | 6  |     |    |

### 結果

- ・PC工事は参加者が10者程度でほぼ同じ者が選抜者になっている。
- ・トンネル工事は、選抜者が固定化されていない



- ・PC工事は実施しない。
- ・トンネル・改良工事は、継続して実施する。

## ■技術提案評価型 [②WTO 若手・女性チャレンジ方式]

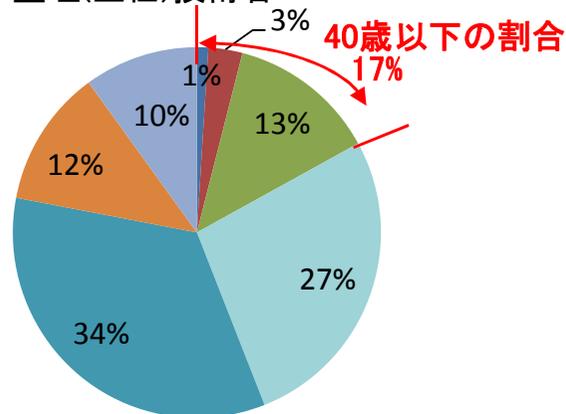
- ・WTO対象工事において、若い技術者や女性技術者にも監理技術者等の経験を積んでいただき世代交代を促す取り組みを行う。
- ・配置予定技術者の施工能力において、若手や女性技術者を配置することによる評価を行う。

### 見直し項目

| 分類    | 評価項目       |   | 配点 | 評価点 |
|-------|------------|---|----|-----|
| 施工能力等 | 企業の能力等     | 同種性の高い施工実績  | 9  | 15  |
|       |            | 同じ工事種別の工事成績評定平均点  | 6  |     |
|       | 配置予定技術者の能力 | 若手・女性技術者の配置(監理(主任)技術者または現場代理人の配置)<br>40歳以下若手の監理技術者配置の場合:8点(現場代理人の場合1/2)<br>女性の監理技術者配置の場合:8点(現場代理人の場合1/2)<br>41歳以上の男性監理技術者配置の場合:0点 | 8  | 15  |
|       |            | 監理(主任)技術者として従事した同種性の高い施工経験<br>(現場代理人の場合1/2)   | 4  |     |
|       |            | 監理(主任)技術者として従事した同種工事の工事成績評定<br>(現場代理人の場合1/2)  | 3  |     |
|       |            |   |    | 30  |

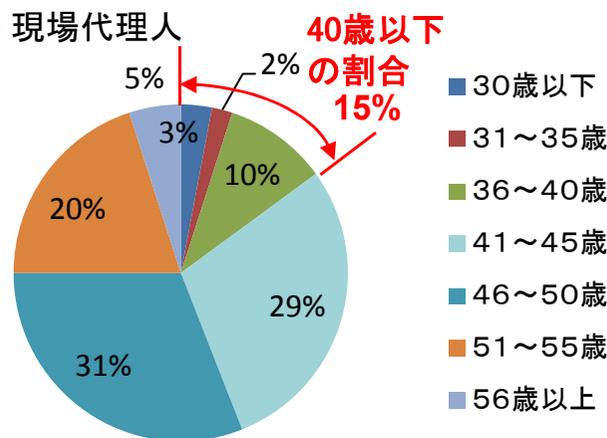
### ■WTO工事で実際に配置されている技術者の年齢割合

#### ■ 監理(主任)技術者



平均46.2歳であり、40歳以下の技術者が17%を占めている。【技術者数68人(うち女性技術者0人)】

#### ■ 現場代理人



平均46.3歳であり、40歳以下の技術者が15%を占めている。【技術者数59人(うち女性技術者0人)】

#### (工事種類の内訳)

|       |     |
|-------|-----|
| 改良    | 22件 |
| 改良+PC | 7件  |
| PC    | 8件  |
| 鋼橋上部  | 7件  |
| トンネル  | 18件 |
| 全体    | 62件 |

※抽出されているWTO工事はH28.3.1時点で稼働している工事

#### 対象工事

・H28年度 段階選抜等の参加者の多い工事で1~2件程度実施予定

## ■技術提案評価型 [③技術向上提案付加型 1/2]

- 技術向上提案付加型は、施工者の視点で、発注工事の設計に関して、品質や機能の向上に資する技術を提案してもらい、目的物の品質向上を図っていくことを目的に実施したが、ケース1については、評価の低い者が受注に至った。
- 今回、向上提案の配点を見直し、高い評価を受けた者が優位になるように見直す。

平成27年度

【SⅡ型】指定1テーマ+技術向上提案（1提案）

配点：60点

指定テーマ① 50点（10点×5提案）

**技術向上提案 10点（10点×1提案）**



H28年度  
の取組

平成28年度

【SⅡ型】指定1テーマ+技術向上提案（1提案）

配点：60点

指定テーマ① 40点（8点×5提案）

**技術向上提案 20点（20点×1提案）**

※ 配点の重みをかえ継続して実施する  
（H28年度 1件程度）

## ■技術提案評価型〔④自由提案〕

### H28年度の取組

- ・自由提案は、企業が持っている技術力を一番に発揮できる取り組み。  
また、発注者・受注者の技術力の向上につながることから、段階選抜は行わず、全競争参加者の提案を求める。

### 対象工事

- ・H27年度 1件実施
- ・H28年度 1件程度実施予定

## ■技術提案評価型〔⑤1テーマ3提案〕

### H28年度の取組

- ・舗装工事等においては、技術的な工夫の余地が少なく、技術提案を求めても、評価の高い提案が少ない傾向にある。  
評価されない項目であっても履行義務は生じ企業の負担となっていることから、1テーマにおける技術提案数を最大3提案(現在5提案)とする。

### 対象工事

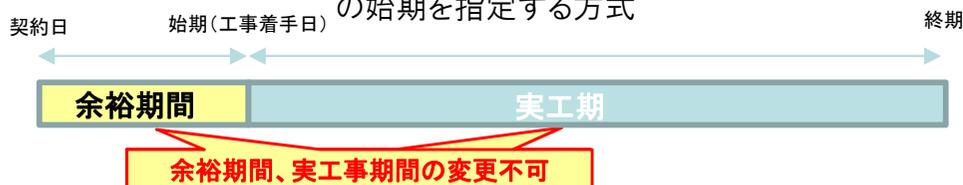
- ・技術的工夫の余地が少ない工事  
As舗装工事、Co舗装工事等

# 余裕期間制度について

余裕期間とは受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる期間を実工期に加えるものであり、契約の締結日から工事の始期(着手日)までの期間をいう。

## 余裕期間制度について

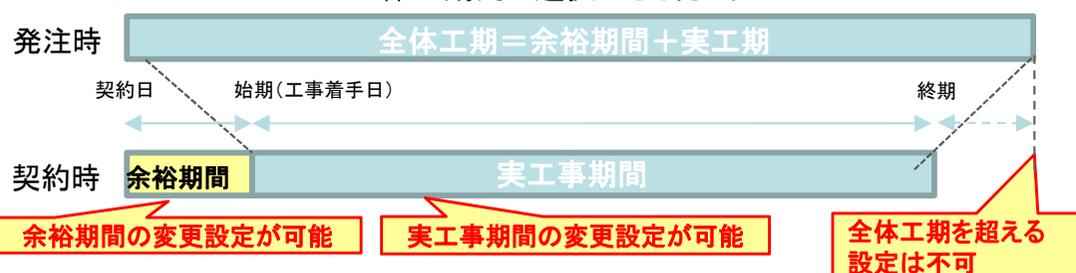
①「発注者指定方式」：発注者があらかじめ余裕期間内で工期の始期を指定する方式



②「任意着手方式」：受注者が工事の始期を発注者が示した工事着手期限日までの間で選択できる方式



③「フレックス方式」：受注者が工事の始期と終期(実工期)を全体工期内で選択できる方式



## 余裕期間の条件

### ◆余裕期間の長さ

工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲

### ◆技術者の配置

- (1) 余裕期間内は主任・監理技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
- (2) 実工期・実工事期間には準備・後片付け期間を含み、主任・監理技術者の配置が必要。

### ◆契約手続き後における余裕期間の変更について

- (1) 発注者指定方式の場合、受注者は余裕期間の変更は不可。
- (2) 任意着手方式、フレックス方式の場合・契約締結後においても、余裕期間の変更が可能。

## メリット

- ◇ 計画的に建設資材、労働者確保等の準備が可能
- ◇ 入札時点で主任・監理技術者を配置できない場合でも、実工事期間中に配置が可能な場合は工事の入札が可能

# 配置予定技術者の評価期間を見直し

やむを得ず長期休暇を取得した場合、工事及び業務発注時における配置予定技術者の成績、表彰等を評価する期間が長期休暇期間も含まれるため実質短くなることから、評価期間の考え方を見直すことにより解消し、業界への就業率の向上・継続就業を支援するとともに、ワークライフバランス(WLB)の促進に繋げていくものである。

平成28年4月より

## 概要

◆配置予定技術者の成績、表彰実績等の評価期間において、長期休暇を取得した期間に相当する期間を加える。

### ◆対象

- ・総合評価落札方式で発注する全工事
- ・プロポーザル方式及び総合評価落札方式で発注する全業務

### ◆対象となる長期休暇

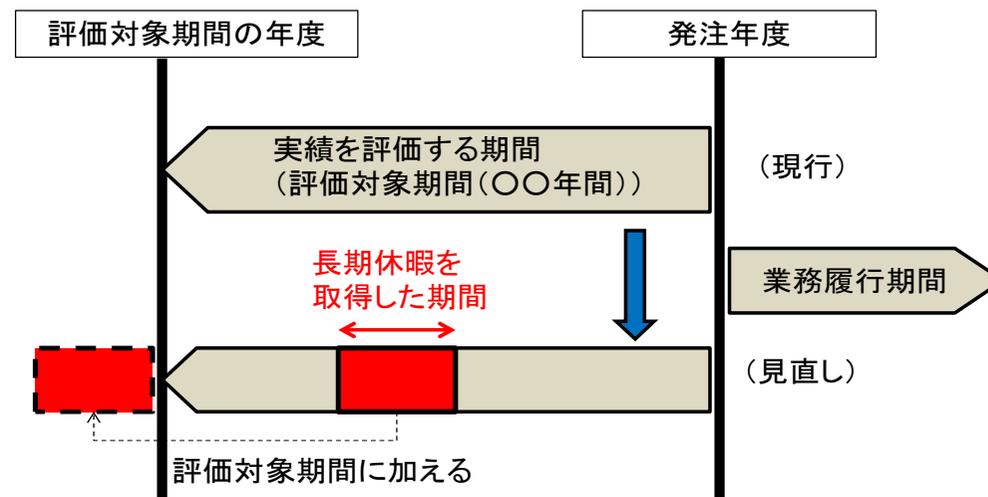
- ・産前、産後、育児、介護、傷病

### ◆評価期間に加える期間(例)

- 休暇期間：1年以上2年未満の場合 1年  
2年以上3年未満の場合 2年

## 【イメージ図】

長期休暇を取得した期間に相当する期間を評価対象期間に加える措置



## 効果

- ◆就業率の向上・継続就業を支援
- ◆ワークライフバランス(WLB)の促進

# 総価契約単価合意方式

請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価を前もって協議し、合意しておくことにより、**設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施**

平成28年3月見直し

## 合意方式は2通り

### 単価個別合意方式

- ◆ 単価を個別に合意する方式
- ◆ 受注者の技術的特性等が反映される
- ◆ 合意にあたっては、妥当性を確認

見直し

### ~~単価包括合意方式~~ → 包括的単価個別合意方式

- ◆ 単価を包括的に一律に合意する方式
- ◆ 受注者が希望して選択できる

#### 【見直しの内容】

包括合意方式であっても、**一度合意した単価は変わらないように変更**。合わせて、名称も変更。

## 変更時の積算

- ◆ 受発注者間で当初に合意した単価を用いる
- ◆ 新規工種<sup>※1</sup>が追加となる場合、官積算単価を用いる

## 合意の手続き(個別合意方式)

- ① 受注者は、契約締結後14日以内に「請負代金内訳書」を提出
- ② 契約締結後15日以降速やかに協議<sup>※2</sup>
- ③ 受注者は、協議開始の日から14日以内に「単価合意書(案)」を提出
- ④ 「単価合意書」締結

## 効果

- ◆ 設計変更に伴う協議の円滑化  
⇒ 適正な利益の確保
- ◆ 出来高部分払い方式における効果  
⇒ キャッシュフロー<sup>※3</sup>の改善  
⇒ 借入金減少、元下間の支払いも円滑に

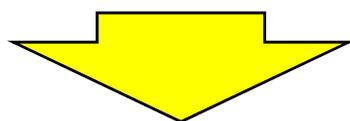
※1 「合意する単価(細別)、新規工種」に関する体系や考え方は、国総研HP掲載の「工事工種体系ツリー」に基づいている。

※2 協議が整わない場合、単価包括合意方式へ移行する。

※3 企業のある期間における現金の収支のこと。

# 工事請負契約におけるガイドライン(総合版)の改正

## 「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」の改正 H26.6.4



法第22条

発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定める

## 「発注関係事務の運用に関する指針」の策定

(発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたもの)

H27.1.30

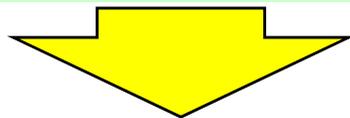


### 施工条件の変化等に応じた適切な設計変更

適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う

### 受注者との情報共有や協議の迅速化等

変更手続きの円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続きの例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続きに必要な書類の例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用する



品確法の改正及び指針の策定を踏まえ、  
**設計変更ガイドラインの改訂を実施**

H27.7

## 工事請負契約ガイドライン(総合版) 全体構成

### 目次

1. 設計変更ガイドライン(案)  
(前回:平成20年6月4日付)
2. 工事一時中止に係るガイドライン(案)  
(前回:平成20年6月4日付)
3. 設計照査のガイドライン(案)  
(前回:平成20年1月7日付)
4. 設計変更事例集(主な事例)  
(新規追加)
5. 受発注者間のコミュニケーション  
(新規追加)
6. 参考資料  
(新規追加:契約書・通知など抜粋)

# 工事請負契約におけるガイドライン(総合版)の概要①

## 1. 設計変更ガイドライン (案)

### (1) 適切な設計変更の必要性 (改正品課法の趣旨を記載)

- ① 請負契約の当事者が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代で締結する。
- ② 設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行う。
- ③ また、変更見込額が請負代金の30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行う。
- ④ 特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

### (2) 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ (契約の一事項であることを明記)

- ① 契約の一事項として扱うこととし、特記仕様書へその旨記載する。

### (3) 設計変更が不可能なケース (書面で行うことを記載し、明確化を図る)

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
- ② 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合。
- ③ 「承諾」で施工した場合。
- ④ 工事請負契約書・土木工事共通仕様書(案)に定められている所定の手続きを経していない場合。
- ⑤ 正式な書面によらない事項(口頭のみ指示・協議等)の場合。

# 工事請負契約におけるガイドライン(総合版)の概要②

## (4) 設計変更が可能なケース(基本的な考え方を記載)

- ① 仮設(任意仮設を含む)において条件明示の有無に係わらず 当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水等が現地で確認された場合。
- ② 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。
- ③ 所定の手続き(「協議」)を行い、発注者の「指示」によるもの。
- ④ 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
- ⑤ 受注者の責によらない 工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

## (5) 指示書への概算金額の記載(概算金額の明示しない場合は、その理由を記載)

- ① 設計変更を行う為、契約変更に先だって指示を行う場合は、指示書にその内容に伴う増減額の概算額を記載する。ただし、受注者からの協議により変更する場合にあつては、協議時点で受注者から見積書の提供を受けた場合に限る。
- ② 記載する概算額は「参考値」であり、契約変更を拘束するものではない。
- ③ 概算額については、類似する他工事の事例や設計業務成果、協会資料などを参考に記載することも可とする。
- ④ 概算額は、百万円単位を基本とする。

## (6) 指定・任意の使い分け(指定と任意の明確化)

- ① 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- ② 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ③ ただし、指定・任意ともに当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。

## (7) 自主施工の原則(指定事項以外は受注者の裁量の範囲)

- ① 仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別な定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

# 工事請負契約におけるガイドライン(総合版)の概要③

## 2. 工事一時中止に係るガイドライン (案)

### (1) 発注者の中止義務(発注者の責務の明確化)

- ① 受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。
- ② 受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は必要があれば速やかに工事中止を指示する。

### (2) 受注者による中止事案の確認請求(受注者から中止事案の確認請求ができることを記載)

- ① 受注者は、受注者の責に帰することができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

### (3) 基本計画書の作成(基本計画書に中止に伴う増加費用の概算金額を記載)

- ① 工事を中止した場合において、受注者は中止期間の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議のうえ、承諾を得るものとする。
- ② 基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
- ③ 基本計画書に記載する概算額については、指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。

### (4) 工期の短縮計画の作成(工期短縮に伴う増加費用の概算金額を記載)

- ① 発注者は一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- ② 受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ③ 工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

# 工事請負契約におけるガイドライン(総合版)の概要④

## 3. 設計図書の照査ガイドライン (案)

### (1) 設計照査の位置づけ(基本的考え方「**規程・位置づけ**」を記載)

- ①受注者は、工事請負契約書及び土木共通仕様書に基づいて、設計照査を行うこととなる。
- ②土木工事共通仕様書に記載のあるとおり、照査結果から工事請負契約書第18条にある、現場と設計図書が一致しないことの事実を監督職員が確認できる資料の作成は、受注者の負担により作成を行う。
- ③照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行うものとする。

### (2) 設計図書の照査項目(工事全般における照査項目チェックリストを追加)

- ①当該工事の条件明示の内容
  - ・条件明示事項と現場条件に相違がないかの確認等(2項目を規程)
- ②関連資料・貸与資料の確認
  - ・地盤沈下、振動等による影響が第三者におよばないか、関連資料はあるかの確認等(12項目を規程)
- ③現地踏査
  - ・境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認等(19項目を規程)
- ④設計図
  - ・構造物の施工性に問題はないか。設計図書に基づいた適正な施工が可能かの確認等(14項目を規程)
- ⑤数量計算
  - ・数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するのかの確認等(3項目を規程)
- ⑥設計計算書
  - ・使用されている設計基準等は適切かの確認等(3項目を規程)

# 概略発注方式の試行

**【目的】**  
発注時の積算の簡略化を図り、受発注者双方の手間や違積算のリスクの軽減を図る。(入口簡素化、出口しっかり)

## 【考え方】

- 主工種以外の排水工等の工種を、当初は積上げせず、率を乗じて積算
- 詳細設計図をそのまま契約図書として使用するが、「図面並びに数量は参考扱いとする」旨を明記し、入札公告時に添付
- 変更契約は、出来高数量に応じて精算

## 【対象工種】

- 金額は直工に占める割合は少ないが、積算項目数が多く積算手間がかかり、現地状況等により変更が生じる工種
- 最終的に精算する金額が予定価格に対して変動することが明確な工種

## 【実施内容】 率の設定は、過去の類似工事から直接工事に対する率を算定

- ◆ 改良工事における「排水構造物工」= (排水構造物工を除く直接工事費) × **5%**
- ◆ トンネル仮設備工 = (トンネルの内、掘削土の残土処理及びトンネル仮設備工を除く直接工事費) × **13%**
- ◆ アスファルト舗装工事における「排水構造物工」
  - 1) 自専道(本線部、IC部)排水構造物工 = 舗装工(車道舗装面積・路肩部舗装面積)の直接工事費 × **21%**
  - 2) 自専道以外の一般部排水構造物工 = 舗装工(車道舗装面積・路肩部舗装面積)の直接工事費 × **35%**
- ◆ 橋梁上部工事における「排水装置工」
  - 1) 鈹桁橋、箱桁橋の工場製作工の直接工事費 × **5%** 【鋼製排水溝】
  - 2) 鈹桁橋、箱桁橋の工場製作工の直接工事費 × **3%** 【排水柵】
  - 3) PCホーセルフ橋、(中空床版橋)、PC橋工(コンホ°桁橋)、PC片持桁橋工(ラーメン箱桁橋)の直接工事費 × **3%** 【鋼製排水溝】
  - 4) PCホーセルフ橋、(中空床版橋)、PC橋工(コンホ°桁橋)、PC片持桁橋工(ラーメン箱桁橋)の直接工事費 × **2%** 【排水柵】

## 【期待される効果】

- ✓ 積算の簡略化
- ✓ 入札時の質問数の減少
- ✓ 図面と数量の不整合などの積算ミスの軽減

# 不調・不落対策について

適正な利潤の確保が出来ていない可能性がある工事において、工事の積算における不調・不落対策を実施

## 試行工事の概要

(※結果を検証し、適宜改定)

### 【見積活用方式】(H19～)

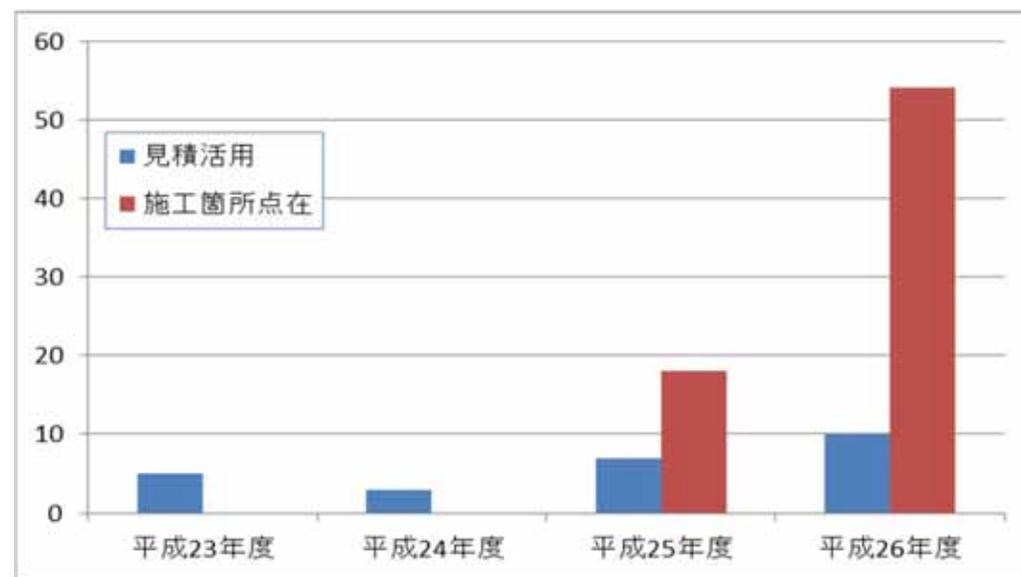
実勢価格の変化が激しいなど、個別の現場条件が反映しきれず、標準積算との乖離が生じる項目について見積を求め、積算に反映する。

### 【施工箇所点在】(H22～)

施工箇所が複数ある工事について、工事箇所1km毎に箇所を分けて、それぞれ共通仮設費、現場管理費の算出を行う。

## 試行工事の現状

不調・不落対策(平成23年度～平成26年度)



**効果** ◆不調・不落の発生の減少

(近畿地整の不調・不落発生状況)

H26年度:11%→H27年度:6%

# 土日完全休日化促進試行工事

『土日完全休日制』を確保するため、建設現場において入職しやすい環境づくりに向け、現場における現状の課題や問題点を把握するためのモデル工事

28件実施(平成27・28年度予定)

## 試行工事の概要

### 【発注段階】(入札説明書)

- ◆ 土日完全休日化促進試行工事と明示
- ◆ 土日完全休日について施工計画書に記載し監督職員に提出することを明示  
(※総合評価での評価はしない)

### 【施工段階】

- ◆ 施工計画書に記載

### 【完了段階】

- ◆ 休暇取得状況の確認
- ◆ 成績評定で最大5点の加点
- ◆ ペナルティーはなし
- ◆ アンケート調査により課題を抽出

## 建設業界の現状

- ◆ 建設業界全体の魅力の感じない
- ◆ 若手技術者等の入職が少ない など

その要因一つは…

## 現場の現状

- ◆ 計画的な『土日完全休日』の確保ができていない  
(主な理由)
- ⇒ 予期せぬ雨天等による作業不能を回避
- ⇒ 工事中止による工期を回復するため
- ⇒ 技能労働者の給与確保 など

『土日完全休日制確保』

## 効果

- ◆ 計画的な休日の確保
- ◆ 休日を踏まえた適切な工期を確保

# 現場環境改善(トイレ)試行工事

工事現場における作業環境を改善し、男女問わず誰もが働きやすい現場環境づくりに向けて、現場における**現状の課題や問題点を把握**するための試行工事

42件実施(平成27年度)

## 試行工事の概要

### 【施工段階】

◆『**環境改善型トイレ**』※を**選定・導入**  
 以下のような場合に、積極的に導入

- ①現場見学会が頻繁に想定される
- ②公道や民家に近く、見た目や臭いが気になる
- ③災害などの非常時に、一般の方に開放できる
- ④受注者が試行工事を希望した場合 など

### 【完了段階】

◆アンケート調査により課題を抽出

※『環境改善型トイレ』とは

◆水洗方式等を採用し、臭い対策、目隠し、防音、鏡や手洗いが設置されているもの

## 工事現場のトイレの現状

- ◆汚い、臭い・・・
- ◆夏は暑く、冬は寒い など

その結果・・・

## 現場の作業員の現状

- ◆清潔なトイレを求め離れた現場詰所まで移動し使用  
 →作業効率が低下する
- ◆水分補給を我慢する  
 →熱中症などの危険性が増える

『環境改善型トイレ』の導入

## 効果

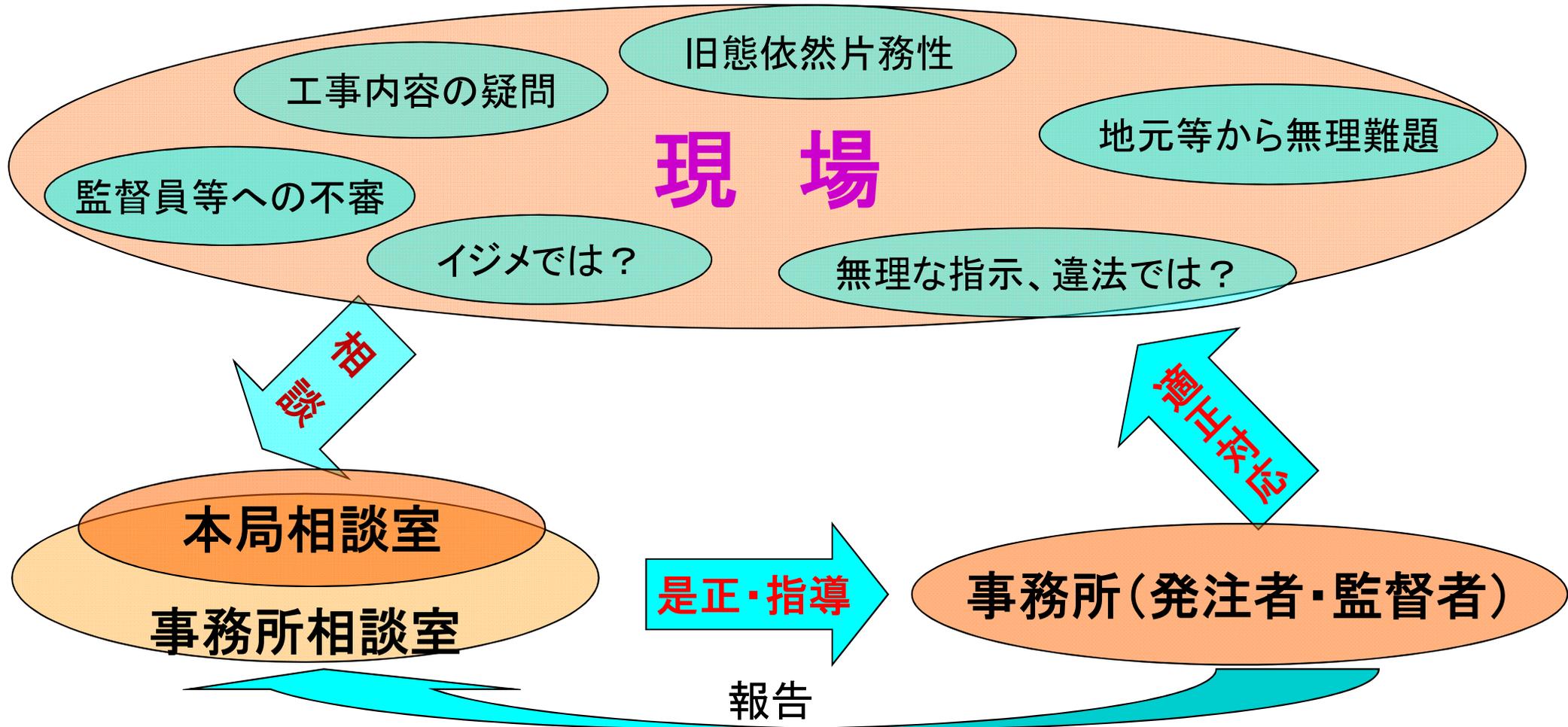
- ◆清潔で快適な現場環境に一步前進
- ◆工事現場の魅力向上

# 公共工事かけこみ寺の設置について

＜施工段階での受注者からの苦情等を適正に対応する体制を確保＞

## 「公共工事かけこみ寺」(近畿地方整備局・各事務所)

相談したいが、直接発注者に言うのも…。これ位は受注者が我慢すべき…。仕返しが…。



【問合せ窓口】  
近畿地方整備局 企画部 技術管理課  
06-6942-1141(代)

# 現場の生産向上の取り組み

## ◇工事進捗定例会議、声かけまっせ運動の実施（建設生産システムの向上速効策）

### 【品確法】

『受注者との情報共有、協議等の迅速化』について、「各発注者は受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答に努める。設計変更の手続きの迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議等を行う会議を必要に応じて開催する。」

～品確法における「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）平成27年1月」～

### 【現在の実施策】

1. ワンデーレスポンスの徹底
2. 工事施工調整会議（三者会議）の開催
3. 設計変更審査会の開催を一体的に、「情報共有システム（ASP）」を活用し、円滑化、意志決定過程の明確化
4. 供用、完成時期が迫り公表されている工事に関して、「工事進捗状況の共有」として、実施工程表を「ASP」を活用、共有し、工程上の課題等を解決

## 【もっと円滑、迅速化が出来ないか？】

- ◆ 今、現場での進捗の支障は何か？
- ◆ ロス、無駄はないか？
- ◆ 受発注者間の協議による、指示待ち、報告・相談待ちはないか？
- ◆ 打合せの時間、時期は適正か？
- ◆ 技術的な意見交換や提案は充分か？
- ◆ 受発注者間のコミュニケーションは充分か？

### さらなる改善策

細かなところから生産性の向上を

## 【現場の生産性向上の取り組み】

工事進捗会議を定例開催することにより、受発注者間の協議短縮や意志疎通を図り、生産性や技術力の向上につながる。

### 会議の内容

- 主任監督員毎に、定例日を定め開催（毎週〇曜日、原則週1回とし隔週も可）
- 出席者
  - ・発注者側）主任監督員、監督員、担当技術者（現場技術員）
  - ・受注者側）監理（主任）技術者（OR 現場代理人）
- 工事の進捗状況を主に、工事実施に関する全般的な課題、技術的な提案などについても打合せ
- 対象は維持作業を除く全ての工事



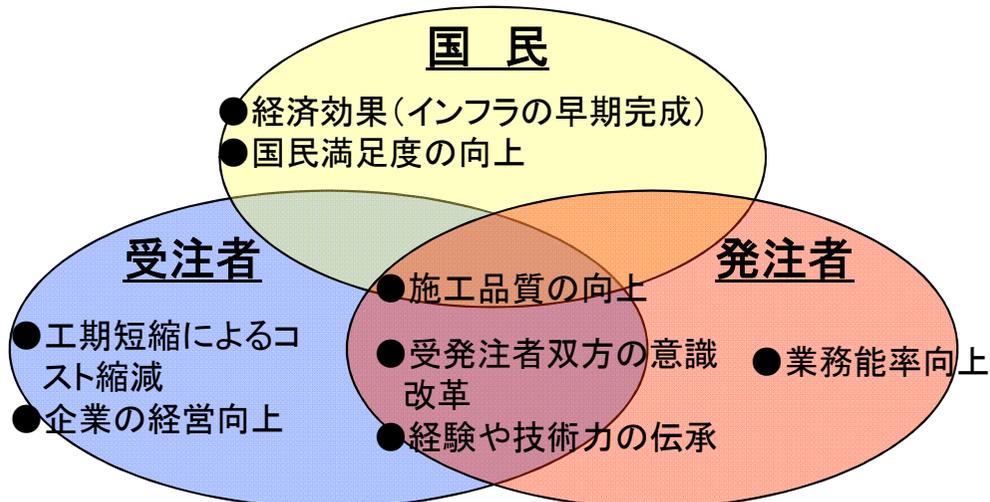
# ワンデーレスポンス

受注者からの協議等に対して、「その日のうち」に回答、または、回答日を協議の上、決定することにより、工事現場や業務実施過程において発生する諸問題を迅速に対応する取り組み

## ワンデーレスポンスの概要

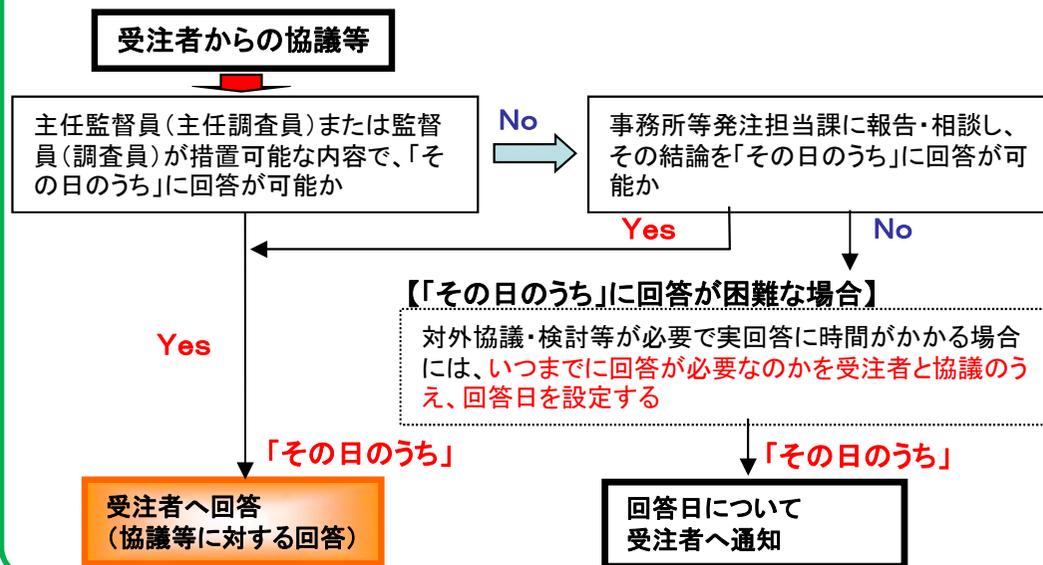


- 目的意識の明確化  
(工事期間短縮、業務の円滑な進捗が受注者、発注者、ひいては国民に良い効果を導き出す)
- 発注者と受注者の情報共有(連携強化)



## 《近畿地方整備局での取り組み》

○対象工事: 全ての工事および業務



## 効果

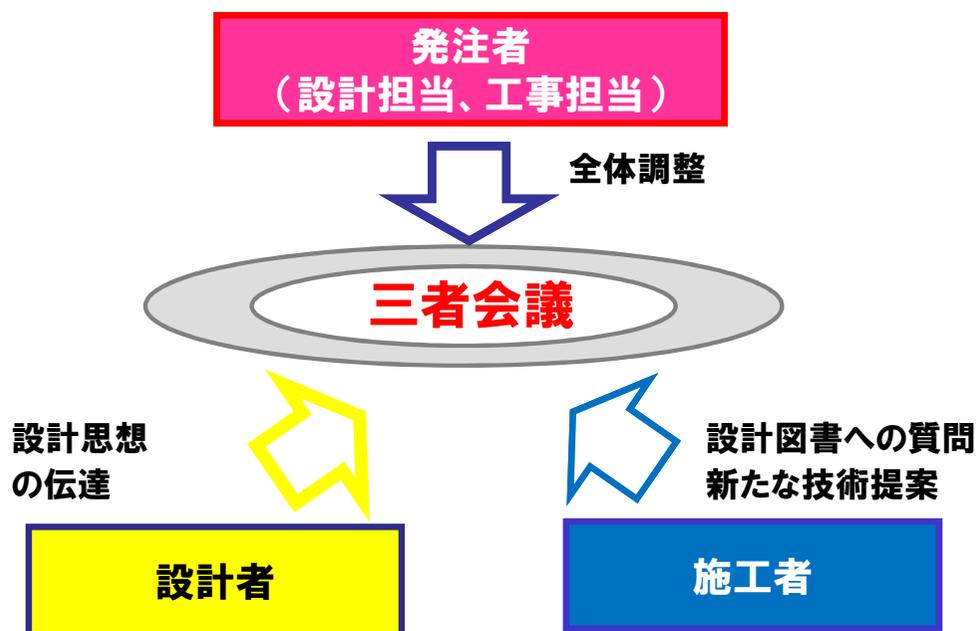
- ◆ 適切な工程管理
- ◆ 現場生産性の向上

# 工事施工調整会議(三者会議)

工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者(設計担当・工事担当)、設計者、施工者による『三者会議』を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る取り組み

約238件実施(平成26年度)

## 三者会議の概要



### 【検討例】

- ・設計の考え方、設計思想の説明(設計者)
- ・照査結果の報告、新技術の提案(施工者)
- ・関係機関との調整状況(発注者)

## 《近畿地方整備局での取り組み》

○対象工事:原則、請負金額が1億円以上の工事。請負金額が1億円未満の工事についても、仮設費の占める割合の高い工事等

### ○H27.7運用方針改定

- ・建設コンサルタント等との契約は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づく随意契約で行うよう変更。
- ・設計者に対する費用の積算方法について、その他原価及び一般管理費等を設計業務積算基準に基づき計上する事へ変更。

## 効果

- ◆公共工事の品質確保
- ◆円滑な事業執行

# 設計変更審査会

設計変更の手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が設計変更する内容の妥当性及び工事中止等の協議・審議等を行う取り組み

約144件実施(平成26年度)

## 設計変更審査会の概要

受注者

- ・現場代理人
- ・監理技術者等

発注者

- ・(技)副所長
- ・工務課長
- ・主任監督員等



設計変更審査会

- ・設計変更の妥当性審議(設計変更ガイドライン活用)
- ・設計変更手続きに伴う工事中止の判断等

設計変更、先行施工承認に反映

### 【検討例】

- ・用地取得難航による施工方法の変更協議
- ・地下水位の変更に伴う土留め工法の変更
- ・天災等に伴う工事中止の判断及び中止に伴う増加費用の協議

## 《近畿地方整備局での取り組み》

○対象工事：変更を伴う全ての工事  
(簡易な工事、数量精算は除く)

### ○目的

1. 設計変更審査会は、設計変更手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を図ることを目的として、発注者と受注者が一堂に会して、設計変更の妥当性や設計変更等に伴う工事中止等について審議、確認する場である。
2. 設計変更審査会は、発注者または受注者の発議により、開催するものとする。

## 効果

- ◆ 変更手続きの透明性、公平性の確保
- ◆ 迅速、円滑な変更手続き

## ■ノー残業デー

- ・建設コンサルタントの担い手確保（労働環境改善）のため、ノー残業デーの試行業務を実施する。
- ・特記仕様書に明記し、受発注者一体となって取り組む。

○特記仕様書（案）

第●●条（ノー残業デーの取り組み）

1. 本業務は、「ノー残業デー」の試行業務である。
  2. 「ノー残業デー」の試行内容については、受発注者において協議するものとする。
- なお、実施結果は、成績評定の対象とする。

- ・業務契約後、受注者に「ノー残業デー」の試行内容の主旨を説明する。
- ・受注者の取組み内容については、あくまでも受注者において判断し実施するものとする。

### ◆対象業務

- ・標準的、一般的な河川・道路等の設計業務。

※河川：河川構造物予備設計・詳細設計・堤防護岸設計 等

道路：道路概略設計、構造物詳細・補修設計（一般）、道路詳細設計（一般・修正） 等

## ■成績評定の加点

- ◆取り組みが十分実施できていたと判断した場合、加点評価を行う。
  - ・成績評定における「取組姿勢」(総括調査員)の「その他」において、ノー残業デーの評価を行ったうえ、得点率(基準:0.6)に0.2を加える。

設計業務(総括調査員用)

| 評価項目   |       | 評価の視点             | 配点                | 得点率  |  |     |     |     | 得点 | 評価細目   |
|--------|-------|-------------------|-------------------|--|--|-----|-----|-----|----|--|
|        |       |                   |                   | 優  |  | 標準  |     | 劣   |    |  |
|        |       |                   |                   | 1.0  | 0.8  | 0.6 | 0.4 | 0.2 |    |  |
| プロセス評価 | 専門技術力 | 業務執行技術力           | 100               | 右記評価細目の該当項目を総合的に判断して「0.2」「0.4」「0.6」(基準点)「0.8」「1.0」を付与する。 |  |     |     |     | ?  | <input type="checkbox"/> ・当該業務の目的と内容の理解について、特に評価できるものであった。<br><input type="checkbox"/> ・当該業務に必要な情報の把握について、特に評価できるものであった。<br><input type="checkbox"/> ・当該業務に対する検討項目及び検討手法について、特に評価できるものであった。<br><input type="checkbox"/> ・当該業務の打合せ資料の内容について、特に評価できるものであった。<br><input type="checkbox"/> ・当該業務に必要とされる技術力を十分に発揮し、特に評価できるものであった。<br><input type="checkbox"/> ・その他(理由: ) |
|        |       |                   |                   | 得点率を入力   |  |     |     |     |    |  |
|        | 小計    |                   | 100               | ②  |  |     |     |     | ?  |  |
|        | 取組姿勢  | 責任感<br>積極性<br>倫理観 | 責任感<br>積極性<br>倫理観 | 100  | 右記評価細目の該当項目を総合的に判断して「0.2」「0.4」「0.6」(基準点)「0.8」「1.0」を付与する。 |     |     |     |    | ?  |
| 得点率を入力 |       |                   |                   |  |  |     |     |     |    |  |
| 小計     |       | 100               | ②                 |  |  |     |     | ?   |    |  |

# 登録技術者資格の活用

調査及び設計業務における品質確保に必要な技術者に関して、民間資格を適切に評価し、活用する取り組み

161資格登録(H28.2現在)

## 概要

- ◆老朽化施設に関する業務の増加
- ◆市町村での発注時に技術者資格が未活用
- ◆品確法で資格等の適切な能力の評価が規定

- ◆技術者不足解消及び品質確保の観点から、技術士・RCCM以外の民間資格も活用

- ◆民間資格を活用しやすいように、国土交通省が業務内容に応じて必要となる知識・技術を明確化し、要件を満たす民間資格を登録

- ◆登録された資格を活用

※登録規程及び登録簿(国土交通省HP)

[http://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000098.html](http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html)

## 登録状況

- ◆登録規程に位置づけた業務内容(点検・診断)

| 業務分野     | 道路     |             | 河川   |       | 砂防   |          | 海岸         | 下水道   | 港湾      | 空港   | 都市公園 | 土木機械設備   |        |
|----------|--------|-------------|------|-------|------|----------|------------|-------|---------|------|------|----------|--------|
|          | 橋梁(鋼橋) | 橋梁(コンクリート橋) | トンネル | 堤防・河道 | 砂防設備 | 地すべり防止施設 | 急傾斜地崩壊防止施設 | 海岸堤防等 | 下水道管渠施設 | 港湾施設 | 空港施設 | 公園施設(遊具) | 土木機械設備 |
| 点検       | ■      | ■           | ■    | ■     | □    | □        | □          | □     | ■       | □    | □    | ■        | ■      |
| 診断       | ■      | ■           | ■    | ■     | □    | □        | □          | □     | □       | □    | □    | ■        | □      |
| 設計(維持管理) |        |             |      |       |      |          |            |       |         | □    | □    |          |        |

知識・技術を求める者 □ 管理技術者  
 ■ 担当技術者  
 ■ 管理技術者と担当技術者両者

注)本表以外に港湾施設における「計画策定」の業務がある。

- ◆計画・調査・設計分野に関する資格についても登録

## 活用方法

- ◆業務の入札参加要件に登録資格を設定
- ◆指名業者選定時などに登録資格保有者を評価

# 業務チャレンジ型の試行

自治体発注の業務実績しかない企業に対して、新規に直轄の業務に参入してもらうため、試行業務を実施。

## 概要

### ◆対象業務

- ・地域の企業において、自治体発注の実績がある業務。
- ・「総合評価落札方式(簡易公募型)1:1」(実施方針のみで品質向上を期待できる業務)
- ・500万～1000万の業務(通常指名競争入札と同程度のコンサルタント業務を想定)

### ◆参加要件

- ・直轄業務の実績のない者※のみを対象

※ 過去4年間に直轄業務の実績のない者

## 評価方法

### ◆対象業務

- ・成績・表彰の評価をなくす。
- ・地域精通度における国・自治体の実績に差をつけない。

## 評価内容

| 《企業評価》       | 現行 | 試行 |
|--------------|----|----|
| 建設コンサルタント登録  | 5  | 5  |
| 同種又は類似業務等の実績 | 10 | 35 |
| 2ヶ年業務の成績     | 20 | —  |
| 2ヶ年業務の表彰     | 5  | —  |
| 計            | 40 | 40 |

| 《技術者評価》         | 現行  | 試行   |
|-----------------|-----|------|
| 技術者資格           | 5   | 5    |
| 同種又は類似業務等の実績    | 10  | 25   |
| 地域精通度           | 5   | 30   |
| ・当該事務所管内における実績  | (5) | (30) |
| ・当該地域(〇〇県)内での実績 | (3) | (15) |
| 4ヶ年の成績          | 15  | —    |
| 同種・類似業務の成績      | 20  | —    |
| 業務の技術者表彰等       | 5   | —    |
| 計               | 60  | 60   |

## 効果

- ◆新規参入しやすい環境の整備

# 技術者評価を重視した選定

建設コンサルタント業務等の入札・契約手続きにおいて、評価テーマに関する技術提案の作成や審査等の事務負担軽減のため、評価テーマを求めず、技術者の成績・表彰と実施方針の配点を拡大する試行

平成26年6月から試行

## 概要

### ◆発注方式

総合評価落札方式(標準型(1:3))

### ◆対象工種

河川事業: 堤防・護岸設計

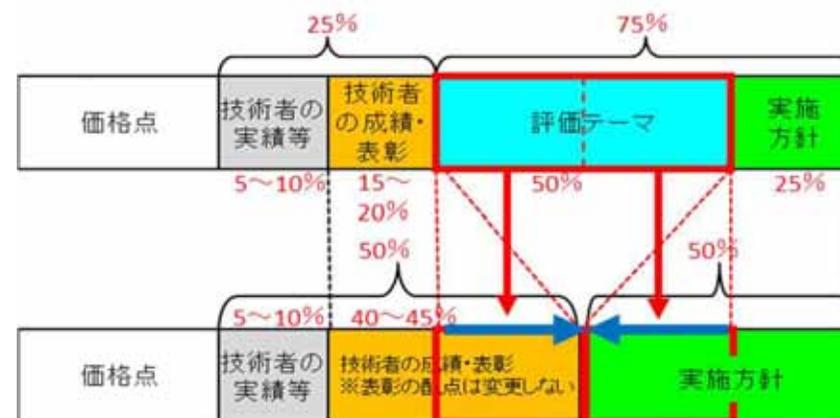
道路事業: 道路予備設計

: 構造物予備設計

: 道路詳細設計

: 構造物詳細・補修設計

## 配点ウェイトの変更



## 効果

- ◆技術提案書作成の負担軽減(受注者)
- ◆審査・取りまとめの負担軽減(発注者)

# 業務の性格に応じた入札契約方式の選択

建設コンサルタント業務等の発注にあたっては、業務特性等に応じ、適切な入札契約方式を選択するよう努める。

## 入札契約方式

### 【プロポーザル方式】

内容が技術的に高度な業務又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成するほうが優れた成果を期待できるもの。

### 【総合評価落札方式】

事前に仕様を確定することが可能であるが、競争参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務。

### 【価格競争】

一定の技術者資格、業務の経験や業務成績等を競争参加資格として設定することにより品質を確保できる業務。

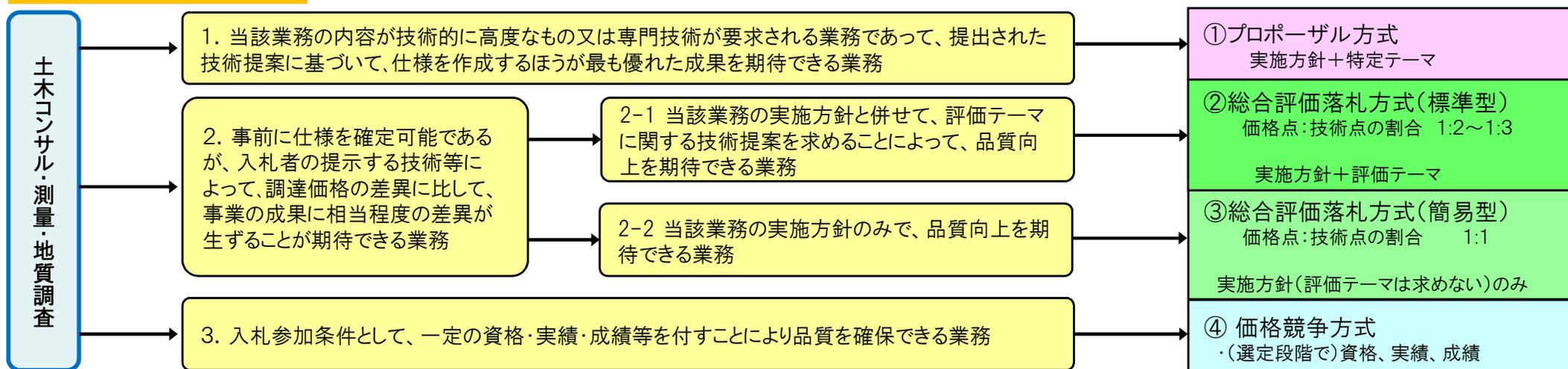
## 実施状況

プロポーザル方式及び総合評価落札方式での発注が大部分  
〔H27年度実績(発注件数ベース)〕

| 入札契約方式    | 発注件数 |       |
|-----------|------|-------|
|           | 件数   | 比率    |
| プロポーザル    | 290  | 19.6% |
| 総合評価      | 859  | 58.1% |
| 価格競争・随意契約 | 329  | 22.3% |

※予定価格100万円以上の業務。

## 選定フロー



# 条件明示チェックシートの活用

詳細設計業務の**業務着手時**(契約後)、  
受注者に対して必要な情報を漏れなく明示するためのツール。

## 対象となる業務 ……下記の「詳細設計」

- 道路      ○橋梁      ○樋門・樋管
- 排水機場   ○築堤護岸   ○山岳トンネル
- 共同溝      ○砂防堰堤

## 作成から提示までの手順

1. 対象業務の条件明示チェックシート(案)を用意
2. チェックシートの項目②～④を記載  
※予備設計でチェックシート作成済みの場合は  
確認の上、必要に応じて追記する
3. 「設計業務の条件明示検討会(仮称)」の  
開催 ←チェックシートの内容の確認
4. **業務着手時(契約後)**、シートを受注者に提示  
提示時に⑤も記載

## チェックシートの構成と項目

- ① 詳細設計業務実施に必要な条件  
・明示項目  
・主な内容 ←(案)に記載済み
- ② 対象項目  
(条件明示の対象なら○、対象外なら×を記載)
- ③ 確認状況および確認日  
(全確定なら○、一部確定は△、未確定は×  
の記号と、それを確認した日付を記載)
- ④ 確認資料 (資料の名称、頁番号等を記載)
- ⑤ 備考 (③が△×の進捗状況を記入)

## 効果

- ◆明示すべき事項の漏れを防止できる
- ◆条件確定の有無と時期を受発注者で共有

# 建設ロボット技術に関する取り組み

無人化施工の普及と災害時に有効活用するうえ、啓発活動や現地マネジメント職員の育成・継続教育が必要であり、技術講習会等を開催。

また、インフラ用ロボットの実証現場を提供して、ロボット技術の普及を後押しする。

## 災害対応分野 — 無人化施工

### ①分解組立型バックホウ(無人化施工対応)操作説明会

[対象者] 近畿地整職員

[開催時期] 9月中旬 [場所]: 近畿技術事務所

[H27実績] 12人

### ②ふれあい土木展(「観て」「触れて」「体験」した2日間)

[対象者] 一般

[開催時期] 11月中旬(2日間)

[場所]: 近畿技術事務所、淀川ダム統合管理事務所、淀川河川事務所

[H27実績] 約1,400人



## インフラ(維持管理)分野 — インフラ用ロボット

国土交通省・次世代社会インフラ用ロボットの開発・導入検討会及びロボット現場検証委員会で定めたスケジュールに基づき、平成26・27年度については、実証現場の提供及び現場実証に関する連絡調整等を実施。

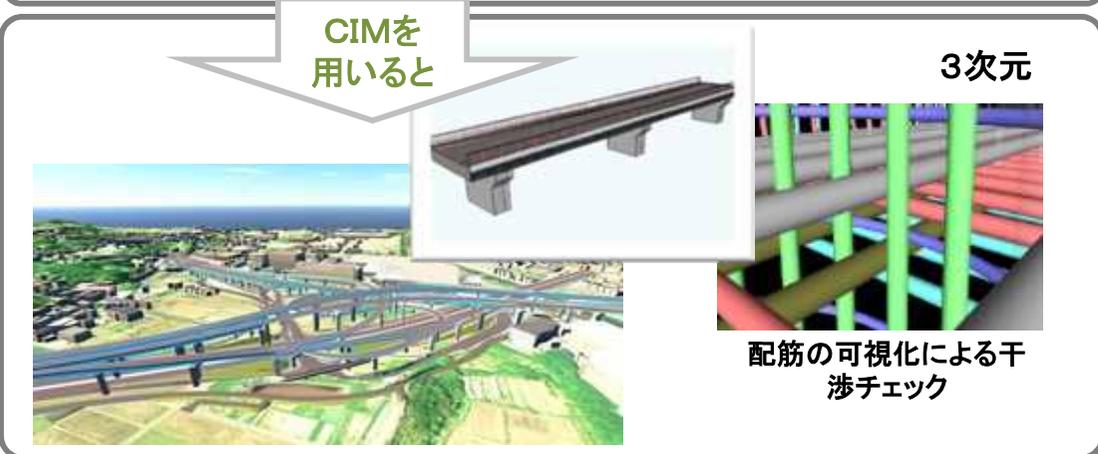
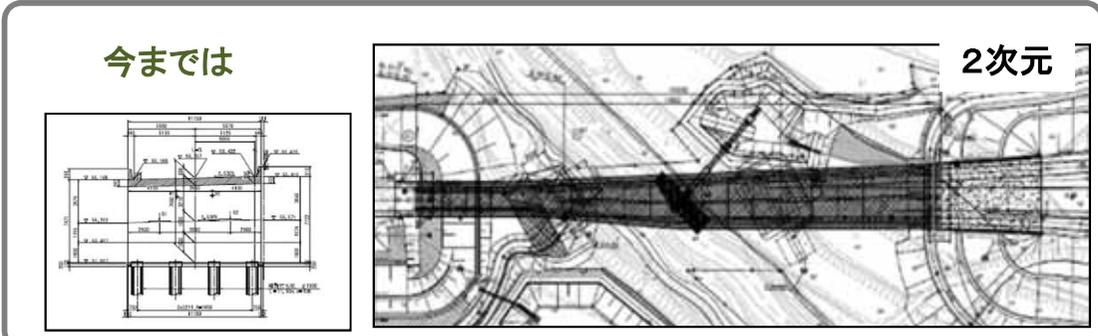
| 次世代社会インフラ用ロボット<br>開発・導入実施フロー | H25     | H26          | H27 | H28   | H29以降 |
|------------------------------|---------|--------------|-----|-------|-------|
|                              | 重点分野の策定 | 技術公募→現場検証→評価 |     | 試行的導入 | 本格導入  |

| 検証年度 | 技術分野      | 事務所         | 検証場所          | 検証技術 | 見学会参加者 |
|------|-----------|-------------|---------------|------|--------|
| H26  | ①災害調査技術   | 紀伊山地砂防事務所   | 赤谷地区(奈良県五條市)  | 6技術  | —      |
| H27  | ①災害調査技術   | 紀伊山地砂防事務所   | 赤谷地区(奈良県五條市)  | 5技術  | 29人    |
|      | ②水中維持管理技術 | 淀川ダム統合管理事務所 | 天ヶ瀬ダム(京都府宇治市) | 9技術  | 50人    |

# CIM試行

調査・設計段階、施工段階、維持管理の各段階で、3次元(立体的、可視化)モデルを活用することにより、構造体などが完成後と同じ状態で見えることから様々な効果が期待され**業務の効率化や建設事業全体での生産性の向上を図る**

8件実施(平成27年度)

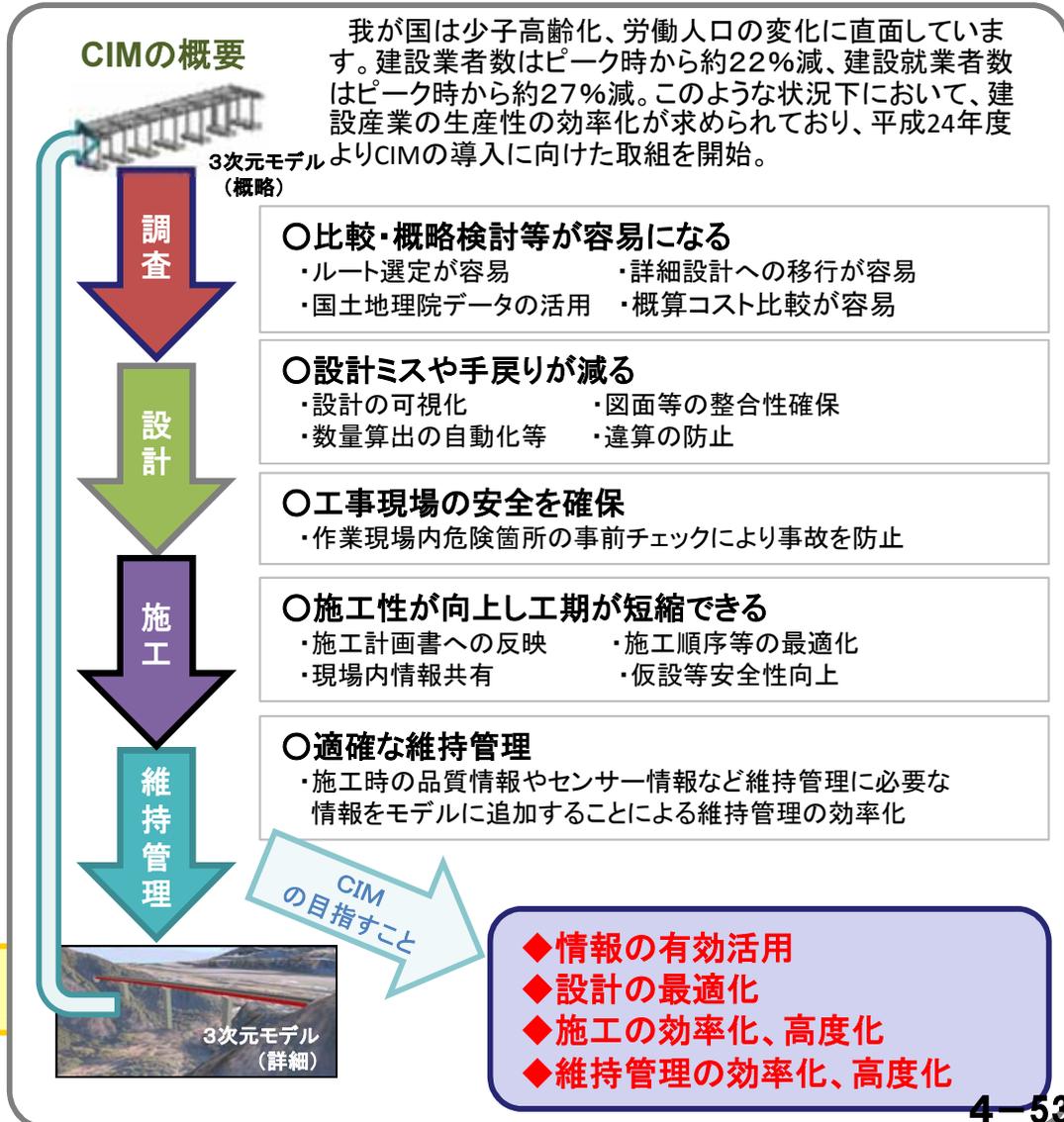


**CIM試行 : CIMを導入する為の効果検証を行う。**

期待される効果

- ◆不可視部分の可視化
- ◆作業環境イメージの共有
- ◆数量算出の合理化
- ◆住民説明時の速やかな理解 等

CIM試行で  
課題効果検証



ICT施工技術とは、ICTを用いた3次元出来形管理手法や、3次元化した設計データに応じた施工装置の自動操作や半自動操作を行うICT建機技術を活用して、高い生産性と高品質を実現する施工技術のこと。H28年度からは、i-Constructionの枠組みにおいて、施工段階(起工測量～施工～完成検査)の全てで3次元データの活用を図る取り組みを推進する。

MC※1・MG※2:194件、締固管理:67件、TS※3:245件(H26年度)

## ICT施工技術の普及で期待される効果

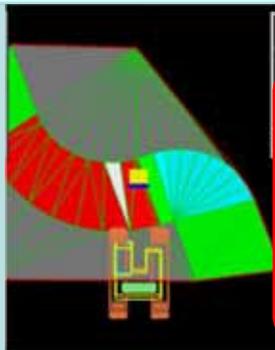
- 施工効率・品質の向上
- 施工管理、監督・検査の省力化
- 熟練オペレータ不足の解消
- 建機関連事故の減少

設計図を現場に再現

丁張り設置工の削減

作業中に基準値内か判る  
【人力検尺不要】

MGバックホウ例



バケット位置を  
モニタ表示



・丁張り不要

設計データ

## 普及への取り組み

- (1) 施工管理、監督・検査、基準類等の整備
- (2) 施工段階の全てで3次元データを活用する取り組み
- (3) 総合評価等におけるインセンティブ付与
- (4) 技術講習会、見学会、研修の継続
- (5) 建設業団体、自治体との意見交換会等の継続

MG・MC技術、締固管理技術については、採用件数が増加傾向にあるものの、普及が進んでいるとはいえない状態。

- ※1 MC:マシンコントロール(施工装置の自動操作)技術  
 ※2 MG:マシンガイダンス(施工装置の操作ガイド)技術  
 ※3 TS:トータルステーションによる出来高管理

【問合せ窓口】

近畿地方整備局 企画部 施工企画課 施工係  
 06-6942-1141(代) 内線3471

NETIS(ネティス)とは、新技術に関わる情報共有や情報提供の橋渡しとして整備したデータベースシステムで、新技術を工事等で使用することにより、生産性・品質の向上を目指す

◆国土交通省のイントラネット及びインターネットで運用

<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp>

## 「NETIS」により生産性・品質向上のための新技術を検索し、現場で活用

(1)NETISには、

- ①『経済性』 ②『工程』 ③『品質・出来形』
  - ④『安全性』 ⑤『施工性』 ⑥『環境』
- に優れた新技術が3,400件登録

(2)新技術の選定には、検索機能(工種別・条件・キーワード・詳細検索)を利用

問合せ窓口:TEL 072-856-1941  
近畿技術事務所 施工調査・技術活用課

## 『NETIS』の検索事例

- (1)NETISの検索画面にて「コスト縮減」をキーワード入力
- (2)検索結果「428件」→ 工種・詳細検索より絞込可能
- (3)「工期短縮」「品質向上」「安全性向上」などの具体的なキーワードでの検索も利用できます

## 普及への取り組み

- (1)総合評価及び工事成績評定におけるインセンティブ付与(加点措置)
- (2)「建設技術展2015近畿」において、『新技術活用促進セミナー』と題して施工業者が現場で活用した新技術のポスターセッションを開催(参加者約300人)

# 近畿地整の取り組み等 (営繕部)

---

国 地 契 第 9 5 号  
国 営 管 第 5 3 0 号  
国 営 積 第 3 6 号  
国 北 予 第 3 9 号  
平成 2 8 年 3 月 3 1 日

大臣官房官庁営繕部 各 課 長 殿  
各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿  
各 地 方 整 備 局 営 繕 部 長 殿  
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長 殿  
北 海 道 開 発 局 営 繕 部 長 殿

大 臣 官 房 地 方 課 長  
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長  
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長  
北 海 道 局 予 算 課 長  
( 公 印 省 略 )

#### 営繕工事における入札時積算数量書活用方式の試行について

営繕工事においては、従前から発注者が行う予定価格の積算の透明性及び妥当性を確保するとともに、入札参加者が行う入札価格の積算及び工事費内訳書の作成の効率化を図るため、発注者において、入札時に積算数量を参考資料として公開してきたところである。

今般、公共工事の品質確保に当たっては、公正な契約を適正な額の請負代金で締結する等信義に従って誠実に履行するという公共工事の品質確保に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ、積算数量に関する協議の円滑化に資するため、営繕工事において入札時積算数量書活用方式を試行することとし、別添のとおり実施要領を定め、平成28年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。



数量に関する協議を行うこととなることを合意する。このため、工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）又は「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）の別冊をいう。以下単に「契約書」という。）に別記2に掲げる事項を記載するものとする。

なお、積算数量に関する協議の結果、請負代金額を変更するときは、契約書第24条に定めるところによるものとする。

## 5. 入札時積算数量書活用方式の実施手続

### (1) 入札時積算数量書の取扱い

入札時積算数量書は、入札説明書等の添付資料として、交付し公開するものとする。

入札時積算数量書に記載された積算数量については、入札時積算数量書に基づく工事費内訳書の作成や契約締結後における工事の施工を義務付けるものではないが、積算数量に疑義が生じた場合における発注者と受注者との協議は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

### (2) 入札時積算数量書に対する質問及び回答

入札参加者は、入札時積算数量書に記載された内容について質問することができる。この場合における質問及び回答は、入札説明書等に対する質問として行うものとする。なお、受注者は、当該質問の有無にかかわらず、契約締結後に積算数量に疑義が生じた場合には、積算数量に関する協議を求めることができることに留意するものとする。

### (3) 工事費内訳書の取扱い

提出された工事費内訳書は、「工事費内訳書等の提出期限及び取扱いについて」（平成27年3月6日付け国地契第85号）記I4に基づき厳重に管理し、(5)②に規定する場合に該当するかどうかを確認する際に用いるものとする。

### (4) 請負代金内訳書の提出

契約後に、契約書第3条第1項に基づき請負代金内訳書の提出を求める場合、請負代金内訳書の内容は、入札時積算数量書に掲げる工事内訳、種目別内訳、科目別内訳及び中科目別内訳に対応する金額を表示するものとする。

### (5) 積算数量に関する協議

① 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

② 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

③ 入札時積算数量書に記載された積算数量に関する協議（発注者が請求する場合を含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計

図書において施工条件が明示された項目を除く。)を除く。

- ④ ③の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

(別記1) 入札説明書等における記載例

○. 入札時積算数量書活用方式の適用

- ① 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- ② 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- ③ 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- ④ ①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
- ⑤ ①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

○. 入札説明書【工事希望型競争入札については「送付資料」、工事希望型競争入札以外の指名競争入札については「指名通知」と読み替える。以下同じ。】に対する質問

- この入札説明書（入札時積算数量書を含む。）に対する質問がある場合においては、次に掲げるところに従い、書面（様式は自由）により提出するものとする。

○. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送するものとする。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの（ただし、商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。）でなければならない。
- (3) 工事費内訳書は、○. ③の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(別記2) 契約書における記載例

(入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等)

- 第18条の2 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（一式とされた細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。
- 2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
  - 3 監督職員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。
  - 4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。
  - 5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、第24条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における第24条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。

## 背景

- 改正品確法において「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定された。
- 従来から入札参加予定者へ「数量書」を公開、提供。ただし、「数量書」は参考資料との位置づけのため、契約後の発注者の運用にばらつきがあった。

## 入札時積算数量書活用方式(試行)

・4月1日以降入札手続きを開始する営繕工事に適用  
 ・地方公共団体等に対して本取組みについて周知

### 概要

- 入札参加者に、発注者の示す数量書「**入札時積算数量書**」の活用を促す。
- 契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、**受発注者間で協議**※し、必要に応じて**数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項**とする。

※受注者発議の協議は、入札時に発注者が示す入札時積算数量書を活用した場合に限る

### 効果

- 円滑な変更協議によって、**適正な数量に基づいた請負代金額となり、工事目的物の品質確保及び契約の適正化に寄与する。**
- 発注者が示す数量書の活用の促進により、**入札参加者の積算の一層の効率化に寄与する。**

## 今後の取組み

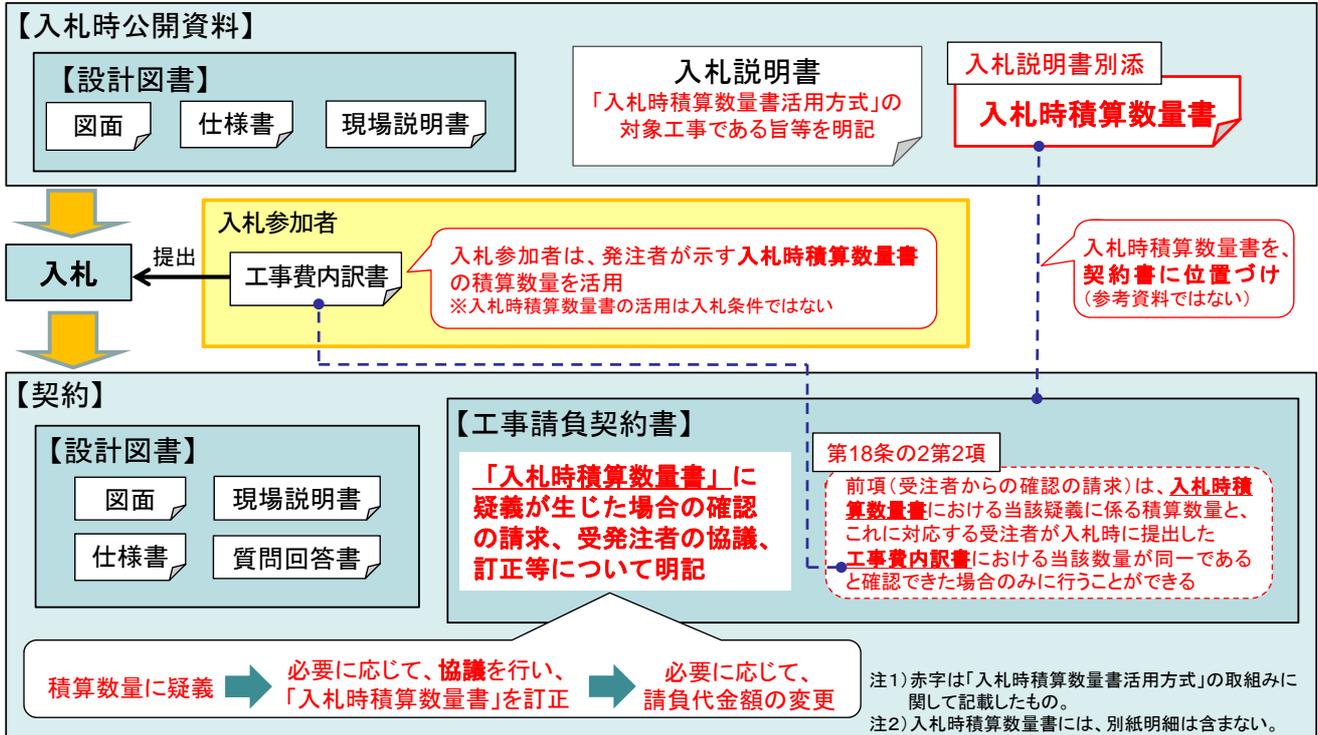
- 試行を通じ、受注者等からの意見・要望や課題等を把握し、必要に応じ改善を図る。
- 地方公共団体等に対し、公共建築相談窓口での相談対応や各種会議等における説明を通じ普及・促進を図る。

4-62

# 「入札時積算数量書活用方式」の概要

## 本方式の概要

- 入札時積算数量書を入札説明書の別添として公開
- 入札参加者は、入札時積算数量書の積算数量を活用して工事費内訳書を作成
- 契約書において、入札時積算数量書に疑義が生じた場合の協議等を規定



4-63

# 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に 資する技術者資格登録簿について

## 第二十四条 第3項

国は、公共工事に関する調査及び設計に関し、その業務の内容に応じ、て必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）

改正：平成26年6月4日法律第56号

# 技術者資格登録制度構築の背景

平成24年 7月

国土交通大臣より諮問 ⇨ 社会資本整備審議会、交通政策審議会  
「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方」

平成25年12月

社会資本整備審議会、交通政策審議会 答申  
今後の社会資本の維持管理更新のありかたについて 答申  
本格的なメンテナンス時代に向けたインフラ政策の総合的な充実～キックオフ「メンテナンス政策元年」～

平成26年 3月

技術部会 引き続き検討すべき4項目を決定  
1. 点検・診断に関する資格制度の確立

平成26年 4月

社会資本メンテナンス戦略小委員会 資格制度の検討に着手  
点検・診断に関する資格制度の確立を優先課題として決定

平成26年 8月

技術部会 「緊急提言：民間資格の登録制度の創設」提言  
「社会資本メンテナンスの確立にむけた緊急提言：民間資格の登録制度の創設」の提言・公表

平成26年11月

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の告示

**主旨** 社会資本のメンテナンスに関する民間資格の登録制度の創設について、速やかに講じるべき措置の内容及び今後の検討課題について、緊急提言としてとりまとめたもの。

### 1. 資格制度を取り巻く現状と課題

- (1) 答申・法律等における資格制度の方向性
- (2) 地方公共団体における資格制度の活用状況
- (3) 点検・診断等に関する既存資格の現状
- (4) 点検・診断等の資格に関する課題
  - ・現在、様々な民間資格の技術内容・水準を評価する仕組みがない

### 2. 目指すべき資格制度

- 国土交通省は必要とする知識・技術水準を明らかに示す。
- 社会資本の維持管理に関する様々な民間資格を評価し、技術水準が確保された資格の活用を図るため、以下の方向で資格制度を構築。
  - (1) 法令・基準等に基づき確実に点検・診断等が実施できる技術者の確保
  - (2) 点検・診断等の発注業務単位と連動した資格制度
  - (3) 最新の点検・診断技術等を修得した技術者を評価する資格制度

### 3. 資格制度の対象とする施設等

- (1) 対象施設
  - ・当面検討を急ぐ所管施設から検討を進め、段階的に拡充を図る。
- (2) 対象業務
  - ・維持管理に関する一連の業務(点検、診断、補修設計等)において、民間事業者以外に外注を行っている業務で、当面検討を急ぐものから検討を進め、段階的に充実を図る。
- (3) 対象業務の技術水準
  - ・一般的な施設の点検・診断等の業務の実施にあたり、通常必要とする技術水準を検討の対象とする。
- (4) 対象技術者のレベルに応じた評価
  - ・技術者(管理技術者、担当技術者)のレベルに応じた知識・技術の明確化。

### 4. 民間資格の登録要件等

- (1) 民間資格の登録要件の設定等
  - ① 登録区分は標準的な発注業務単位を勘案する
  - ② 一定の登録期限(概ね5年程度)を設ける
  - ③ 登録にあたっての確認事項
    - ・団体の運営管理体制
    - ・資格試験等の運営・審査体制
    - ・資格付与試験等で求める技術的事項
    - ・資格取得者の管理体制
    - ・資格取得後の更新規定
    - ・資格の消除規定
- (2) 民間資格の登録後の運用
  - ① 申請内容に変更が生じた場合の報告の聴取
  - ② 資格の運営状況を定期的に把握
  - ③ 登録要件を満たさなくなった場合等における登録の取消

### 5. 民間資格の評価・登録のプロセス

- (1) 登録要件並びに点検・診断等に必要な知識・技術の明確化
- (2) 民間資格を対外的に広く募集(公募)
- (3) 第三者の意見を踏まえた民間資格の評価・登録
- (4) 登録資格を広く周知(公示)
- (5) 登録された民間資格の積極的な活用

### 6. 今後の更なる検討に向けて

- (1) 今回の検討対象以外の施設分野・業務分野への対応
- (2) 施設・業務の分野横断的な資格への拡充、分野間の連携・調整
- (3) 資格取得を通じたスキルアップの仕組みの構築
- (4) 行政職員の能力向上
- (5) 新たな資格の創設
- (6) 維持管理以外の業務範囲への展開等

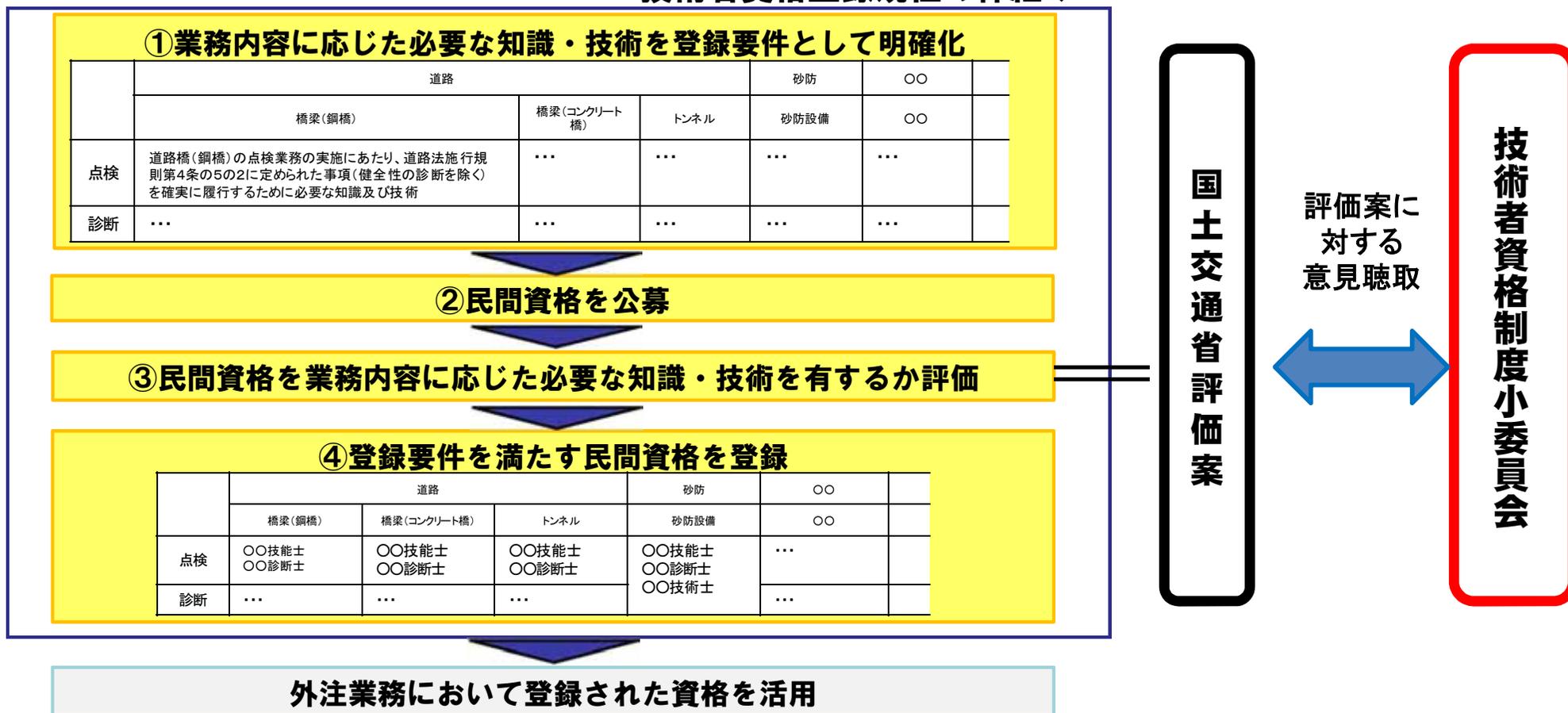
着色は、登録規程に採用した主な事項

# 民間資格の登録制度の仕組み

- 国土交通省が業務内容に応じて必要となる知識・技術を登録要件として明確化し、登録要件等に適合すると評価された既存の民間資格を登録する制度。
- 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」として国土交通大臣が制定。

## <民間資格の登録等のプロセス>

## 技術者資格登録規程の枠組み



# 登録等の流れ

## 登録規程（登録要件の明確化）

### 登録要件

- 資格付与試験等を一回以上実施した実績
- 資格付与試験等の安定的な実施
- 受験条件が、広く一般に公表されていること
- 特定の者に利益を与えるものでないこと
- **資格付与試験等が別表の第一欄から第五欄に掲げる要件を満たす内容を有すること**
- 試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に、教授、准教授又は博士の学位を授与された者が含まれること
- 合格者の登録及び証明等について、管理番号を記載した証明書等の交付
- 合格者の知識及び技術の維持向上のための措置
- 登録の抹消等のための適切な審査手続

施設分野、業務、知識・技術を求める者の区分毎の必要な知識・技術

対象施設・業務に応じて設定

(例)

- 法令、技術基準等に関する知識
- 工学的基礎知識
- 経験
- 点検技術・点検方法に関する知識
- 診断技術・診断方法に関する知識
- 補修設計技術・補修設計方法に関する知識

大臣告示

国

登録要件の適合確認・登録

### 申請者（資格付与事業等の実施主体）

- 過去5年間の実績に基づき、申請書類(様式、誓約書、添付書類等)を作成
- 申請の次年度以降5年間、登録要件に適合した資格付与試験等を毎年1回以上実施

資格保有者の技術力の維持向上のための措置

民間資格の保有者

講習、研修の受講、CPDの取得等

登録申請

※5年毎の登録更新

登録資格公示

資格の活用

### 発注者

- 業務の入札参加要件に登録資格を設定
- 指名業者選定時及び落札業者選定時に登録資格保有者を優位に評価

# 技術者資格登録の経緯(H26～)

- 技術者資格制度小委員会において、民間資格の登録制度の構築及び拡充の検討等を実施。
- 平成26年度に、技術者資格登録規程<sup>(※)</sup>の制定により民間資格の登録制度を構築するとともに、維持管理分野50資格を登録。
- 平成27年度には、対象に新設分野も加え、新たに111資格を登録。

**技術者資格制度小委員会(H26.11設置)**  
 (役割) ・民間資格の登録制度の構築及び拡充の検討  
 ・民間資格の評価に対する意見 等

平成26年度

平成26年11月28日

**技術者資格登録規程 告示**  
 ※維持管理分野(点検・診断等)を対象

平成27年1月26日

**第1回登録 50資格(維持管理分野)※公募期間H26.11～12月**

平成27年度発注業務に活用

平成27年度

平成27年10月26日

**技術者資格登録規程 一部改正**  
 ※維持管理分野の施設拡充、新設分野(計画・調査・設計)も対象

平成28年2月24日

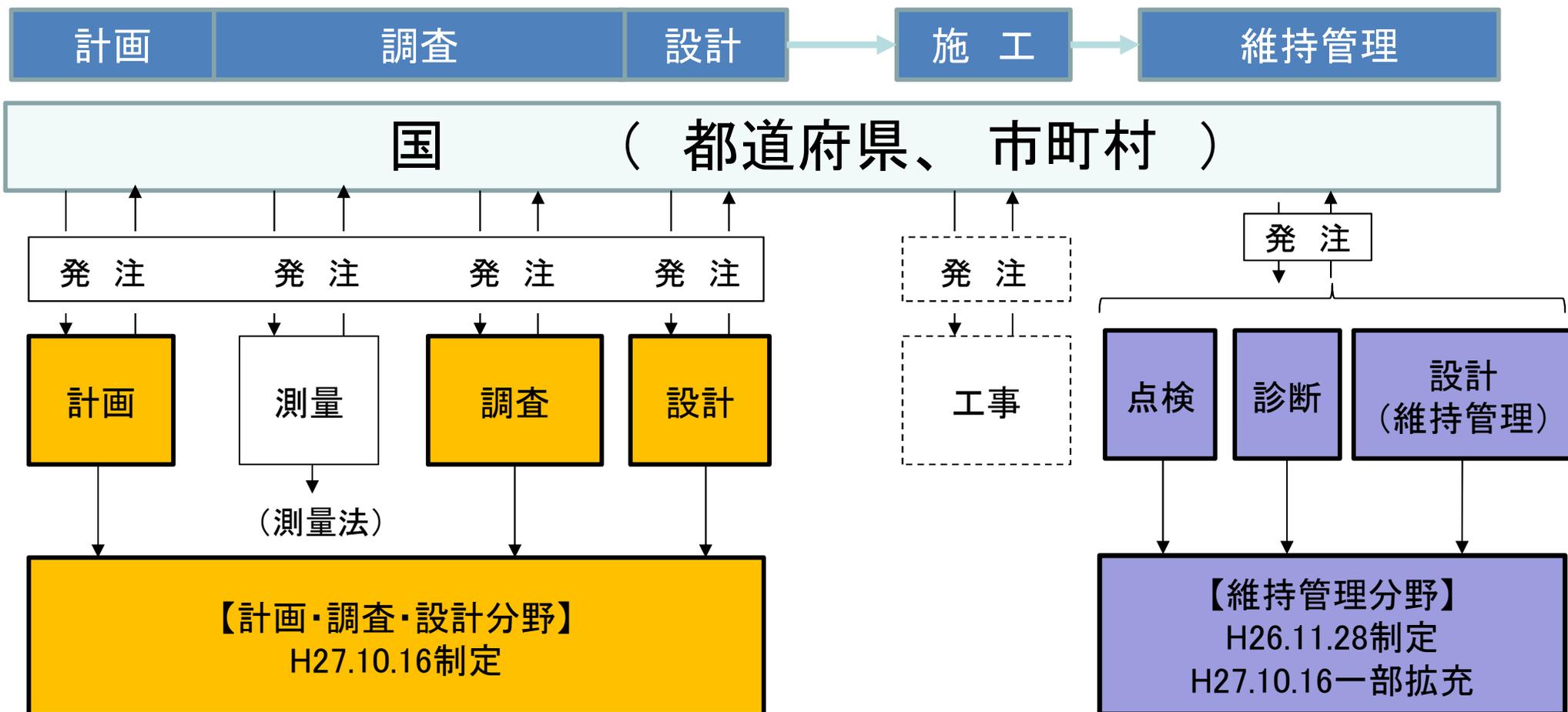
**第2回登録 111資格(維持管理分野49、新設分野62)※公募期間H27.10～12月**

平成28年度発注業務から活用

# 民間資格の登録制度が対象とする業務範囲

- 施設等の対象：国土交通省所管の社会資本分野。
- 業務の対象
  - H26.11.28 登録規程制定：点検、診断等の維持管理分野を対象
  - H27.10.16 登録規程一部改訂：計画・調査・設計分野を追加。  
あわせて維持管理分野を拡充。

## (概念図)



H27  
拡充

H27  
拡充

H27  
拡充

| 施設分野等<br>業務分野 | 道路     |             |      | 河川    | 砂防   |          |            | 海岸    | 下水道     | 港湾   | 空港   | 都市公園     | 土木機械設備 |
|---------------|--------|-------------|------|-------|------|----------|------------|-------|---------|------|------|----------|--------|
|               | 橋梁（鋼橋） | 橋梁（コンクリート橋） | トンネル | 堤防・河道 | 砂防設備 | 地すべり防止施設 | 急傾斜地崩壊防止施設 | 海岸堤防等 | 下水道管路施設 | 港湾施設 | 空港施設 | 公園施設（遊具） | 土木機械設備 |
| 点検            | ■      | ■           | ■    | ■     | □    | □        | □          | □     | ■       | □    | □    | ■        | ■      |
| 診断            | ■      | ■           | ■    | ■     | □    | □        | □          | □     | □       | □    | □    | ■        | □      |
| 設計<br>(維持管理)  | ■      | ■           | ■    | ■     | ■    | ■        | ■          | ■     | ■       | ■    | ■    | ■        | ■      |

知識・技術を求める者:  管理技術者  
 担当技術者  
 管理技術者と担当技術者両者

注) 本表以外に港湾施設における「計画策定」の業務がある。



# 計画・調査・設計分野における対象とする区分（施設分野-業務-知識・技術を求める者）

|       |                  | 専門分野 |        |           |    |        |    |    |    |      |     |       |            |      |        | 横断分野               |       |      |
|-------|------------------|------|--------|-----------|----|--------|----|----|----|------|-----|-------|------------|------|--------|--------------------|-------|------|
| 部門    | 河川、砂防及び<br>海岸・海洋 |      |        |           |    | 港湾及び空港 |    | 道路 |    |      | 下水道 | 造園    | 都市計画及び地方計画 | 建設機械 | 土木機械設備 | 建設電気通信             | 地質・土質 | 建設環境 |
| 施設分野等 | 河川・ダム            | 砂防   | 地すべり対策 | 急傾斜地崩壊等対策 | 海岸 | 港湾(※)  | 空港 | 道路 | 橋梁 | トンネル | 下水道 | 都市公園等 | 都市計画及び地方計画 | 建設機械 | 土木機械設備 | 電気施設・通信施設・制御処理システム | 地質・土質 | 建設環境 |
| 業務    |                  |      |        |           |    |        |    |    |    |      |     |       |            |      |        |                    |       |      |
| 計画    | ○                | ○    | ○      | ○         |    | ○      | ○  | ○  | ○  | ○    |     | ○     | ○          | ○    | ○      | ○                  |       |      |
| 調査    | ○                | ○    | ○      | ○         | ○  | ○      | ○  | ○  | ○  | ○    |     | ○     | ○          | ○    | ○      | ○                  | □     | □    |
| 設計    | ○                | ○    | ○      | ○         |    | ○      | ○  | ○  | ○  | ○    |     | ○     | ○          | ○    | ○      | ○                  |       |      |

※潜水作業が伴う調査の場合のみ、担当技術者にも知識・技術を求める

知識・技術を求める者: □ 管理技術者

○ 管理技術者と照査技術者両者(両者に同様の知識・技術を求める)

# (参考)分野別登録資格数

○平成27年1月登録 維持管理分野(点検・診断等):50資格  
 ○平成28年2月登録 維持管理分野(点検・診断等):49、新設分野(計画・調査・設計):62 計111  
**総計 延べ161資格登録**

## ●維持管理分野(点検・診断等業務)※H27年度一部拡充

| 施設等名        | 登録資格数 |       |    |
|-------------|-------|-------|----|
|             | H27.1 | H28.2 | 計  |
| 土木機械設備 ※拡充  | —     | 2     | 2  |
| 公園(遊具)      | 0     | 4     | 4  |
| 堤防・河道 ※拡充   | —     | 0     | 0  |
| 下水道管路施設 ※拡充 | —     | 1     | 1  |
| 砂防設備        | 1     | 1     | 2  |
| 地すべり防止施設    | 2     | 0     | 2  |
| 急傾斜地崩壊防止施設  | 1     | 2     | 3  |
| 海岸堤防等       | 4     | 0     | 4  |
| 橋梁(鋼橋)      | 16    | 13    | 29 |
| 橋梁(コンクリート橋) | 17    | 12    | 29 |
| トンネル        | 5     | 13    | 18 |
| 港湾施設        | 4     | 0     | 4  |
| 空港施設        | 0     | 1     | 1  |
| 計           | 50    | 49    | 99 |

## ●新設分野(計画・調査・設計業務)※H27年度制定

| 施設等名               | 登録資格数<br>(H28.2) |
|--------------------|------------------|
| 地質・土質              | 9                |
| 建設環境               | 2                |
| 電気施設・通信施設・制御処理システム | 1                |
| 建設機械               | 1                |
| 土木機械設備             | 1                |
| 都市計画及び地方計画         | 1                |
| 都市公園等              | 2                |
| 河川・ダム              | 2                |
| 下水道                | 1                |
| 砂防                 | 2                |
| 地すべり対策             | 2                |
| 急傾斜地崩壊等対策          | 3                |
| 海岸                 | 12               |
| 道路                 | 3                |
| 橋梁                 | 3                |
| トンネル               | 2                |
| 港湾                 | 14               |
| 空港                 | 1                |
| 計                  | 62               |

**登録資格数 延べ161資格**

# (参考)登録資格の一例

## 【登録資格の例】コンクリート橋の点検業務 19資格

| 登録番号<br>(品確技資第〇号) | 資格の名称               | 資格付与団体名               |
|-------------------|---------------------|-----------------------|
| 第25号              | 道路橋点検士              | (一財) 橋梁調査会            |
| 第26号              | RCCM (鋼構造及びコンクリート)  | (一社) 建設コンサルタント協会      |
| 第27号              | 一級構造物診断士            | (一社) 日本構造物診断技術協会      |
| 第28号              | 二級構造物診断士            | (一社) 日本構造物診断技術協会      |
| 第29号              | コンクリート構造診断士         | (公社) プレストレストコンクリート工学会 |
| 第30号              | プレストレストコンクリート技士     | (公社) プレストレストコンクリート工学会 |
| 第31号              | 上級土木技術者 (橋梁) コースB   | (公社) 土木学会             |
| 第32号              | 1級土木技術者 (橋梁) コースB   | (公社) 土木学会             |
| 第33号              | コンクリート診断士           | (公社) 日本コンクリート工学会      |
| 第34号              | 特定道守コース             | 国立大学法人長崎大学            |
| 第35号              | 道守コース               | 国立大学法人長崎大学            |
| 第36号              | 道守補コース              | 国立大学法人長崎大学            |
| 第74号              | 主任点検診断士             | (一財) 阪神高速道路技術センター     |
| 第75号              | 点検診断士               | (一財) 阪神高速道路技術センター     |
| 第76号              | 橋梁点検士               | 国立大学法人 名古屋大学          |
| 第77号              | インフラ調査士 橋梁(コンクリート橋) | (一社) 日本非破壊検査工業会       |
| 第78号              | 社会基盤メンテナンスエキスパート    | 国立大学法人 岐阜大学           |
| 第79号              | 道路橋点検士補             | (一財) 橋梁調査会            |
| 第80号              | 土木設計技士              | 職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会   |

※登録番号順

また、コンクリート橋には、上記の点検業務以外に、診断業務10資格がある

○業務の入札(総合評価落札方式等)における技術力の評価において、登録資格を有する技術者を配置する場合に加点評価

## 従前(平成26年度まで)

## 平成27年度～

### ○管理技術者の評価(例)

|               |    |
|---------------|----|
| ①国家資格<br>・技術士 | 3点 |
| ②民間資格         | 1点 |

|               |    |
|---------------|----|
| ①国家資格<br>・技術士 | 3点 |
| ②国土交通省登録資格    | 2点 |
| ③上記以外の民間資格    | 1点 |

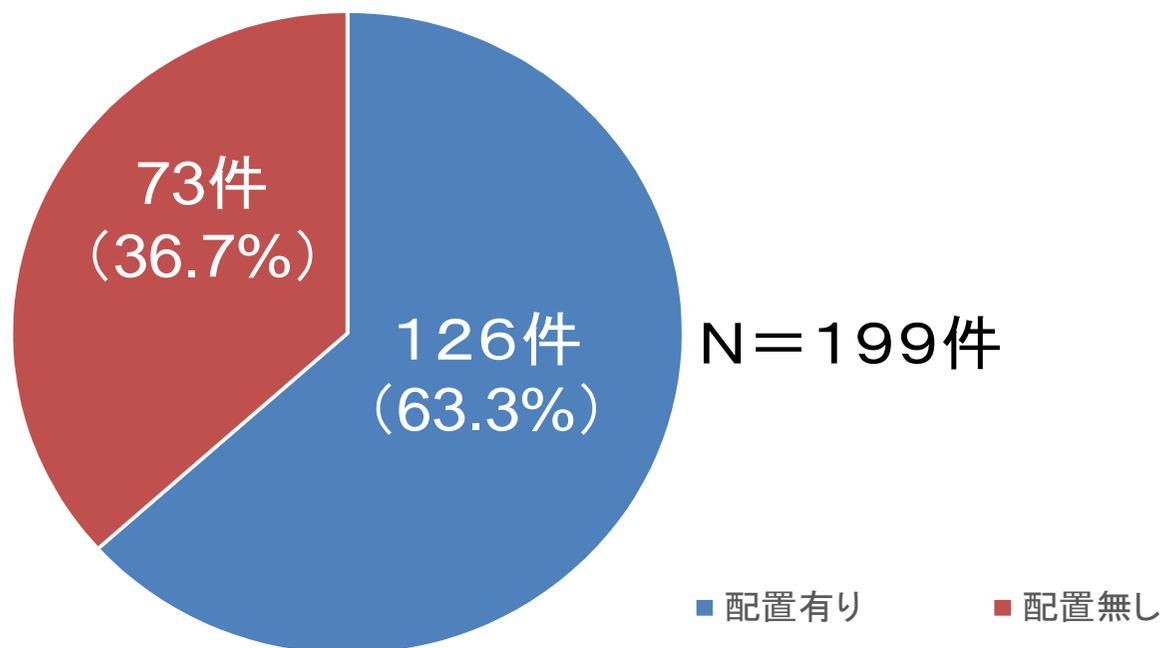
### ○担当技術者の評価(例)

|               |    |
|---------------|----|
| ①国家資格<br>・技術士 | 2点 |
| ②民間資格         | 1点 |

|               |    |
|---------------|----|
| ①国家資格<br>・技術士 | 2点 |
| ②国土交通省登録資格    | 2点 |
| ③上記以外の民間資格    | 1点 |

# 平成27年度発注業務での登録技術者資格保有者の活用状況(直轄)

・平成27年度上半期の点検・診断等業務の受注者のうち、約6割が登録された資格を保有する技術者を配置。



※ 登録技術者資格の対象となる橋梁等の点検・診断業務のうち、平成27年4月1日から9月30日までに契約した業務199件の受注企業を対象に調査。

登録技術者資格を総合評価落札方式などの加点対象としたことに対する受注企業の配置有無を、企業からの提出書類を基に集計。

# 国土交通省登録技術者資格の位置づけ

- 登録技術者資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号）」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格。  
(第1回登録：平成27年1月26日、第2回登録：平成28年2月24日)
- この告示に基づく資格登録制度は、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。）及び設計等に関し、品質の確保と技術者の育成及び活用の促進を図ることを目的として創設されたもので、登録申請のあった資格について、上記の告示で定めた必要な知識・技術等に関する要件をすべて満たしていることが申請書類において確認された資格を登録したもの。
- 国土交通省としては、この趣旨を踏まえ、登録された資格の積極的な活用を期待。なお、今回の登録は、登録されていない資格について活用を直ちに妨げる趣旨ではないことについて、理解をいただくことが必要と認識しており、各発注機関での業務の発注要件の設定等にあたっての配慮をお願いしたい。

## 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿

○ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号）」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格の一覧です。

○この告示に基づく資格登録制度は、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。）及び設計等に関し、品質の確保と技術者の育成及び活用の促進を図ることを目的として創設されたもので、登録申請のあった資格について、上記の告示で定めた必要な知識・技術等に関する要件をすべて満たしていることが申請書類において確認された資格を登録したものです。

○国土交通省としては、この趣旨を踏まえ、登録された資格の積極的な活用を期待しております。なお、今回の登録は、登録されていない資格について活用をただちに妨げる趣旨ではないことも併せてご理解いただき、各発注機関においては、業務の発注要件の設定等にあたり、配慮をお願いいたします。

（参考）建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン（平成27年11月一部改正）  
 港湾空港関係における建設コンサルタント業務等のプロポーザル方式及び総合評価落札方式等運用ガイドライン（平成27年3月一部改正）

| 登録年月日      | 登録番号<br>(品確技資第〇号) | 資格の名称              | 資格が対象とする区分 |       |            | 資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名          | 資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地                        |
|------------|-------------------|--------------------|------------|-------|------------|---|---|
|            |                   |                    | 施設分野       | 業 務   | 知識・技術を求める者 |   |   |
| 平成27年1月26日 | 第1号               | RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋） | 砂防設備       | 点検・診断 | 管理技術者      | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地          | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局）<br>東京都千代田区三番町1番地 |
| 平成27年1月26日 | 第2号               | RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋） | 地すべり防止施設   | 点検・診断 | 管理技術者      | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地          | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局）<br>東京都千代田区三番町1番地 |
| 平成27年1月26日 | 第3号               | 地すべり防止工事士          | 地すべり防止施設   | 点検・診断 | 管理技術者      | 一般社団法人斜面防災対策技術協会<br>奥山 和彦<br>東京都港区新橋6丁目12番7号新橋SDビル6階  | 一般社団法人斜面防災対策技術協会<br>東京都港区新橋6丁目12番7号新橋SDビル6階     |
| 平成27年1月26日 | 第4号               | RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋） | 急傾斜地崩壊防止施設 | 点検・診断 | 管理技術者      | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地          | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局）<br>東京都千代田区三番町1番地 |
| 平成27年1月26日 | 第5号               | 海洋・港湾構造物維持管理士      | 海岸堤防等      | 点検・診断 | 管理技術者      | 一般財団法人沿岸技術研究センター<br>川島 毅<br>東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F | 一般財団法人沿岸技術研究センター<br>東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F   |
| 平成27年1月26日 | 第6号               | RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋） | 海岸堤防等      | 点検・診断 | 管理技術者      | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地          | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局）<br>東京都千代田区三番町1番地 |
| 平成27年1月26日 | 第7号               | 上級土木技術者（流域・都市）コースA | 海岸堤防等      | 点検・診断 | 管理技術者      | 公益社団法人土木学会<br>廣瀬 典昭<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                 | 土木学会技術推進機構<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                    |
| 平成27年1月26日 | 第8号               | 上級土木技術者（海岸・海洋）コースB | 海岸堤防等      | 点検・診断 | 管理技術者      | 公益社団法人土木学会<br>廣瀬 典昭<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                 | 土木学会技術推進機構<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                    |
| 平成27年1月26日 | 第9号               | 道路橋点検士             | 橋梁（鋼橋）     | 点検    | 担当技術者      | 一般財団法人橋梁調査会<br>伊藤 學<br>東京都文京区音羽2-10-2音羽NSビル8階         | 一般財団法人橋梁調査会<br>東京都文京区音羽2-10-2音羽NSビル8階           |
| 平成27年1月26日 | 第10号              | RCCM（鋼構造及びコンクリート）  | 橋梁（鋼橋）     | 点検    | 担当技術者      | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地          | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局）<br>東京都千代田区三番町1番地 |

| 登録年月日      | 登録番号<br>(品確技資第○号) | 資格の名称             | 資格が対象とする区分 |     |            | 資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名                   | 資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地                               |
|------------|-------------------|-------------------|------------|-----|------------|--|--|
|            |                   |                   | 施設分野       | 業 務 | 知識・技術を求める者 |  |  |
| 平成27年1月26日 | 第11号              | 一級構造物診断士          | 橋梁（鋼橋）     | 点検  | 担当技術者      | 一般社団法人日本構造物診断技術協会<br>石崎 浩<br>東京都新宿区西新宿六丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室 | 一般社団法人日本構造物診断技術協会<br>東京都新宿区西新宿六丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室 |
| 平成27年1月26日 | 第12号              | 二級構造物診断士          | 橋梁（鋼橋）     | 点検  | 担当技術者      | 一般社団法人日本構造物診断技術協会<br>石崎 浩<br>東京都新宿区西新宿六丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室 | 一般社団法人日本構造物診断技術協会<br>東京都新宿区西新宿六丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室 |
| 平成27年1月26日 | 第13号              | 土木鋼構造診断士          | 橋梁（鋼橋）     | 点検  | 担当技術者      | 一般社団法人日本鋼構造協会<br>藤野 陽三<br>東京都新宿区四谷3-2-1                        | 一般社団法人日本鋼構造協会土木鋼構造診断士特別委員会<br>東京都新宿区四谷3-2-1            |
| 平成27年1月26日 | 第14号              | 土木鋼構造診断士補         | 橋梁（鋼橋）     | 点検  | 担当技術者      | 一般社団法人日本鋼構造協会<br>藤野 陽三<br>東京都新宿区四谷3-2-1                        | 一般社団法人日本鋼構造協会土木鋼構造診断士特別委員会<br>東京都新宿区四谷3-2-1            |
| 平成27年1月26日 | 第15号              | 上級土木技術者（橋梁）コースB   | 橋梁（鋼橋）     | 点検  | 担当技術者      | 公益社団法人土木学会<br>廣瀬 典昭<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                          | 土木学会技術推進機構<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                           |
| 平成27年1月26日 | 第16号              | 1級土木技術者（橋梁）コースB   | 橋梁（鋼橋）     | 点検  | 担当技術者      | 公益社団法人土木学会<br>廣瀬 典昭<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                          | 土木学会技術推進機構<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                           |
| 平成27年1月26日 | 第17号              | 特定道守コース           | 橋梁（鋼橋）     | 点検  | 担当技術者      | 国立大学法人長崎大学<br>片峰 茂<br>長崎県長崎市文教町1-14                            | 国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター<br>長崎県長崎市文教町1-14        |
| 平成27年1月26日 | 第18号              | 道守コース             | 橋梁（鋼橋）     | 点検  | 担当技術者      | 国立大学法人長崎大学<br>片峰 茂<br>長崎県長崎市文教町1-14                            | 国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター<br>長崎県長崎市文教町1-14        |
| 平成27年1月26日 | 第19号              | 道守補コース            | 橋梁（鋼橋）     | 点検  | 担当技術者      | 国立大学法人長崎大学<br>片峰 茂<br>長崎県長崎市文教町1-14                            | 国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター<br>長崎県長崎市文教町1-14        |
| 平成27年1月26日 | 第20号              | RCCM（鋼構造及びコンクリート） | 橋梁（鋼橋）     | 診断  | 担当技術者      | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地                   | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局）<br>東京都千代田区三番町1番地        |
| 平成27年1月26日 | 第21号              | 土木鋼構造診断士          | 橋梁（鋼橋）     | 診断  | 担当技術者      | 一般社団法人日本鋼構造協会<br>藤野 陽三<br>東京都新宿区四谷3-2-1                        | 一般社団法人日本鋼構造協会土木鋼構造診断士特別委員会<br>東京都新宿区四谷3-2-1            |
| 平成27年1月26日 | 第22号              | 上級土木技術者（橋梁）コースB   | 橋梁（鋼橋）     | 診断  | 担当技術者      | 公益社団法人土木学会<br>廣瀬 典昭<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                          | 土木学会技術推進機構<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                           |
| 平成27年1月26日 | 第23号              | 特定道守（鋼構造）コース      | 橋梁（鋼橋）     | 診断  | 担当技術者      | 国立大学法人長崎大学<br>片峰 茂<br>長崎県長崎市文教町1-14                            | 国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター<br>長崎県長崎市文教町1-14        |
| 平成27年1月26日 | 第24号              | 道守コース             | 橋梁（鋼橋）     | 診断  | 担当技術者      | 国立大学法人長崎大学<br>片峰 茂<br>長崎県長崎市文教町1-14                            | 国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター<br>長崎県長崎市文教町1-14        |

| 登録年月日      | 登録番号<br>(品確技資第〇号) | 資格の名称             | 資格が対象とする区分  |     |            | 資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名                   | 資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地                               |
|------------|-------------------|-------------------|-------------|-----|------------|--|--|
|            |                   |                   | 施設分野        | 業 務 | 知識・技術を求める者 |  |  |
| 平成27年1月26日 | 第25号              | 道路橋点検士            | 橋梁（コンクリート橋） | 点検  | 担当技術者      | 一般財団法人橋梁調査会<br>伊藤 學<br>東京都文京区音羽2-10-2音羽NSビル8階                  | 一般財団法人橋梁調査会<br>東京都文京区音羽2-10-2音羽NSビル8階                  |
| 平成27年1月26日 | 第26号              | RCCM（鋼構造及びコンクリート） | 橋梁（コンクリート橋） | 点検  | 担当技術者      | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地                   | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局）<br>東京都千代田区三番町1番地        |
| 平成27年1月26日 | 第27号              | 一級構造物診断士          | 橋梁（コンクリート橋） | 点検  | 担当技術者      | 一般社団法人日本構造物診断技術協会<br>石崎 浩<br>東京都新宿区西新宿六丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室 | 一般社団法人日本構造物診断技術協会<br>東京都新宿区西新宿六丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室 |
| 平成27年1月26日 | 第28号              | 二級構造物診断士          | 橋梁（コンクリート橋） | 点検  | 担当技術者      | 一般社団法人日本構造物診断技術協会<br>石崎 浩<br>東京都新宿区西新宿六丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室 | 一般社団法人日本構造物診断技術協会<br>東京都新宿区西新宿六丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室 |
| 平成27年1月26日 | 第29号              | コンクリート構造診断士       | 橋梁（コンクリート橋） | 点検  | 担当技術者      | 公益社団法人プレストレストコンクリート工学会<br>西山 峰広<br>東京都新宿区津久戸町4-6第3都ビル5F        | 公益社団法人プレストレストコンクリート工学会<br>東京都新宿区津久戸町4-6第3都ビル5F         |
| 平成27年1月26日 | 第30号              | プレストレストコンクリート技士   | 橋梁（コンクリート橋） | 点検  | 担当技術者      | 公益社団法人プレストレストコンクリート工学会<br>西山 峰広<br>東京都新宿区津久戸町4-6第3都ビル5F        | 公益社団法人プレストレストコンクリート工学会<br>東京都新宿区津久戸町4-6第3都ビル5F         |
| 平成27年1月26日 | 第31号              | 上級土木技術者（橋梁）コースB   | 橋梁（コンクリート橋） | 点検  | 担当技術者      | 公益社団法人土木学会<br>廣瀬 典昭<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                          | 土木学会技術推進機構<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                           |
| 平成27年1月26日 | 第32号              | 1級土木技術者（橋梁）コースB   | 橋梁（コンクリート橋） | 点検  | 担当技術者      | 公益社団法人土木学会<br>廣瀬 典昭<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                          | 土木学会技術推進機構<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                           |
| 平成27年1月26日 | 第33号              | コンクリート診断士         | 橋梁（コンクリート橋） | 点検  | 担当技術者      | 公益社団法人日本コンクリート工学会<br>三橋 博三<br>東京都千代田区麴町1-7相互半蔵門ビル12階           | 公益社団法人日本コンクリート工学会<br>東京都千代田区麴町1-7相互半蔵門ビル12階            |
| 平成27年1月26日 | 第34号              | 特定道守コース           | 橋梁（コンクリート橋） | 点検  | 担当技術者      | 国立大学法人長崎大学<br>片峰 茂<br>長崎県長崎市文教町1-14                            | 国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター<br>長崎県長崎市文教町1-14        |
| 平成27年1月26日 | 第35号              | 道守コース             | 橋梁（コンクリート橋） | 点検  | 担当技術者      | 国立大学法人長崎大学<br>片峰 茂<br>長崎県長崎市文教町1-14                            | 国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター<br>長崎県長崎市文教町1-14        |
| 平成27年1月26日 | 第36号              | 道守補コース            | 橋梁（コンクリート橋） | 点検  | 担当技術者      | 国立大学法人長崎大学<br>片峰 茂<br>長崎県長崎市文教町1-14                            | 国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター<br>長崎県長崎市文教町1-14        |
| 平成27年1月26日 | 第37号              | RCCM（鋼構造及びコンクリート） | 橋梁（コンクリート橋） | 診断  | 担当技術者      | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地                   | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局）<br>東京都千代田区三番町1番地        |
| 平成27年1月26日 | 第38号              | コンクリート構造診断士       | 橋梁（コンクリート橋） | 診断  | 担当技術者      | 公益社団法人プレストレストコンクリート工学会<br>西山 峰広<br>東京都新宿区津久戸町4-6第3都ビル5F        | 公益社団法人プレストレストコンクリート工学会<br>東京都新宿区津久戸町4-6第3都ビル5F         |

| 登録年月日      | 登録番号<br>(品確技資第○号) | 資格の名称             | 資格が対象とする区分  |            |            | 資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名          | 資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地                        |
|------------|-------------------|-------------------|-------------|------------|------------|---|---|
|            |                   |                   | 施設分野        | 業務         | 知識・技術を求める者 |   |   |
| 平成27年1月26日 | 第39号              | 上級土木技術者（橋梁）コースB   | 橋梁（コンクリート橋） | 診断         | 担当技術者      | 公益社団法人土木学会<br>廣瀬 典昭<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                 | 土木学会技術推進機構<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                    |
| 平成27年1月26日 | 第40号              | 特定道守（コンクリート構造）コース | 橋梁（コンクリート橋） | 診断         | 担当技術者      | 国立大学法人長崎大学<br>片峰 茂<br>長崎県長崎市文教町1-14                   | 国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター<br>長崎県長崎市文教町1-14 |
| 平成27年1月26日 | 第41号              | 道守コース             | 橋梁（コンクリート橋） | 診断         | 担当技術者      | 国立大学法人長崎大学<br>片峰 茂<br>長崎県長崎市文教町1-14                   | 国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター<br>長崎県長崎市文教町1-14 |
| 平成27年1月26日 | 第42号              | RCCM（トンネル）        | トンネル        | 点検         | 担当技術者      | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地          | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局）<br>東京都千代田区三番町1番地 |
| 平成27年1月26日 | 第43号              | 特定道守コース           | トンネル        | 点検         | 担当技術者      | 国立大学法人長崎大学<br>片峰 茂<br>長崎県長崎市文教町1-14                   | 国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター<br>長崎県長崎市文教町1-14 |
| 平成27年1月26日 | 第44号              | 道守コース             | トンネル        | 点検         | 担当技術者      | 国立大学法人長崎大学<br>片峰 茂<br>長崎県長崎市文教町1-14                   | 国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター<br>長崎県長崎市文教町1-14 |
| 平成27年1月26日 | 第45号              | 道守補コース            | トンネル        | 点検         | 担当技術者      | 国立大学法人長崎大学<br>片峰 茂<br>長崎県長崎市文教町1-14                   | 国立大学法人長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター<br>長崎県長崎市文教町1-14 |
| 平成27年1月26日 | 第46号              | RCCM（トンネル）        | トンネル        | 診断         | 担当技術者      | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地          | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局）<br>東京都千代田区三番町1番地 |
| 平成27年1月26日 | 第47号              | 海洋・港湾構造物維持管理士     | 港湾施設        | 計画策定（維持管理） | 管理技術者      | 一般財団法人沿岸技術研究センター<br>川島 毅<br>東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F | 一般財団法人沿岸技術研究センター<br>東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F   |
| 平成27年1月26日 | 第48号              | 海洋・港湾構造物維持管理士     | 港湾施設        | 点検・診断      | 管理技術者      | 一般財団法人沿岸技術研究センター<br>川島 毅<br>東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F | 一般財団法人沿岸技術研究センター<br>東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F   |
| 平成27年1月26日 | 第49号              | 海洋・港湾構造物維持管理士     | 港湾施設        | 設計（維持管理）   | 管理技術者      | 一般財団法人沿岸技術研究センター<br>川島 毅<br>東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F | 一般財団法人沿岸技術研究センター<br>東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F   |
| 平成27年1月26日 | 第50号              | 海洋・港湾構造物設計士       | 港湾施設        | 設計（維持管理）   | 管理技術者      | 一般財団法人沿岸技術研究センター<br>川島 毅<br>東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F | 一般財団法人沿岸技術研究センター<br>東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F   |

| 登録年月日      | 登録番号<br>(品確技資第〇号) | 資格の名称               | 資格が対象とする区分     |       |            | 資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名         | 資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地                                  |
|------------|-------------------|---------------------|----------------|-------|------------|--|---|
|            |                   |                     | 施設分野           | 業 務   | 知識・技術を求める者 |  |   |
| 平成28年2月24日 | 第51号              | RCCM(機械)            | 土木機械設備         | 診断    | 管理技術者      | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地         | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局)<br>東京都千代田区三番町1番地           |
| 平成28年2月24日 | 第52号              | 1級ポンプ施設管理技術者        | 土木機械設備         | 診断    | 管理技術者      | 一般社団法人河川ポンプ施設技術協会<br>喜田 明裕<br>東京都港区赤坂二丁目2番15号        | 一般社団法人河川ポンプ施設技術協会<br>東京都港区赤坂二丁目2番15号                      |
| 平成28年2月24日 | 第53号              | 公園施設点検管理士           | 公園施設(遊具)       | 点検    | 管理技術者      | 一般社団法人日本公園施設業協会<br>高尾 典秀<br>東京都中央区湊2-12-6            | 一般社団法人日本公園施設業協会事務局<br>東京都中央区湊2-12-6                       |
| 平成28年2月24日 | 第54号              | 公園施設点検技士            | 公園施設(遊具)       | 点検    | 担当技術者      | 一般社団法人日本公園施設業協会<br>高尾 典秀<br>東京都中央区湊2-12-6            | 一般社団法人日本公園施設業協会事務局<br>東京都中央区湊2-12-6                       |
| 平成28年2月24日 | 第55号              | 公園施設点検管理士           | 公園施設(遊具)       | 診断    | 管理技術者      | 一般社団法人日本公園施設業協会<br>高尾 典秀<br>東京都中央区湊2-12-6            | 一般社団法人日本公園施設業協会事務局<br>東京都中央区湊2-12-6                       |
| 平成28年2月24日 | 第56号              | 公園施設点検技士            | 公園施設(遊具)       | 診断    | 担当技術者      | 一般社団法人日本公園施設業協会<br>高尾 典秀<br>東京都中央区湊2-12-6            | 一般社団法人日本公園施設業協会事務局<br>東京都中央区湊2-12-6                       |
| 平成28年2月24日 | 第57号              | 下水道管路管理専門<br>技士調査部門 | 下水道管路施設        | 点検    | 担当技術者      | 公益社団法人日本下水道管路管理業協会<br>長谷川 健司<br>東京都千代田区岩本町2丁目5番11号   | 公益社団法人日本下水道管路管理業協会<br>東京都千代田区岩本町2丁目5番11号                  |
| 平成28年2月24日 | 第58号              | 砂防・急傾斜管理技術者         | 砂防設備           | 点検・診断 | 管理技術者      | 公益社団法人砂防学会<br>石川 芳治<br>東京都千代田区平河町二丁目7番4号             | 公益社団法人砂防学会<br>東京都千代田区平河町二丁目7番4号                           |
| 平成28年2月24日 | 第59号              | 地すべり防止工事事           | 急傾斜地崩壊<br>防止施設 | 点検・診断 | 管理技術者      | 一般社団法人斜面防災対策技術協会<br>奥山 和彦<br>東京都港区新橋6丁目12番7号新橋SDビル6階 | 一般社団法人斜面防災対策技術協会<br>東京都港区新橋6丁目12番7号新橋SDビル6階               |
| 平成28年2月24日 | 第60号              | 砂防・急傾斜管理技術者         | 急傾斜地崩壊<br>防止施設 | 点検・診断 | 管理技術者      | 公益社団法人砂防学会<br>石川 芳治<br>東京都千代田区平河町二丁目7番4号             | 公益社団法人砂防学会<br>東京都千代田区平河町二丁目7番4号                           |
| 平成28年2月24日 | 第61号              | コンクリート診断士           | 橋梁(鋼橋)         | 点検    | 担当技術者      | 公益社団法人日本コンクリート工学会<br>三橋 博三<br>東京都千代田区麴町1-7相互半蔵門ビル12階 | 公益社団法人日本コンクリート工学会<br>東京都千代田区麴町1-7相互半蔵門ビル12階               |
| 平成28年2月24日 | 第62号              | 主任点検診断士             | 橋梁(鋼橋)         | 点検    | 担当技術者      | 一般財団法人阪神高速道路技術センター<br>中林 正司<br>大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号   | 一般財団法人阪神高速道路技術センター<br>大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号                 |
| 平成28年2月24日 | 第63号              | 点検診断士               | 橋梁(鋼橋)         | 点検    | 担当技術者      | 一般財団法人阪神高速道路技術センター<br>中林 正司<br>大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号   | 一般財団法人阪神高速道路技術センター<br>大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号                 |
| 平成28年2月24日 | 第64号              | 橋梁点検士               | 橋梁(鋼橋)         | 点検    | 担当技術者      | 国立大学法人名古屋大学<br>松尾 清一<br>愛知県名古屋市中種区不老町                | 国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻橋梁長寿命化<br>推進室<br>愛知県名古屋市中種区不老町 |

| 登録年月日      | 登録番号<br>(品確技資第○号) | 資格の名称               | 資格が対象とする区分  |     |            | 資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名                   | 資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地                               |
|------------|-------------------|---------------------|-------------|-----|------------|--|--|
|            |                   |                     | 施設分野        | 業 務 | 知識・技術を求める者 |  |  |
| 平成28年2月24日 | 第65号              | インフラ調査士 橋梁(鋼橋)      | 橋梁(鋼橋)      | 点検  | 担当技術者      | 一般社団法人日本非破壊検査工業会<br>松村 康人<br>東京都千代田区内神田2-8-1 富高ビル3F            | 一般社団法人日本非破壊検査工業会<br>東京都千代田区内神田2-8-1 富高ビル3F             |
| 平成28年2月24日 | 第66号              | 社会基盤メンテナンスエキスパート    | 橋梁(鋼橋)      | 点検  | 担当技術者      | 国立大学法人岐阜大学<br>森脇 久隆<br>岐阜県岐阜市柳戸1-1                             | 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター<br>岐阜県岐阜市柳戸1-1             |
| 平成28年2月24日 | 第67号              | 道路橋点検士補             | 橋梁(鋼橋)      | 点検  | 担当技術者      | 一般財団法人橋梁調査会<br>伊藤 學<br>東京都文京区音羽2-10-2 音羽NSビル8階                 | 一般財団法人橋梁調査会<br>東京都文京区音羽2-10-2 音羽NSビル8階                 |
| 平成28年2月24日 | 第68号              | 土木設計技士              | 橋梁(鋼橋)      | 点検  | 担当技術者      | 職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会<br>才賀 清二郎<br>静岡県富士宮市根原492-8                 | 職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会<br>静岡県富士宮市根原492-8                   |
| 平成28年2月24日 | 第69号              | 一級構造物診断士            | 橋梁(鋼橋)      | 診断  | 担当技術者      | 一般社団法人日本構造物診断技術協会<br>石崎 浩<br>東京都新宿区西新宿六丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室 | 一般社団法人日本構造物診断技術協会<br>東京都新宿区西新宿六丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室 |
| 平成28年2月24日 | 第70号              | コンクリート診断士           | 橋梁(鋼橋)      | 診断  | 担当技術者      | 公益社団法人日本コンクリート工学会<br>三橋 博三<br>東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル12階          | 公益社団法人日本コンクリート工学会<br>東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル12階           |
| 平成28年2月24日 | 第71号              | 主任点検診断士             | 橋梁(鋼橋)      | 診断  | 担当技術者      | 一般財団法人阪神高速道路技術センター<br>中林 正司<br>大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号             | 一般財団法人阪神高速道路技術センター<br>大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号              |
| 平成28年2月24日 | 第72号              | 点検診断士               | 橋梁(鋼橋)      | 診断  | 担当技術者      | 一般財団法人阪神高速道路技術センター<br>中林 正司<br>大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号             | 一般財団法人阪神高速道路技術センター<br>大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号              |
| 平成28年2月24日 | 第73号              | 社会基盤メンテナンスエキスパート    | 橋梁(鋼橋)      | 診断  | 担当技術者      | 国立大学法人岐阜大学<br>森脇 久隆<br>岐阜県岐阜市柳戸1-1                             | 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター<br>岐阜県岐阜市柳戸1-1             |
| 平成28年2月24日 | 第74号              | 主任点検診断士             | 橋梁(コンクリート橋) | 点検  | 担当技術者      | 一般財団法人阪神高速道路技術センター<br>中林 正司<br>大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号             | 一般財団法人阪神高速道路技術センター<br>大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号              |
| 平成28年2月24日 | 第75号              | 点検診断士               | 橋梁(コンクリート橋) | 点検  | 担当技術者      | 一般財団法人阪神高速道路技術センター<br>中林 正司<br>大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号             | 一般財団法人阪神高速道路技術センター<br>大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号              |
| 平成28年2月24日 | 第76号              | 橋梁点検士               | 橋梁(コンクリート橋) | 点検  | 担当技術者      | 国立大学法人名古屋大学<br>松尾 清一<br>愛知県名古屋市中種区不老町                          | 国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻橋梁長寿命化推進室<br>愛知県名古屋市中種区不老町  |
| 平成28年2月24日 | 第77号              | インフラ調査士 橋梁(コンクリート橋) | 橋梁(コンクリート橋) | 点検  | 担当技術者      | 一般社団法人日本非破壊検査工業会<br>松村 康人<br>東京都千代田区内神田2-8-1 富高ビル3F            | 一般社団法人日本非破壊検査工業会<br>東京都千代田区内神田2-8-1 富高ビル3F             |
| 平成28年2月24日 | 第78号              | 社会基盤メンテナンスエキスパート    | 橋梁(コンクリート橋) | 点検  | 担当技術者      | 国立大学法人岐阜大学<br>森脇 久隆<br>岐阜県岐阜市柳戸1-1                             | 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター<br>岐阜県岐阜市柳戸1-1             |

| 登録年月日      | 登録番号<br>(品確技資第○号) | 資格の名称                | 資格が対象とする区分  |     |            | 資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名                   | 資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地                               |
|------------|-------------------|----------------------|-------------|-----|------------|--|--|
|            |                   |                      | 施設分野        | 業 務 | 知識・技術を求める者 |  |  |
| 平成28年2月24日 | 第79号              | 道路橋点検士補              | 橋梁（コンクリート橋） | 点検  | 担当技術者      | 一般財団法人橋梁調査会<br>伊藤 學<br>東京都文京区音羽2-10-2音羽NSビル8階                  | 一般財団法人橋梁調査会<br>東京都文京区音羽2-10-2音羽NSビル8階                  |
| 平成28年2月24日 | 第80号              | 土木設計技士               | 橋梁（コンクリート橋） | 点検  | 担当技術者      | 職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会<br>才賀 清二郎<br>静岡県富士宮市根原492-8                 | 職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会<br>静岡県富士宮市根原492-8                   |
| 平成28年2月24日 | 第81号              | 一級構造物診断士             | 橋梁（コンクリート橋） | 診断  | 担当技術者      | 一般社団法人日本構造物診断技術協会<br>石崎 浩<br>東京都新宿区西新宿六丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室 | 一般社団法人日本構造物診断技術協会<br>東京都新宿区西新宿六丁目2番3号新宿アイランドアネックス307号室 |
| 平成28年2月24日 | 第82号              | コンクリート診断士            | 橋梁（コンクリート橋） | 診断  | 担当技術者      | 公益社団法人日本コンクリート工学会<br>三橋 博三<br>東京都千代田区麹町1-7相互半蔵門ビル12階           | 公益社団法人日本コンクリート工学会<br>東京都千代田区麹町1-7相互半蔵門ビル12階            |
| 平成28年2月24日 | 第83号              | 主任点検診断士              | 橋梁（コンクリート橋） | 診断  | 担当技術者      | 一般財団法人阪神高速道路技術センター<br>中林 正司<br>大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号             | 一般財団法人阪神高速道路技術センター<br>大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号              |
| 平成28年2月24日 | 第84号              | 点検診断士                | 橋梁（コンクリート橋） | 診断  | 担当技術者      | 一般財団法人阪神高速道路技術センター<br>中林 正司<br>大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号             | 一般財団法人阪神高速道路技術センター<br>大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号              |
| 平成28年2月24日 | 第85号              | 社会基盤メンテナンスエキスパート     | 橋梁（コンクリート橋） | 診断  | 担当技術者      | 国立大学法人岐阜大学<br>森脇 久隆<br>岐阜県岐阜市柳戸1-1                             | 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター<br>岐阜県岐阜市柳戸1-1             |
| 平成28年2月24日 | 第86号              | 上級土木技術者（トンネル・地下）コースB | トンネル        | 点検  | 担当技術者      | 公益社団法人土木学会<br>廣瀬 典昭<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                          | 土木学会技術推進機構<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                           |
| 平成28年2月24日 | 第87号              | 1級土木技術者（トンネル・地下）コースB | トンネル        | 点検  | 担当技術者      | 公益社団法人土木学会<br>廣瀬 典昭<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                          | 土木学会技術推進機構<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                           |
| 平成28年2月24日 | 第88号              | コンクリート診断士            | トンネル        | 点検  | 担当技術者      | 公益社団法人日本コンクリート工学会<br>三橋 博三<br>東京都千代田区麹町1-7相互半蔵門ビル12階           | 公益社団法人日本コンクリート工学会<br>東京都千代田区麹町1-7相互半蔵門ビル12階            |
| 平成28年2月24日 | 第89号              | 主任点検診断士              | トンネル        | 点検  | 担当技術者      | 一般財団法人阪神高速道路技術センター<br>中林 正司<br>大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号             | 一般財団法人阪神高速道路技術センター<br>大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号              |
| 平成28年2月24日 | 第90号              | 点検診断士                | トンネル        | 点検  | 担当技術者      | 一般財団法人阪神高速道路技術センター<br>中林 正司<br>大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号             | 一般財団法人阪神高速道路技術センター<br>大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号              |
| 平成28年2月24日 | 第91号              | インフラ調査士 トンネル         | トンネル        | 点検  | 担当技術者      | 一般社団法人日本非破壊検査工業会<br>松村 康人<br>東京都千代田区内神田2-8-1富高ビル3F             | 一般社団法人日本非破壊検査工業会<br>東京都千代田区内神田2-8-1富高ビル3F              |
| 平成28年2月24日 | 第92号              | 社会基盤メンテナンスエキスパート     | トンネル        | 点検  | 担当技術者      | 国立大学法人岐阜大学<br>森脇 久隆<br>岐阜県岐阜市柳戸1-1                             | 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター<br>岐阜県岐阜市柳戸1-1             |

| 登録年月日      | 登録番号<br>(品確技資第〇号) | 資格の名称                | 資格が対象とする区分 |       |              | 資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名            | 資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地                            |
|------------|-------------------|----------------------|------------|-------|--------------|---|---|
|            |                   |                      | 施設分野       | 業 務   | 知識・技術を求める者   |   |   |
| 平成28年2月24日 | 第93号              | 土木設計技士               | トンネル       | 点検    | 担当技術者        | 職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会<br>才賀 清二郎<br>静岡県富士宮市根原492-8          | 職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会<br>静岡県富士宮市根原492-8                |
| 平成28年2月24日 | 第94号              | 上級土木技術者（トンネル・地下）コースB | トンネル       | 診断    | 担当技術者        | 公益社団法人土木学会<br>廣瀬 典昭<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                   | 土木学会技術推進機構<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                        |
| 平成28年2月24日 | 第95号              | コンクリート診断士            | トンネル       | 診断    | 担当技術者        | 公益社団法人日本コンクリート工学会<br>三橋 博三<br>東京都千代田区麹町1-7相互半蔵門ビル12階    | 公益社団法人日本コンクリート工学会<br>東京都千代田区麹町1-7相互半蔵門ビル12階         |
| 平成28年2月24日 | 第96号              | 主任点検診断士              | トンネル       | 診断    | 担当技術者        | 一般財団法人阪神高速道路技術センター<br>中林 正司<br>大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号      | 一般財団法人阪神高速道路技術センター<br>大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号           |
| 平成28年2月24日 | 第97号              | 点検診断士                | トンネル       | 診断    | 担当技術者        | 一般財団法人阪神高速道路技術センター<br>中林 正司<br>大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号      | 一般財団法人阪神高速道路技術センター<br>大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号           |
| 平成28年2月24日 | 第98号              | 社会基盤メンテナンスエキスパート     | トンネル       | 診断    | 担当技術者        | 国立大学法人岐阜大学<br>森脇 久隆<br>岐阜県岐阜市柳戸1-1                      | 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター<br>岐阜県岐阜市柳戸1-1          |
| 平成28年2月24日 | 第99号              | 空港土木施設点検評価技士         | 空港施設       | 点検・診断 | 管理技術者        | 一般財団法人港湾空港総合技術センター<br>中尾 成邦<br>東京都千代田区霞が関3-3-1尚友会館3階    | 一般財団法人港湾空港総合技術センター<br>東京都千代田区霞が関3-3-1尚友会館3階         |
| 平成28年2月24日 | 第100号             | 地質調査技士資格（現場技術・管理部門）  | 地質・土質      | 調査    | 管理技術者又は主任技術者 | 一般社団法人全国地質調査業協会連合会<br>成田 賢<br>東京都千代田区内神田1-5-13内神田TKビル3F | 一般社団法人全国地質調査業協会連合会 事務局<br>東京都千代田区内神田1-5-13内神田TKビル3F |
| 平成28年2月24日 | 第101号             | 地質調査技士資格（現場調査部門）     | 地質・土質      | 調査    | 管理技術者又は主任技術者 | 一般社団法人全国地質調査業協会連合会<br>成田 賢<br>東京都千代田区内神田1-5-13内神田TKビル3F | 一般社団法人全国地質調査業協会連合会 事務局<br>東京都千代田区内神田1-5-13内神田TKビル3F |
| 平成28年2月24日 | 第102号             | 地質調査技士資格（土壌・地下水汚染部門） | 地質・土質      | 調査    | 管理技術者又は主任技術者 | 一般社団法人全国地質調査業協会連合会<br>成田 賢<br>東京都千代田区内神田1-5-13内神田TKビル3F | 一般社団法人全国地質調査業協会連合会 事務局<br>東京都千代田区内神田1-5-13内神田TKビル3F |
| 平成28年2月24日 | 第103号             | 応用地形判読士資格（応用地形判読士）   | 地質・土質      | 調査    | 管理技術者又は主任技術者 | 一般社団法人全国地質調査業協会連合会<br>成田 賢<br>東京都千代田区内神田1-5-13内神田TKビル3F | 一般社団法人全国地質調査業協会連合会 事務局<br>東京都千代田区内神田1-5-13内神田TKビル3F |
| 平成28年2月24日 | 第104号             | 応用地形判読士資格（応用地形判読士補）  | 地質・土質      | 調査    | 管理技術者又は主任技術者 | 一般社団法人全国地質調査業協会連合会<br>成田 賢<br>東京都千代田区内神田1-5-13内神田TKビル3F | 一般社団法人全国地質調査業協会連合会 事務局<br>東京都千代田区内神田1-5-13内神田TKビル3F |
| 平成28年2月24日 | 第105号             | RCCM（地質）             | 地質・土質      | 調査    | 管理技術者又は主任技術者 | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地            | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局）<br>東京都千代田区三番町1番地     |
| 平成28年2月24日 | 第106号             | RCCM（土質及び基礎）         | 地質・土質      | 調査    | 管理技術者又は主任技術者 | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地            | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局）<br>東京都千代田区三番町1番地     |

| 登録年月日      | 登録番号<br>(品確技資第〇号) | 資格の名称              | 資格が対象とする区分         |          |              | 資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名                | 資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地                           |
|------------|-------------------|--------------------|--------------------|----------|--------------|---|--|
|            |                   |                    | 施設分野               | 業 務      | 知識・技術を求める者   |   |  |
| 平成28年2月24日 | 第107号             | 港湾海洋調査士(土質・地質調査)   | 地質・土質              | 調査       | 管理技術者又は主任技術者 | 一般社団法人海洋調査協会<br>川嶋 康宏<br>東京都中央区日本橋本町2-8-6                   | 一般社団法人海洋調査協会<br>東京都中央区日本橋本町2-8-6                   |
| 平成28年2月24日 | 第108号             | 地すべり防止工事士          | 地質・土質              | 調査       | 管理技術者又は主任技術者 | 一般社団法人斜面防災対策技術協会<br>奥山 和彦<br>東京都港区新橋6丁目12番7号新橋SDビル6階        | 一般社団法人斜面防災対策技術協会<br>東京都港区新橋6丁目12番7号新橋SDビル6階        |
| 平成28年2月24日 | 第109号             | RCCM(建設環境)         | 建設環境               | 調査       | 管理技術者        | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地                | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局)<br>東京都千代田区三番町1番地    |
| 平成28年2月24日 | 第110号             | 環境アセスメント士認定資格      | 建設環境               | 調査       | 管理技術者        | 一般社団法人日本環境アセスメント協会<br>梶谷 修<br>東京都千代田区隼町2-13US半蔵門ビル7階        | 資格教育センター<br>東京都千代田区隼町2-13US半蔵門ビル7階                 |
| 平成28年2月24日 | 第111号             | RCCM(電気電子)         | 電気施設・通信施設・制御処理システム | 計画・調査・設計 | 管理技術者・照査技術者  | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地                | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局)<br>東京都千代田区三番町1番地    |
| 平成28年2月24日 | 第112号             | RCCM(機械)           | 建設機械               | 計画・調査・設計 | 管理技術者・照査技術者  | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地                | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局)<br>東京都千代田区三番町1番地    |
| 平成28年2月24日 | 第113号             | RCCM(機械)           | 土木機械設備             | 計画・調査・設計 | 管理技術者・照査技術者  | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地                | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局)<br>東京都千代田区三番町1番地    |
| 平成28年2月24日 | 第114号             | RCCM(都市計画及び地方計画)   | 都市計画及び地方計画         | 計画・調査・設計 | 管理技術者・照査技術者  | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地                | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局)<br>東京都千代田区三番町1番地    |
| 平成28年2月24日 | 第115号             | 登録ランドスケープアーキテクト    | 都市公園等              | 計画・調査・設計 | 管理技術者・照査技術者  | 一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会<br>枝吉 茂種<br>東京都中央区東日本橋3-3-7 近江会館ビル8階 | 一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会<br>東京都中央区東日本橋3-3-7 近江会館ビル8階 |
| 平成28年2月24日 | 第116号             | RCCM(造園)           | 都市公園等              | 計画・調査・設計 | 管理技術者・照査技術者  | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地                | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局)<br>東京都千代田区三番町1番地    |
| 平成28年2月24日 | 第117号             | RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋) | 河川・ダム              | 計画・調査・設計 | 管理技術者・照査技術者  | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地                | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局)<br>東京都千代田区三番町1番地    |
| 平成28年2月24日 | 第118号             | 上級土木技術者(河川・流域)コースB | 河川・ダム              | 計画・調査・設計 | 管理技術者・照査技術者  | 公益社団法人土木学会<br>廣瀬 典昭<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                       | 土木学会技術推進機構<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                       |
| 平成28年2月24日 | 第119号             | RCCM(下水道)          | 下水道                | 計画・調査・設計 | 管理技術者        | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地                | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局)<br>東京都千代田区三番町1番地    |
| 平成28年2月24日 | 第120号             | RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋) | 砂防                 | 計画・調査・設計 | 管理技術者・照査技術者  | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地                | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局)<br>東京都千代田区三番町1番地    |

| 登録年月日      | 登録番号<br>(品確技資第〇号) | 資格の名称              | 資格が対象とする区分 |          |             | 資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名          | 資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地                        |
|------------|-------------------|--------------------|------------|----------|-------------|---|---|
|            |                   |                    | 施設分野       | 業務       | 知識・技術を求める者  |   |   |
| 平成28年2月24日 | 第121号             | 砂防・急傾斜管理技術者        | 砂防         | 計画・調査・設計 | 管理技術者・照査技術者 | 公益社団法人砂防学会<br>石川 芳治<br>東京都千代田区平河町二丁目7番4号              | 公益社団法人砂防学会<br>東京都千代田区平河町二丁目7番4号                 |
| 平成28年2月24日 | 第122号             | RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋) | 地すべり対策     | 計画・調査・設計 | 管理技術者・照査技術者 | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地          | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局)<br>東京都千代田区三番町1番地 |
| 平成28年2月24日 | 第123号             | 地すべり防止工事士          | 地すべり対策     | 計画・調査・設計 | 管理技術者・照査技術者 | 一般社団法人斜面防災対策技術協会<br>奥山 和彦<br>東京都港区新橋6丁目12番7号新橋SDビル6階  | 一般社団法人斜面防災対策技術協会<br>東京都港区新橋6丁目12番7号新橋SDビル6階     |
| 平成28年2月24日 | 第124号             | RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋) | 急傾斜地崩壊等対策  | 計画・調査・設計 | 管理技術者・照査技術者 | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地          | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局)<br>東京都千代田区三番町1番地 |
| 平成28年2月24日 | 第125号             | 地すべり防止工事士          | 急傾斜地崩壊等対策  | 計画・調査・設計 | 管理技術者・照査技術者 | 一般社団法人斜面防災対策技術協会<br>奥山 和彦<br>東京都港区新橋6丁目12番7号新橋SDビル6階  | 一般社団法人斜面防災対策技術協会<br>東京都港区新橋6丁目12番7号新橋SDビル6階     |
| 平成28年2月24日 | 第126号             | 砂防・急傾斜管理技術者        | 急傾斜地崩壊等対策  | 計画・調査・設計 | 管理技術者・照査技術者 | 公益社団法人砂防学会<br>石川 芳治<br>東京都千代田区平河町二丁目7番4号              | 公益社団法人砂防学会<br>東京都千代田区平河町二丁目7番4号                 |
| 平成28年2月24日 | 第127号             | RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋) | 海岸         | 計画・調査・設計 | 管理技術者・照査技術者 | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地          | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局)<br>東京都千代田区三番町1番地 |
| 平成28年2月24日 | 第128号             | 上級土木技術者(流域・都市)コースA | 海岸         | 計画・調査・設計 | 管理技術者・照査技術者 | 公益社団法人土木学会<br>廣瀬 典昭<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                 | 土木学会技術推進機構<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                    |
| 平成28年2月24日 | 第129号             | 上級土木技術者(海岸・海洋)コースB | 海岸         | 計画・調査・設計 | 管理技術者・照査技術者 | 公益社団法人土木学会<br>廣瀬 典昭<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                 | 土木学会技術推進機構<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                    |
| 平成28年2月24日 | 第130号             | 海洋・港湾構造物設計士        | 海岸         | 計画・調査・設計 | 管理技術者・照査技術者 | 一般財団法人沿岸技術研究センター<br>川島 毅<br>東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F | 一般財団法人沿岸技術研究センター<br>東京都港区西新橋1-14-2新橋エス・ワイビル5F   |
| 平成28年2月24日 | 第131号             | RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋) | 海岸         | 調査       | 管理技術者・照査技術者 | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地          | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会(RCCM資格制度事務局)<br>東京都千代田区三番町1番地 |
| 平成28年2月24日 | 第132号             | 上級土木技術者(流域・都市)コースA | 海岸         | 調査       | 管理技術者・照査技術者 | 公益社団法人土木学会<br>廣瀬 典昭<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                 | 土木学会技術推進機構<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                    |
| 平成28年2月24日 | 第133号             | 上級土木技術者(海岸・海洋)コースB | 海岸         | 調査       | 管理技術者・照査技術者 | 公益社団法人土木学会<br>廣瀬 典昭<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                 | 土木学会技術推進機構<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                    |
| 平成28年2月24日 | 第134号             | 港湾海洋調査士(深淺測量)      | 海岸         | 調査       | 管理技術者・照査技術者 | 一般社団法人海洋調査協会<br>川嶋 康宏<br>東京都中央区日本橋本町2-8-6             | 一般社団法人海洋調査協会<br>東京都中央区日本橋本町2-8-6                |

| 登録年月日      | 登録番号<br>(品確技資第〇号) | 資格の名称                | 資格が対象とする区分 |                          |                 | 資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名       | 資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地                        |
|------------|-------------------|----------------------|------------|--------------------------|-----------------|--|---|
|            |                   |                      | 施設分野       | 業務                       | 知識・技術を求める者      |  |   |
| 平成28年2月24日 | 第135号             | 港湾海洋調査士（危険物探査）       | 海岸         | 調査                       | 管理技術者・<br>照査技術者 | 一般社団法人海洋調査協会<br>川嶋 康宏<br>東京都中央区日本橋本町2-8-6          | 一般社団法人海洋調査協会<br>東京都中央区日本橋本町2-8-6                |
| 平成28年2月24日 | 第136号             | 港湾海洋調査士（気象・海象調査）     | 海岸         | 調査                       | 管理技術者・<br>照査技術者 | 一般社団法人海洋調査協会<br>川嶋 康宏<br>東京都中央区日本橋本町2-8-6          | 一般社団法人海洋調査協会<br>東京都中央区日本橋本町2-8-6                |
| 平成28年2月24日 | 第137号             | 港湾海洋調査士（土質・地質調査）     | 海岸         | 調査                       | 管理技術者・<br>照査技術者 | 一般社団法人海洋調査協会<br>川嶋 康宏<br>東京都中央区日本橋本町2-8-6          | 一般社団法人海洋調査協会<br>東京都中央区日本橋本町2-8-6                |
| 平成28年2月24日 | 第138号             | 港湾海洋調査士（環境調査）        | 海岸         | 調査                       | 管理技術者・<br>照査技術者 | 一般社団法人海洋調査協会<br>川嶋 康宏<br>東京都中央区日本橋本町2-8-6          | 一般社団法人海洋調査協会<br>東京都中央区日本橋本町2-8-6                |
| 平成28年2月24日 | 第139号             | RCCM（道路）             | 道路         | 計画・調査・<br>設計             | 管理技術者・<br>照査技術者 | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地       | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局）<br>東京都千代田区三番町1番地 |
| 平成28年2月24日 | 第140号             | 上級土木技術者（交通）コースA      | 道路         | 計画・調査・<br>設計             | 管理技術者・<br>照査技術者 | 公益社団法人土木学会<br>廣瀬 典昭<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地              | 土木学会技術推進機構<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                    |
| 平成28年2月24日 | 第141号             | 交通工学研究会認定TOE         | 道路         | 計画・調査・<br>設計             | 管理技術者・<br>照査技術者 | 一般社団法人交通工学研究会<br>朝倉 康夫<br>東京都千代田区神田錦町3-2-3錦町MKビル   | 一般社団法人交通工学研究会 資格制度事務局<br>東京都千代田区神田錦町3-2-3錦町MKビル |
| 平成28年2月24日 | 第142号             | RCCM（鋼構造及びコンクリート）    | 橋梁         | 計画・調査・<br>設計             | 管理技術者・<br>照査技術者 | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地       | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局）<br>東京都千代田区三番町1番地 |
| 平成28年2月24日 | 第143号             | RCCM（土質及び基礎）         | 橋梁         | 計画・調査・<br>設計             | 管理技術者・<br>照査技術者 | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地       | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局）<br>東京都千代田区三番町1番地 |
| 平成28年2月24日 | 第144号             | 上級土木技術者（橋梁）コースB      | 橋梁         | 計画・調査・<br>設計             | 管理技術者・<br>照査技術者 | 公益社団法人土木学会<br>廣瀬 典昭<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地              | 土木学会技術推進機構<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                    |
| 平成28年2月24日 | 第145号             | RCCM（トンネル）           | トンネル       | 計画・調査・<br>設計             | 管理技術者・<br>照査技術者 | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地       | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局）<br>東京都千代田区三番町1番地 |
| 平成28年2月24日 | 第146号             | 上級土木技術者（トンネル・地下）コースB | トンネル       | 計画・調査・<br>設計             | 管理技術者・<br>照査技術者 | 公益社団法人土木学会<br>廣瀬 典昭<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地              | 土木学会技術推進機構<br>東京都新宿区四谷一丁目無番地                    |
| 平成28年2月24日 | 第147号             | RCCM（港湾及び空港）         | 港湾         | 計画・調査<br>（全般）            | 管理技術者・<br>照査技術者 | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地       | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局）<br>東京都千代田区三番町1番地 |
| 平成28年2月24日 | 第148号             | 1級水路測量技術（沿岸）         | 港湾         | 計画・調査<br>（深淺測量・<br>水路測量） | 管理技術者・<br>照査技術者 | 一般財団法人日本水路協会<br>縄野 克彦<br>東京都大田区羽田空港1丁目6番6号第一綜合ビル6階 | 一般財団法人日本水路協会<br>東京都大田区羽田空港1丁目6番6号第一綜合ビル6階       |

| 登録年月日      | 登録番号<br>(品確技資第〇号) | 資格の名称                 | 資格が対象とする区分 |                          |                 | 資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名            | 資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地                         |
|------------|-------------------|-----------------------|------------|--------------------------|-----------------|---|--|
|            |                   |                       | 施設分野       | 業務                       | 知識・技術を求める者      |   |  |
| 平成28年2月24日 | 第149号             | 1級水路測量技術<br>(港湾)      | 港湾         | 計画・調査<br>(深浅測量・<br>水路測量) | 管理技術者・<br>照査技術者 | 一般財団法人日本水路協会<br>縄野 克彦<br>東京都大田区羽田空港 1丁目6番6号第一総合ビル6階     | 一般財団法人日本水路協会<br>東京都大田区羽田空港 1丁目6番6号第一総合ビル6階       |
| 平成28年2月24日 | 第150号             | 港湾海洋調査士 (深<br>浅測量)    | 港湾         | 計画・調査<br>(深浅測量・<br>水路測量) | 管理技術者・<br>照査技術者 | 一般社団法人海洋調査協会<br>川嶋 康宏<br>東京都中央区日本橋本町 2-8-6              | 一般社団法人海洋調査協会<br>東京都中央区日本橋本町 2-8-6                |
| 平成28年2月24日 | 第151号             | 港湾海洋調査士 (危<br>険物探査)   | 港湾         | 計画・調査<br>(磁気探査)          | 管理技術者・<br>照査技術者 | 一般社団法人海洋調査協会<br>川嶋 康宏<br>東京都中央区日本橋本町 2-8-6              | 一般社団法人海洋調査協会<br>東京都中央区日本橋本町 2-8-6                |
| 平成28年2月24日 | 第152号             | 港湾海洋調査士 (危<br>険物探査)   | 港湾         | 計画・調査<br>(潜水探査)          | 管理技術者・<br>照査技術者 | 一般社団法人海洋調査協会<br>川嶋 康宏<br>東京都中央区日本橋本町 2-8-6              | 一般社団法人海洋調査協会<br>東京都中央区日本橋本町 2-8-6                |
| 平成28年2月24日 | 第153号             | 港湾海洋調査士 (気<br>象・海象調査) | 港湾         | 計画・調査<br>(気象・海象<br>調査)   | 管理技術者・<br>照査技術者 | 一般社団法人海洋調査協会<br>川嶋 康宏<br>東京都中央区日本橋本町 2-8-6              | 一般社団法人海洋調査協会<br>東京都中央区日本橋本町 2-8-6                |
| 平成28年2月24日 | 第154号             | 港湾海洋調査士 (土<br>質・地質調査) | 港湾         | 計画・調査<br>(海洋地質・<br>土質調査) | 管理技術者・<br>照査技術者 | 一般社団法人海洋調査協会<br>川嶋 康宏<br>東京都中央区日本橋本町 2-8-6              | 一般社団法人海洋調査協会<br>東京都中央区日本橋本町 2-8-6                |
| 平成28年2月24日 | 第155号             | 港湾海洋調査士 (環<br>境調査)    | 港湾         | 計画・調査<br>(海洋環境調<br>査)    | 管理技術者・<br>照査技術者 | 一般社団法人海洋調査協会<br>川嶋 康宏<br>東京都中央区日本橋本町 2-8-6              | 一般社団法人海洋調査協会<br>東京都中央区日本橋本町 2-8-6                |
| 平成28年2月24日 | 第156号             | 港湾潜水技術士 1級            | 港湾         | 調査 (潜水)                  | 担当技術者           | 一般社団法人日本潜水協会<br>鉄 芳松<br>東京都港区新橋三丁目4番10号新橋企画ビル5F         | 一般社団法人日本潜水協会<br>東京都港区新橋三丁目4番10号新橋企画ビル5F          |
| 平成28年2月24日 | 第157号             | 港湾潜水技術士 2級            | 港湾         | 調査 (潜水)                  | 担当技術者           | 一般社団法人日本潜水協会<br>鉄 芳松<br>東京都港区新橋三丁目4番10号新橋企画ビル5F         | 一般社団法人日本潜水協会<br>東京都港区新橋三丁目4番10号新橋企画ビル5F          |
| 平成28年2月24日 | 第158号             | 港湾潜水技術士 3級            | 港湾         | 調査 (潜水)                  | 担当技術者           | 一般社団法人日本潜水協会<br>鉄 芳松<br>東京都港区新橋三丁目4番10号新橋企画ビル5F         | 一般社団法人日本潜水協会<br>東京都港区新橋三丁目4番10号新橋企画ビル5F          |
| 平成28年2月24日 | 第159号             | RCCM (港湾及び<br>空港)     | 港湾         | 設計                       | 管理技術者・<br>照査技術者 | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地            | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会 (RCCM資格制度事務局)<br>東京都千代田区三番町1番地 |
| 平成28年2月24日 | 第160号             | 海洋・港湾構造物設<br>計士       | 港湾         | 設計                       | 管理技術者・<br>照査技術者 | 一般財団法人沿岸技術研究センター<br>川島 毅<br>東京都港区西新橋 1-14-2 新橋エス・ワイビル5F | 一般財団法人沿岸技術研究センター<br>東京都港区西新橋 1-14-2 新橋エス・ワイビル5F  |
| 平成28年2月24日 | 第161号             | RCCM (港湾及び<br>空港)     | 空港         | 計画・調査・<br>設計             | 管理技術者・<br>照査技術者 | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会<br>長谷川 伸一<br>東京都千代田区三番町1番地            | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会 (RCCM資格制度事務局)<br>東京都千代田区三番町1番地 |

## 資料6

- 舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理の徹底について
- コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準

事務連絡  
平成28年3月18日

各地方整備局  
北海道開発局  
沖縄総合事務局  
技術管理担当課長 様  
道路工事発注担当課長 様  
道路占用許可担当課長 様

大臣官房  
技術調査課 課長補佐  
道路局  
路政課道路利用調整室 課長補佐  
国道・防災課道路保全企画室 課長補佐

#### 舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法の徹底について

舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じり合った排水については、「舗装の切断作業時に発生する排水の処理について」（平成24年3月13日付事務連絡）及び「舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法について」（平成26年1月8日付事務連絡）により、回収し適正に処理するよう通知しているところであるが、回収した当該排水の適正な処理方法について、下記に留意の上、適切に施工がなされるよう関係者に再周知されたい。

#### 記

平成26年1月8日付事務連絡で通知したとおり、回収した当該排水の処理については、

- ・産業廃棄物として、そのまま産業廃棄物処理施設に持ち込む
- ・施工現場内で脱水等の処理を行い、当該処理後の廃棄物を産業廃棄物処理施設に持ち込む

こと等により適正に対応されたい。

また、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者（請負業者）は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供すること」を必要とされており、その旨を特記仕様書等に明記すること。

さらに、国土交通省以外の者が施工する占用工事等については、適正な処理のために必要な廃棄物情報が、排出事業者から処理業者に対して適切に提供されるよう、事前協議の際の指導において徹底すること。

各地方整備局等におけるこれらの取り組み状況について、積極的に地方公共団体に周知すること。

(問い合わせ)

大臣官房技術調査課 事故分析係  
道路局路政課 道路利用調整室 高度利用係  
国道・防災課道路保全企画室 道路工事調整係

事 務 連 絡  
平成26年1月8日

各地方整備局  
北海道開発局  
沖縄総合事務局  
技術管理担当課長 様  
道路工事発注担当課長 様  
道路占用許可担当課長 様

大臣官房  
技術調査課 課長補佐  
道路局  
路政課道路利用調整室 課長補佐  
国道・防災課道路保全企画室 課長補佐

#### 舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法について

舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じり合った排水については、「舗装の切断作業時に発生する排水の処理について（平成24年3月13日付事務連絡）」により、国土交通省直轄工事においては、回収し適正に処理するよう通知しているところですが、回収した当該排水の適正な処理方法について、下記に留意の上、適切に施工がなされるよう関係者に再周知されたい。

#### 記

平成24年3月13日事務連絡の2. ②にある「回収した当該排水の適正な処理方法」については、該当する地方公共団体（産業廃棄物担当部局）の取扱規則や基準等に基づき適正に処理するものとし、排水回収後、

- ・産業廃棄物として、そのまま産業廃棄物処理施設に持ち込み適正に処理すること
- ・施工現場内で脱水等の処理を行い、当該処理後の廃棄物を産業廃棄物処理施設に持ち込み適正に処理すること

等を意味するものである。

（問い合わせ）

大臣官房技術調査課 技術管理係  
道路局路政課道路利用調整室 高度利用係  
国道・防災課道路保全企画室 道路工事調整係

事 務 連 絡  
平成24年 3月13日

各地方整備局  
北海道開発局  
沖縄総合事務局  
技術管理担当課長 様  
道路工事発注担当課長 様  
道路占用許可担当課長 様

大臣官房  
技術調査課 課長補佐  
道路局  
路政課道路利用調整室 課長補佐  
国道・防災課道路保全企画室 課長補佐

舗装の切断作業時に発生する排水の処理について

舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水については、水質汚濁の防止を図る観点から、排水吸引機能を有する切断機械等により回収することとし、回収された排水については、当該作業現場が属する地方公共団体の指導等に基づき適正な処理を実施されたい。

記

1. 対象工事の範囲

国土交通省が施工する直轄国道及び関連道路の舗装切断工事（道路事業）  
〔なお、発注済み工事等においても、変更協議等により可能な限り対応されたい。（今後の発注工事等は全て適用）〕

2. 工事発注時等の対応

- ①前項の対象工事（発注済み工事を除く）は、当該排水の適正な処理について、当初発注図書に盛り込むものとする。
- ②当初発注図書の作成にあたっては、回収した当該排水の適正な処理方法に関して、該当する地方公共団体（産業廃棄物担当部局）での取扱規則や基準等を予め把握し、それを反映するものとする。
- ③また、当該排水処理に関する工事積算にあたっては、当面、必要に応じて見積り等により適正な工事費用を計上するものとする。
- ④適正な現場管理がなされるよう、当該排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しの提出等の特記仕様書等に明記するものとする。

3. その他の事項

- ①直轄国道において国土交通省以外の者が施工する占用工事等については、事前協議の際に、当該排水の回収と適正な処理に関して指導すること。
- ②当該排水が生じない工法（空冷式等）を採用する場合は、当該排水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処理を実施する。

4. 問い合わせ

大臣官房技術調査課 技術管理係  
道路局路政課道路利用調整室 高度利用係  
国道・防災課道路保全企画室 道路工事調整係

国官技第 379 号

平成 28 年 3 月 31 日

各地方整備局 企画部長  
北海道開発局 事業振興部長 } 殿

大臣官房技術調査課長  
(公印省略)

コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準について

コンクリート副産物の再生利用に関しては、「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」（平成 6 年 4 月 11 日付け建設省技調発第 88 号）を通知しているところであるが、このたび「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」を別途のとおりとりまとめたので、通知する。

なお、「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」（平成 6 年 4 月 11 日付け建設省技調発第 88 号）は廃止する。

## コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準

はじめに

コンクリート構造物の解体にともなって発生するコンクリート塊（以下、「コンクリート副産物」という。）の活用は、環境保全、資源の有効利用、処分場の逼迫などの事情から緊急に取り組むべき課題となっている。コンクリート副産物は、これまで再生路盤材として主に用いられてきたが、これに加えコンクリート用骨材として用いることも有効活用を図る上で必要となってきた。

コンクリート副産物の利用に関しては、「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」として、平成6年4月11日に建設省技調発第88号が示されたところである。その後、再生骨材の品質および再生骨材を用いたコンクリート（以下、「再生骨材コンクリート」という。）の品質に関する規格が平成17～19年に日本工業規格として新たに定められたとともに、再生骨材及びこれを用いたコンクリートの製品認証に関する指針案が（公社）日本コンクリート工学会から示された。また平成24年には、再生骨材 M, L を用いたコンクリート（以下、それぞれ「再生骨材コンクリート M」、「再生骨材コンクリート L」という。）に関する JIS 規格（JIS A 5022 および JIS A 5023）の改定が行われ、特に再生骨材コンクリート M については、耐凍害品が設定されることになった。これらは、再生骨材を用いたコンクリートの品質に対する信頼性の向上に寄与するものと期待される場所である。

一方で、再生骨材コンクリート M は乾燥収縮ひずみが、通常のコンクリートよりも大きくなる可能性があるため、JIS 規格においても、その適用範囲についての記述がなされている。社会資本の基本をなす土木用コンクリート構造物については今後も一層の耐久性向上に努め、将来にわたって必要となる維持管理負担の軽減を図っていくことが重要である。従って、再生骨材コンクリートの特徴を十分に理解し、その品質に適合した用途にこれを用いることが必要である。

本品質基準は、このような背景に基づき、新たにコンクリート副産物の有効な活用方法として (1). 再生骨材コンクリート、(2). 路盤材、(3). 埋め戻し・裏込め材に分類し、再生骨材 M 及び L を利用するうえで参考とすべき事項についてとりまとめ、具体的な使用範囲の標準を示したものである。

なお、再生骨材のうち、再生骨材 H はすでに再生骨材として JIS A 5021 が制定されていて、通常のレディーミクストコンクリート（JIS A 5308）の使用材料にも含まれることから、JIS A 5021 および JIS A 5308 に従うこととし、ここでは特に取り扱わないこととする。

## I. 共通

### 1. 適用範囲

本基準は、コンクリート副産物の再利用を行う土木工事（港湾空港関係を除く）に適用する。

## II. 再生骨材コンクリート

### 1. 工場の選定

再生骨材コンクリートは、JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）から選定し、再生骨材コンクリート M については JIS A 5022、再生骨材コンクリート L については JIS A 5023 に適合するものを用いることを原則とする。

#### （解説）

現場打ちの再生骨材コンクリート M については JIS A 5022、現場打ちの再生骨材コンクリート L については JIS A 5023 に適合するものを使用することを原則とする。

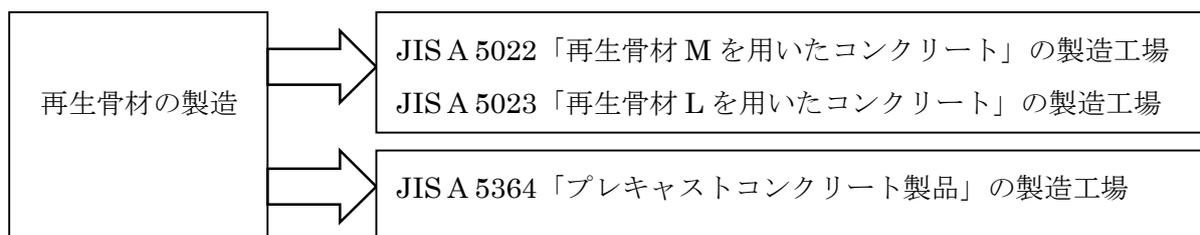
再生骨材の製造のみを行う場合や、再生骨材を購入してレディーミクストコンクリートを製造する場合についても、再生骨材コンクリートの JIS 表示認定製品を製造する工場から選定することを原則とする。

再生骨材を購入して、プレキャストコンクリート製品を製造する工場に関しては、JIS A 5364 に従って再生骨材 M を使用することを条件に、JIS A 5364 に適合するプレキャストコンクリート製品を製造する工場を選定することができる。

さらに、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定することを基本とする。

工場の選定と認証JIS規格との関係を図1に示す。

なお、トラックミキサで練混ぜを行う再生骨材コンクリートは原則として使用しないこととする。



注) JIS A 5022 「再生骨材 M を用いたコンクリート」  
 JIS A 5023 「再生骨材 L を用いたコンクリート」  
 JIS A 5364 「プレキャストコンクリート製品－材料および製造方法の通則」

図1 工場の選定と認証 J I S 規格との関係

## 2. 再生骨材の含有率

再生骨材コンクリートは、粗骨材の全質量に対する再生粗骨材の割合が 20%以上でなければならない。

(解説)

再生骨材コンクリートの利用意義は、コンクリート副産物の廃棄量の削減にある。このため、あまりに少量の再生骨材を混入しただけの再生骨材コンクリートでは、その利用意義が極めて乏しい。このため、再生粗骨材の最小含有率を規定した。再生細骨材に関しては最小含有率の規定を設けないこととした。これは、細骨材にのみ再生骨材を使用するという配合設定は稀であることや、混合後の細骨材に対して、再生細骨材の混入の有無を確認することが容易でないためである。

### 3. 再生骨材コンクリート M および再生骨材コンクリート L の適用の考え方

- a. 現場打ちの再生骨材コンクリート M の適用可能箇所については、JIS A 5022 に従って判断することとする。
- b. 現場打ちの再生骨材コンクリート L の適用可能箇所については、JIS A 5023 に従って判断することとする。
- c. JIS A 5022 の附属書 A に適合する再生骨材 M を用いたプレキャストコンクリート製品の適用可能箇所については、JIS A 5022、JIS A 5371 および JIS A 5372 に従って判断することとする。

(解説)

a.について 現場打ちの再生骨材コンクリート M の適用箇所は、JIS A 5022 に記載されているとおり、乾燥収縮による影響を受けにくい部位（ただし橋梁基礎は除く）とする。さらに、凍結融解作用を受ける部材に適用する場合は、凍結融解抵抗性をもつ耐凍害品を用いる。標準的な適用範囲を表 1 に、適用箇所の例を表 2 に示す。

塩害地域（対策区分 S および I・II・III の地域）および凍結防止剤が散布される箇所では、i) 塩分の存在によって凍結融解による劣化が著しくなるとの報告があること、ii) 再生骨材コンクリートの塩分浸透抵抗性について不明確な点が残されていることから、現場打ちの鉄筋コンクリート部材については、標準的な使用範囲に含めないこととした。

再生骨材コンクリートには、粗骨材にのみ再生骨材を使用する 1 種と、細骨材にも再生骨材を使用する 2 種とがある。このうち 2 種についてはポンプ圧送性や、圧送後のスランプや空気量のロスへの影響が大きいという報告があり、また、品質の変動や乾燥収縮量に与える影響も 1 種よりも大きいことが予想され、現時点では実証データが十分でないことから、現場打ち構造体への 2 種の適用は標準的な使用範囲には含めないこととした。

b.について 現場打ちの再生骨材コンクリート L は構造部材に用いない。標準的な使用範囲を表 1 に、適用箇所の例を表 2 に示す。

表1 再生骨材コンクリートの標準的な使用範囲（現場打ちコンクリート）

| 再生骨材コンクリートの種類                |                          | 再生骨材Mを用いた<br>コンクリート |    | 再生骨材Lを用いた<br>コンクリート |    |
|------------------------------|--------------------------|---------------------|----|---------------------|----|
|                              |                          | 1種                  | 2種 | 1種                  | 2種 |
| 1種:粗骨材のみに再生骨材を使用したコンクリート     |                          |                     |    |                     |    |
| 2種:粗骨材・細骨材双方に再生骨材を使用したコンクリート |                          |                     |    |                     |    |
| 構造体でない部位                     |                          | ○                   | ○  | ○                   | ○  |
| 構造体                          | 無筋コンクリート部材               | ○ <sup>1)</sup>     | —  | —                   | —  |
|                              | 鉄筋コンクリート部材               | △ <sup>2)</sup>     | —  | —                   | —  |
|                              | 乾燥収縮の影響あるいは塩害の影響を受けにくい部材 | —                   | —  | —                   | —  |
|                              | 乾燥収縮の影響あるいは塩害の影響を受ける部材   | —                   | —  | —                   | —  |

注1) 凍結融解作用を受ける部材には耐凍害品を用いる。

注2) 凍結融解作用を受ける部材には耐凍害品を用いる。ただし、この用途については、再生骨材コンクリートについて JIS A 5022 もしくは JIS A 5023 に準拠するとともに第三者機関による再生骨材コンクリート及び再生骨材の品質に関する定期的な監査が実施されていることが前提となる。

表2 再生骨材コンクリートの適用箇所の例（現場打ちコンクリート）

| 再生骨材コンクリートの種類      | 適用可能な条件   | 適用箇所の例   |
|--------------------|---|--|
| M 1種               | 無筋コンクリート部材  | 重力式擁壁、道路付属物基礎、根固めコンクリート、その他の無筋コンクリート <sup>1)</sup> |
| M 1種・2種<br>L 1種・2種 | 構造体でない部位<br>(コンクリートに対して高い強度や高い耐久性に関する性能が求められないもの) | 捨てコンクリート、均しコンクリート、強度の必要ない裏込コンクリート、土間コンクリート         |

1) 再生骨材コンクリート M(1種)の乾燥収縮及び凍結融解の影響を受けにくい箇所への適用にあたっては、現場条件等を確認しつつ、適切に判断すること。

c.について プレキャストコンクリート製品には JIS A 5022 の附属書 A に適合する再生骨材 M が使用できることとした。

工場製品の場合には、製品寸法が小さいことから、現場打ちコンクリートに比較して乾燥収縮によるひび割れ発生の可能性が小さい。このことから、製品寸法が 2~3m 程度までの JIS の推奨仕様の範囲では、乾燥の影響を受ける部位にも可能であると考えられる。また、現場打ちコンクリートの場合にはポンプ圧送性への懸念等から再生骨材コンクリート M (2種) の使用を標準としなかったが、構造製品の場合にはその懸念が無いので、無筋コンクリート製品に使用できることとした。標準的な使用範囲を表 3 に、適用箇所を例を表 4 に示す。

なお、プレストレストコンクリート製品には適用しない。また、塩害地域や凍結防止剤散布箇所への鉄筋コンクリート製品の適用に関しては、現場打ちコンクリートと同様に、当面は標準的な使用範囲には含めないこととした。

表 3 再生骨材コンクリートの標準的な使用範囲 (プレキャストコンクリート製品)

| 再生コンクリートの種類                   |            | 再生コンクリート M    |                 | 再生コンクリート L      |   |
|-------------------------------|------------|---------------|-----------------|-----------------|---|
|                               |            | 1 種           | 2 種             | 1 種および 2 種      |   |
| 1 種：粗骨材のみに再生骨材を使用したコンクリート     |            |               |                 |                 |   |
| 2 種：粗骨材・細骨材双方に再生骨材を使用したコンクリート |            |               |                 |                 |   |
| 製品 <sup>1)</sup>              | 無筋コンクリート製品 |               | ○ <sup>2)</sup> | ○ <sup>3)</sup> | — |
|                               | 鉄筋コンクリート製品 | 塩害の影響を受けにくい部材 | ○ <sup>2)</sup> |                 | — |
|                               |            | 塩害の影響を受ける部材   | —               | —               |   |

注1) 製品の大きさの考え方：プレキャストコンクリート製品 JIS の推奨使用の範囲

注2) 凍結融解作用を受ける部材には耐凍害品を用いる。

注3) 凍結融解作用を受ける部材には使用しない。

表 4 再生骨材コンクリートの適用製品の例 (工場製品)

| 再生骨材コンクリートの種類 | 適用可能な条件    | 適用箇所の例                                     |
|---------------|------------|--|
| M 1 種         | 鉄筋コンクリート製品 | コンクリート管、ボックスカルバート、側溝、マンホール、擁壁、のり枠ブロック等     |
| M 1 種・2 種     | 無筋コンクリート製品 | コンクリート管、平板、側溝、協会ブロック、インターロッキングブロック、積みブロック等 |

#### 4. アルカリシリカ反応抑制対策

再生骨材コンクリートのアルカリシリカ抑制対策については、JIS A 5022 または JIS A 5023 に示す規定に適合することを確かめなければならない。

(解説)

公共工事の受注者は、再生骨材コンクリートのアルカリシリカ抑制対策について、JIS A 5022 または JIS A 5023 に示す規定に適合することを確かめなければならない。

再生骨材コンクリート M のアルカリシリカ反応抑制対策については、JIS A 5022 附属書 C に示されるいずれかの対策を講じなければならない。JIS A 5022 附属書 C には表 5 に示す種類の対策が示されているが、土木構造物では、「1. 再生骨材中のアルカリ総量の規制と混合セメントによる抑制対策」「2. 単位セメント量の規制と混合セメントによる抑制対策」を優先させるものとする。混合セメントの規格としては、高炉セメント B 種の高炉スラグ質量百分率の規格は 30～60% の範囲で幅があり、実際に流通するのは 40% 台のものが多いこと、また、フライアッシュセメント B 種のフライアッシュ質量百分率の規格は 10～20% であるので、これらの点を考慮のうえ、対策を選定しなければならない。なお、表 5 中の「3. 安全と認められる骨材の使用」において、再生骨材 M を無害と判定するにあたっては、原粗骨材および原細骨材の全てが特定され、かつ、原粗骨及び原細骨材の全て又は再生骨材 M が、アルカリシリカ反応性試験で無害と判定されることを確認しなければならない。確認方法の詳細は JIS A 5022 を参照されたい。

表 5 再生骨材コンクリート M のアルカリシリカ反応対策

| 1. 再生骨材コンクリート中のアルカリ総量の規制と混合セメントによる抑制対策 |                             |  |
|--|-----------------------------|--|
|  | アルカリ総量(kg/m <sup>3</sup> )  | セメントの種類  |
| a)                                     | 3.0以下                       | 規制なし   |
| b)                                     | 3.0～3.5                     | 高炉セメント(高炉スラグ質量分率40%以上)または<br>フライアッシュセメント(フライアッシュ質量分率15%以上) |
| c)                                     | 3.5～4.2                     | 高炉セメント(高炉スラグ質量分率50%以上)または<br>フライアッシュセメント(フライアッシュ質量分率20%以上) |
| 2. 単位セメント量の規制と混合セメントによる抑制対策            |                             |  |
| 種別                                     | 単位セメント量(kg/m <sup>3</sup> ) | セメントの種類  |
| 1種                                     | 400以下                       | 高炉セメント(高炉スラグ質量分率40%以上)または<br>フライアッシュセメント(フライアッシュ質量分率15%以上) |
|  | 400～500                     | 高炉セメント(高炉スラグ質量分率50%以上)または<br>フライアッシュセメント(フライアッシュ質量分率20%以上) |
| 2種                                     | 350以下                       | 高炉セメント(高炉スラグ質量分率50%以上)または<br>フライアッシュセメント(フライアッシュ質量分率20%以上) |
| 3. 安全と認められる骨材の使用                       |                             |  |

再生骨材コンクリート L のアルカリシリカ反応抑制対策については、JIS A 5023 の 8. に従うことを原則とする。ここでは、高炉セメント（高炉スラグ質量分率 40%以上）またはフライアッシュセメント（フライアッシュ質量分率 15%以上）を使用することが示されている。

### Ⅲ. 路盤材

コンクリート副産物の路盤材（再生クラッシュラン）への利用に関しては、「舗装再生便覧」（日本道路協会、平成22年度版）に記載されている。以下に「舗装再生便覧」に規定されている品質基準を示し、コンクリート副産物の路盤材への使用にあたっての品質基準とする。

#### 1. 下層路盤材

下層路盤材に用いる再生路盤材の品質規格を表6に、再生クラッシュランの粒度範囲を表7に示す。

表6 下層路盤材に用いる再生路盤材の品質

| 適用   | 項目 | 工法・材料      | 修正 CBR (%)   | 一軸圧縮強さ (MPa)   | PI   |
|--|----|------------|--------------|----------------|------|
| 舗装計画交通量 (台/日・方向) T<100, 信頼度 50% <sup>注1)</sup> |    | 再生クラッシュラン  | 10 以上[20 以上] |                | 9 以下 |
| アスファルト舗装                                       |    | 再生クラッシュラン  | 20 以上[30 以上] |                | 6 以下 |
|  |    | 再生セメント安定処理 |              | 材令 7 日 0.98 以上 |      |
|  |    | 再生石灰安定処理   |              | 材令 10 日 0.7 以上 |      |
| セメント<br>コンクリート舗装                               |    | 再生クラッシュラン  | 20 以上[30 以上] |                | 6 以下 |
|  |    | 再生セメント安定処理 |              | 材令 7 日 0.98 以上 |      |
|  |    | 再生石灰安定処理   |              | 材令 10 日 0.5 以上 |      |

[注 1] 舗装計画交通量(台/方向・日) T<100(N3 交通以下), 信頼性 50%は, これまで「簡易舗装要綱」で扱われてきた簡易舗装に相当する。

[注 2] アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で, 上層路盤および基層・表層の合計厚が次に示す数値よりも小さい場合には修正 CBR の基準値に[ ]内の数値を適用する。

北海道地方 ……20cm

東北地方 ……30cm

その他の地域 ……40cm

なお, 40℃で CBR 試験を行う場合は通常の値を満足すればよい。

[注 3] 下層路盤に用いる再生路盤材の修正 CBR の規格値は, 下記の理由により決めたものである。

1) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生路盤材は, 20℃から 40℃へ温度が上昇すると, その混入率の程度にもよるが修正 CBR は 10 程度低下する。

2) 過去の路盤温度測定データから推定すると, [注 2] で示した数値より下層路盤面の位置が浅い場合は, 下層路盤の温度が 40℃を超える可能性がある。

[注 4] アスファルトコンクリート再生骨材をセメント, 石灰などによって安定処理する場合においても, 室内データでは温度の影響が認められるが, 長期にわたって硬化が進むこと, 過多のセメントや石灰は路盤の収縮ひび割れの原因となること等を考慮して一軸圧縮強さの割増しは行わないこととする。

[注 5] セメントコンクリート再生骨材に対するすりへり減量 50%の値は路盤材の施工時の細粒化を防ぐために設けた値であり, これに適合しない場合はセメント, 石灰などによる安定処理等に利用するとよい。なお, セメントコンクリート再生骨材以外については, ロサンゼルス試験機による粗骨材のすりへり減量試験を行う必要はない。

[注 6] 再生クラッシュランの材料として路盤再生骨材もしくは路盤発生材を用いる場合のみ PI の規定を適用する。

[注 7] 現在生産されている再生路盤材の PI は, 基準を満足するものがほとんどであるが, 路盤発生材への路床土の混入などにより品質の劣るものをチェックするために PI の規格を設けてある。

[注 8] セメントコンクリート舗装に再生クラッシュランを用いる場合, 試験路盤より支持力が確認できるときや過去の例で経験的に耐久性が確認されているときは, 425 $\mu$ m ふるい通過分の PI を 10 以下としてもよい。また, この場合で 425 $\mu$ m ふるい通過量が 10%以下の材料では PI が 15 のものまで用いることができる。

表7 再生クラッシュランの粒度範囲

| ふるい目の開き |  | 粒度範囲(呼び名)                | 40~0<br>(RC-40) | 30~0<br>(RC-30) | 20~0<br>(RC-20) |
|---------|--|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|         |  | 通過<br>質量<br>百分<br>率<br>% | 53 mm           |                 | 100             |
| 37.5 mm |  |                          | 95~100          | 100             |                 |
| 31.5 mm |  |                          | —               | 95~100          |                 |
| 26.5 mm |  |                          | —               | —               | 100             |
| 19 mm   |  |                          | 50~80           | 55~85           | 95~100          |
| 13.2 mm |  |                          | —               | —               | 60~90           |
| 4.75 mm |  |                          | 15~40           | 15~45           | 20~50           |
| 2.36 mm |  |                          | 5~25            | 5~30            | 10~35           |

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままでの見かけの骨材粒度を使用する。

## 2. 上層路盤材

上層路盤に用いる再生路盤材料は、表8に示す品質を満足するものとする。また、再生粒度調整砕石の粒度範囲を表9示す。

表8 上層路盤に用いる再生路盤材の品質

| 項目<br>適用  | 工法・材料              | 修正 CBR<br>%      | 一軸圧縮強さ MPa      | マーシャル<br>安定度 kN | その他の品質                            |
|---|--------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------------------------|
| 舗装計画交通<br>量 (台/日・方<br>向), T<100,<br>信頼度 50% <sup>注1</sup> ) | 再生粒度調整砕石           | 60 以上<br>[70 以上] | —               | —               | PI 4 以下                           |
|   | 再生加熱アスファルト<br>安定処理 | —                | —               | 3.43 以上         | フロー値 10~40 (1/100cm)<br>空隙率 3~12% |
|   | 再生セメント安定処理         | —                | 材令 7 日 2.5 以上   | —               | —                                 |
|   | 再生石灰安定処理           | —                | 材令 10 日 0.7 以上  | —               | —                                 |
| アスファルト<br>舗装  | 再生粒度調整砕石           | 80 以上<br>[90 以上] | —               | —               | PI 4 以下                           |
|   | 再生加熱アスファルト<br>安定処理 | —                | —               | 3.43 以上         | フロー値 10~40 (1/100cm)<br>空隙率 3~12% |
|   | 再生セメント安定処理         | —                | 材令 7 日 2.9 以上   | —               | —                                 |
|   | 再生石灰安定処理           | —                | 材令 10 日 0.98 以上 | —               | —                                 |
| セメント<br>コンクリート<br>舗装  | 再生粒度調整砕石           | 80 以上<br>[90 以上] | —               | —               | PI 4 以下                           |
|   | 再生加熱アスファルト<br>安定処理 | —                | —               | 3.43 以上         | フロー値 10~40 (1/100cm)<br>空隙率 3~12% |
|   | 再生セメント安定処理         | —                | 材令 7 日 2.0 以上   | —               | —                                 |
|   | 再生石灰安定処理           | —                | 材令 10 日 0.98 以上 | —               | —                                 |

[注1] 舗装計画交通量 (台/方向・日), T<100, 信頼性 50%の舗装は、交通量の少ない朗路であり、舗装設計施工指針に示すN3 交通以下の道路に相当する。

[注2] アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生粒度調整砕石は、修正 CBR の基準値に[ ]内の数値を適用する。ただし、40℃で CBR 試験を行う場合は通常値を満足すればよい。

[注3] 再生粒度調整砕石の素材として路盤再生骨材もしくは再生路盤材料を用いる場合のみ PI の規定を適用する。

[注4] セメントコンクリート舗装に再生粒度調整砕石を用いた場合は、表8の規格を満足するものを用いることが望ましいが、それ以外の材料であっても試験施工などにより路盤の支持力が確認されている場合は、425μm ふるい通過分の PI を 6 以下としてもよい。また、この場合で 425μm ふるい通過量が 10%以下の材料では PI が 10 のものまで用いることができる。

表9 再生粒度調整碎石の粒度範囲

| ふるい目の開き |  | 粒度範囲(呼び名)    | 40~0<br>(RM-40) | 30~0<br>(RM-30) | 25~0<br>(RM-25) |
|---------|--|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|         |  | 通過質量百分率<br>% | 53 mm           |                 | 100             |
| 37.5 mm |  |              | 95~100          | 100             |                 |
| 31.5 mm |  |              | —               | 95~100          | 100             |
| 26.5 mm |  |              | —               | —               | 95~100          |
| 19 mm   |  |              | 60~90           | 60~90           | —               |
| 13.2 mm |  |              | —               | —               | 55~85           |
| 4.75 mm |  |              | 30~65           | 30~65           | 30~65           |
| 2.36 mm |  |              | 20~50           | 20~50           | 20~50           |
| 425 μm  |  |              | 10~30           | 10~30           | 10~30           |
| 75 μm   |  |              | 2~10            | 2~10            | 2~10            |

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

解説)

セメントコンクリート再生骨材は、コンクリート副産物を破砕、分級したものであり、再生路盤材の骨材として利用される。表 10 に路盤材として使用する場合の骨材の品質の目標値を示す。

一般建設系のコンクリート副産物には、タイルや陶磁器類、石膏ボード類、木片、プラスチック片、金属などの異物が混入している場合がある。粒状路盤材料は、骨材のかみ合わせにより支持力を確保するものであるが、これら異物の混入により支持力の低下が懸念されるため、異物が混入しないように十分注意する。

表 10 路盤材として用いる場合の碎石の品質の目標値

| 項目                                    | 目標値 (上層路盤に用いる場合) |
|---------------------------------------|------------------|
| すり減り減量 %                              | 50 以下            |
| 〔注 1〕すり減り減量の試験は、粒径が 13~5mm の骨材を用いて行う。 |                  |

また、セメントコンクリート再生骨材を再生路盤材に使用する上の留意点を以下に示す。

- ① セメントコンクリート再生骨材は、新規骨材と比べて密度が小さく、吸水率およびすり減り減量が大きくなる傾向にあるが、修正 CBR は比較的大きいことから単独でも再生クラッシュランとして利用できるものがある。
- ② セメントコンクリート再生骨材はアルカリ性を示すことを考慮して使用する。特にアルカリ性条件下で溶出の促進や形状変化などの不具合を起こす可能性のある他の再生骨材や

新規骨材などとの混合使用はしない。

- ③ セメントコンクリート再生骨材は水と接触すると六価クロムが溶出することがある。そのため、水が拡散するような箇所で使用する場合は、六価クロムの溶出の程度を確認してから使用するとよい。特に、細粒分からは六価クロムなどが多く溶出する傾向があるので注意する必要がある。

#### IV 埋め戻し材・裏込め材

コンクリート副産物の再生クラッシュランおよび再生砂を埋め戻し材・裏込め材として利用するにあたっての品質基準を以下のように規定する。

- (a) 再生クラッシュラン：最大粒径は目的に応じて適宜選択する。
- (b) 再生砂：細粒分（75 $\mu$ m以下）の含有率（重量百分率）の上限を50%未満とする。
- (c) 浸透した水が土壌又は公共用水域へ拡散するおそれのある箇所に、工作物の埋め戻し材料等として再生砂を使用する際には、六価クロムの溶出について環境基準に適合することを確認する。

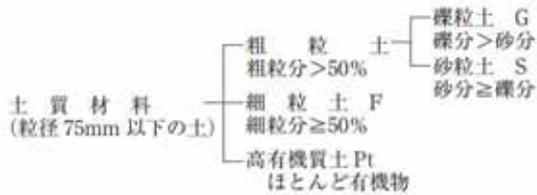
（解説）

再生砂については、75 $\mu$ m以下の細粒分があまりにも多くなることは、埋め戻しや裏込めを行った構造物の長期の安定性等を考慮して避けるべきものと判断し、参考図1に示した土の工学的分類における粗粒土に基づき、上述のような品質基準を定めた。

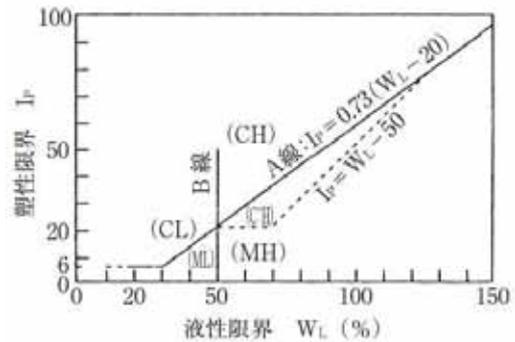
また、再生クラッシュランや再生砂は水と接触すると六価クロムが溶出することがある。そのため、水が拡散するような箇所で使用する場合は、六価クロムの溶出の程度を確認してから使用するとよい。特に、細粒分からは六価クロムなどが多く溶出する傾向があるので、透水性を有し、浸透した水が土壌又は公共用水域へ拡散するおそれのある箇所に、工作物の埋め戻し材料等として再生砂を使用する際には、当面、六価クロムについて、「公共建設工事における再生コンクリート砂の使用に係る留意事項について（通知）平成19年10月11日付 国官技第181号」に従い、平成3年8月23日付け環境庁告示第46号に規定される測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認することとする。この場合、積算にあたっては必要な費用を計上すること。なお、試料には再生コンクリート砂製品を直接使用し、各工事で1購入先当たり1検体の試験を行うものとする。

|    |     |      |       |     |        |      |      |
|----|-----|------|-------|-----|--------|------|------|
|    | 5μm | 75μm | 425μm | 2mm | 4.75mm | 19mm | 75mm |
| 粘土 | シルト | 細砂   | 粗砂    | 細礫  | 中礫     | 粗礫   |      |
|    |     | 砂    |       | 礫   |        |      |      |

(a) 土質材料の粒径区分とその呼び名



(c) 塑性図



(b) 土の工学的分類体系 (大分類)

| 大分類                         | 中分類   | 小分類   | 細分類   |
|-----------------------------|---|---|---|
| 粗粒土<br>粗粒分 > 50%            | 礫粒土 G<br>礫分 > 砂分                              | きれいな礫 (G)<br>細粒分 < 5%                             | $U_c \leq 10, 1 < U_c' \leq \sqrt{U_c}$ 粒度のよい礫 (GW) |
|                             |   |   | 上記以外 粒度のわるい礫 (GP)                                   |
|                             |   | 細粒分 < 15%   | 細粒分が主に (M) シルトまじり礫 (G-M)                            |
|                             |   |   | (C) 粘土まじり礫 (G-C)                                    |
|                             |   |   | (O) 有機質まじり礫 (G-O)                                   |
|                             | 砂粒土 S<br>砂分 ≥ 礫分                              | きれいな砂 (S)<br>細粒分 < 5%                             | $U_c \leq 10, 1 < U_c' \leq \sqrt{U_c}$ 粒度のよい砂 (SW) |
|                             |   |   | 上記以外 粒度のわるい砂 (SP)                                   |
|                             |   | 細粒分 < 15%   | 細粒分が主に (M) シルトまじり砂 (S-M)                            |
|                             |   |   | (C) 粘土まじり砂 (S-C)                                    |
|                             |   |   | (O) 有機質まじり砂 (S-O)                                   |
| 砂質土 (SF)<br>15% ≤ 細粒分 < 50% | 細粒分が主に (M) シルト質砂 (SM)                         |   |   |
|                             | (C) 粘土質砂 (SC)                                 |   |   |
|                             | (O) 有機質砂 (SO)                                 |   |   |
|                             | (V) 火山灰質砂 (SV)                                |   |   |
|                             | (V) 火山灰質砂 (SV)                                |   |   |
| 細粒土<br>細粒分 ≥ 50%            | シルト (M)<br>[ダイレイタンス現象が顕著、乾<br>燥強さが低い]         | $w_L < 50\%$ シルト (低液性限界) (ML)                     |   |
|                             |   | $w_L \geq 50\%$ シルト (高液性限界) (MH)                  |   |
|                             | 粘性土 (C)<br>[ダイレイタンス現象が顕著、乾<br>燥強さが高い、または中くらい] | $w_L < 50\%$ 粘質土 (CL)                             |   |
|                             |   | $w_L \geq 50\%$ 粘土 (CH)                           |   |
|                             | 有機質土 (O)<br>(有機質、暗色で有機臭あり)                    | $w_L < 50\%$ 有機粘質土 (OL)                           |   |
|                             |   | $w_L \geq 50\%$ 有機粘土 (OH)                         |   |
|                             |   | 有機質で、火山灰質 有機質火山灰土 (OV)                            |   |
|                             | 火山灰質粘性土 (V)<br>(地質的背景、火山灰放出物)                 | $w_L < 80\%$ 火山灰質粘性土 (I型) (VH <sub>I</sub> )      |   |
|                             |   | $w_L \geq 80\%$ 火山灰質粘性土 (II型) (VH <sub>II</sub> ) |   |
|                             | 高有機質土 Pt<br>ほとんど有機物                           | 高有機質土 (Pt)  | 未分解で繊維質 泥炭 (Pt)                                     |
| 分解が進み黒色 黒泥 (Mk)             |   |   |   |

$U_c$ : 均等係数,  $U_c'$ : 曲率係数,  $w_L$ : 液性限界

参考図 1 土の工学的分類方法 (案)

技術的事項に関する問い合わせ先：国立研究開発法人 土木研究所

先端材料資源研究センター (iMaRRC)

材料資源研究グループ